

東京都の水産

令和7年版



東京都産業労働局

ま え が き

東京には多摩川や荒川、江戸川などの河川、東京湾から伊豆諸島・小笠原諸島にいたる広大な海域があり、それぞれの地域の特性を活かした水産業が営まれています。東京の水産業は、消費者に新鮮で多様な水産物を供給するとともに、生産の場である河川や海は、都民に安らぎや潤いを与える空間としても大切な役割を担うなど多面的な役割を果たしています。

一方で、令和7年4月には7年9か月継続し、伊豆諸島の漁業に多大な影響を与えてきた黒潮大蛇行が解消しました。しかしながら、東京の水産業を取り巻く環境は依然として厳しく、海水温上昇等の海洋環境の変化による漁獲量への影響、燃油・漁業用資材や養殖用飼料価格の高止まりに加え、漁業者の減少や高齢化が進行しています。

このため、東京都では令和4年度から「東京の水産業振興に向けた専門懇談会」を毎年開催し、専門家の提言を取り入れながら、急速に変化する社会情勢、自然環境等に対応した東京の水産業の振興施策を展開しています。

本書は、東京都の漁業動向を令和6年の水産統計や、令和6年度の事業結果を中心にとりまとめたものです。本書を通じ、東京都の水産業について皆様の関心と理解が一層深まり、東京都の水産業振興の一助となれば幸いです。

令和8年7月

東京都産業労働局農林水産部
水産課長 前 田 洋 志

目 次

I	水産業の概要	1
1	令和7年の都の水産業をめぐる主な動き	3
2	我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域	4
3	現況	6
II	漁業調整対策	15
1	事業概要	17
2	漁業権	18
3	漁業許可	26
4	内水面漁業	28
5	資源管理	32
6	自主的資源管理支援対策事業	34
7	遊漁船業の登録	40
8	漁業取締	40
III	水産業基盤整備	41
1	事業概要	43
2	水産経営構造改善事業	43
3	島しょ漁業振興施設整備事業	44
4	水産物供給基盤整備事業	47
5	内水面振興対策事業	50
6	小笠原漁業振興施設整備事業	52
7	硫黄島関連漁業対策事業	53
8	栽培漁業	54
IV	漁業経営改善対策	57
1	水産業協同組合の育成	59
2	漁業金融	65
3	ぎょしょく普及事業	70
4	TOKYO魚食促進事業	71
5	東京産水産物生産・流通促進事業	72
6	離島漁業再生支援事業	73
7	水産物認証取得支援事業	74
8	東京産水産物の海外販路開拓事業	75
9	東京の漁業人材確保育成事業	76
10	東京の水産業振興に向けた専門懇談会	78
V	漁業補償対策	81

1	漁業共済	8 3
2	漁船保険	8 4
3	漁業公害	8 5
4	東京産水産物の放射性物質検査	8 8
5	演習補償	8 9
VI	行政委員会	9 1
1	海区漁業調整委員会	9 3
2	内水面漁場管理委員会	9 7
VII	島しょ農林水産総合センター	9 9
1	島しょ農林水産総合センターの概要	1 0 1
2	漁業調査指導船	1 1 2
3	島しょ農林水産総合研究センターの分掌事務	1 1 3
VIII	水産行政	1 1 7
1	水産行政組織	1 1 9
2	水産課担当別分掌事務（行政委員会を含む）	1 2 0
IX	資料	1 2 3
1	経営体・就業者	1 2 5
2	生産量・生産額	1 2 6
3	漁船	1 4 3
4	漁業制度と都の漁業	1 4 6

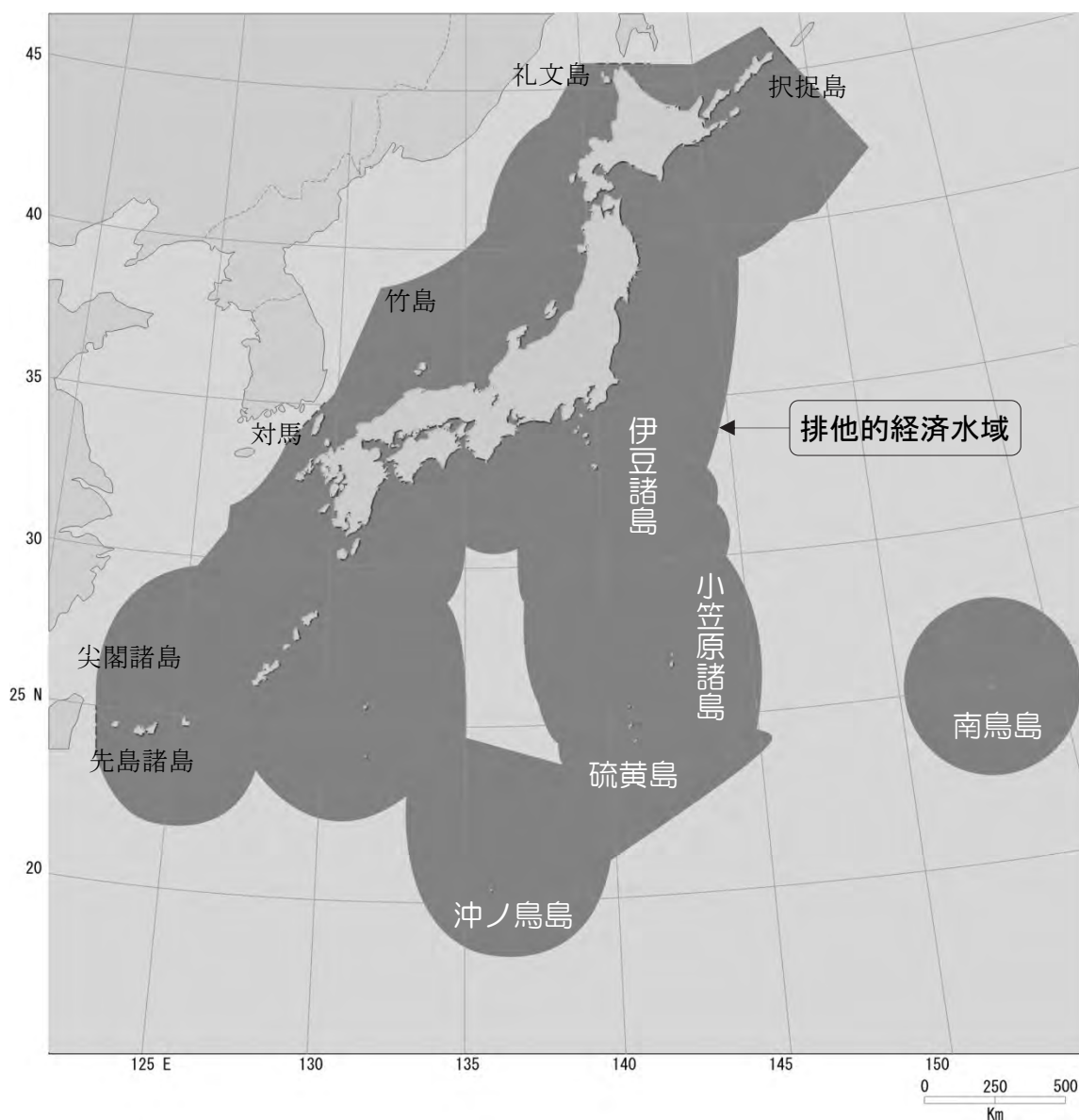
I 水産業の概要

1 令和7年の都の水産業をめぐる主な動き

- 令和6年のキンメダイ生産量は、664トンで全体のおよそ3割強を占める (1月)
- 「TOKYO ISLAND FISH GUIDE(東京アイランドフィッシュガイド)」作成 (2月)
- 令和6年度東京の水産業振興に向けた専門懇談会 第3回開催 (2月)
- 第6期東京海区漁業調整委員会発足 (4月)
- 江戸前アユ遡上推計尾数 約132万尾
・魚体のサイズは過去10年間で最大 (5月)
- 伊豆諸島・5区域が洋上風力発電の「準備区域」として整理 (6月)
- 東京産水産物の親子向け調理講習会開催 (6～11月)
- 令和7年度東京の水産業振興に向けた専門懇談会 第1回開催 (知事出席) (7月)
- ジャパンインターナショナルシーフードショーに東京都、初出展 (8月)
- 気象庁は、平成29年8月から続いた黒潮大蛇行が4月に終息していたことを発表 (8月)
- 東京都と神津島村、チョウザメの養殖に関わる連携協定を締結 (9月)
- 東京都とNTT東日本(株)、「漁協運営型陸上養殖プロジェクト」連携協定を締結 (9月)
- 伊豆諸島の藻場回復手法について検討する第1回伊豆諸島藻場回復検討委員会を開催 (9月)
- 「ブルーシーフードガイド東京都版(2026)」作成 (10月)
- 台風22・23号による八丈島被害発生(後に激甚災害指定)
・断水で約1か月操業停止、給水のため「みやこ」、「やしお」派遣 (10月)
- 令和7年度東京の水産業振興に向けた専門懇談会 第2回開催 (11月)
- 水産庁「さかなの日」メンバーに加入 (11月)

2 我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域

(1) 我が国の200海里水域（概念図）



排他的経済水域とは

国連海洋法条約に基づき、沿岸国が主権的権利を行使することができる海域。

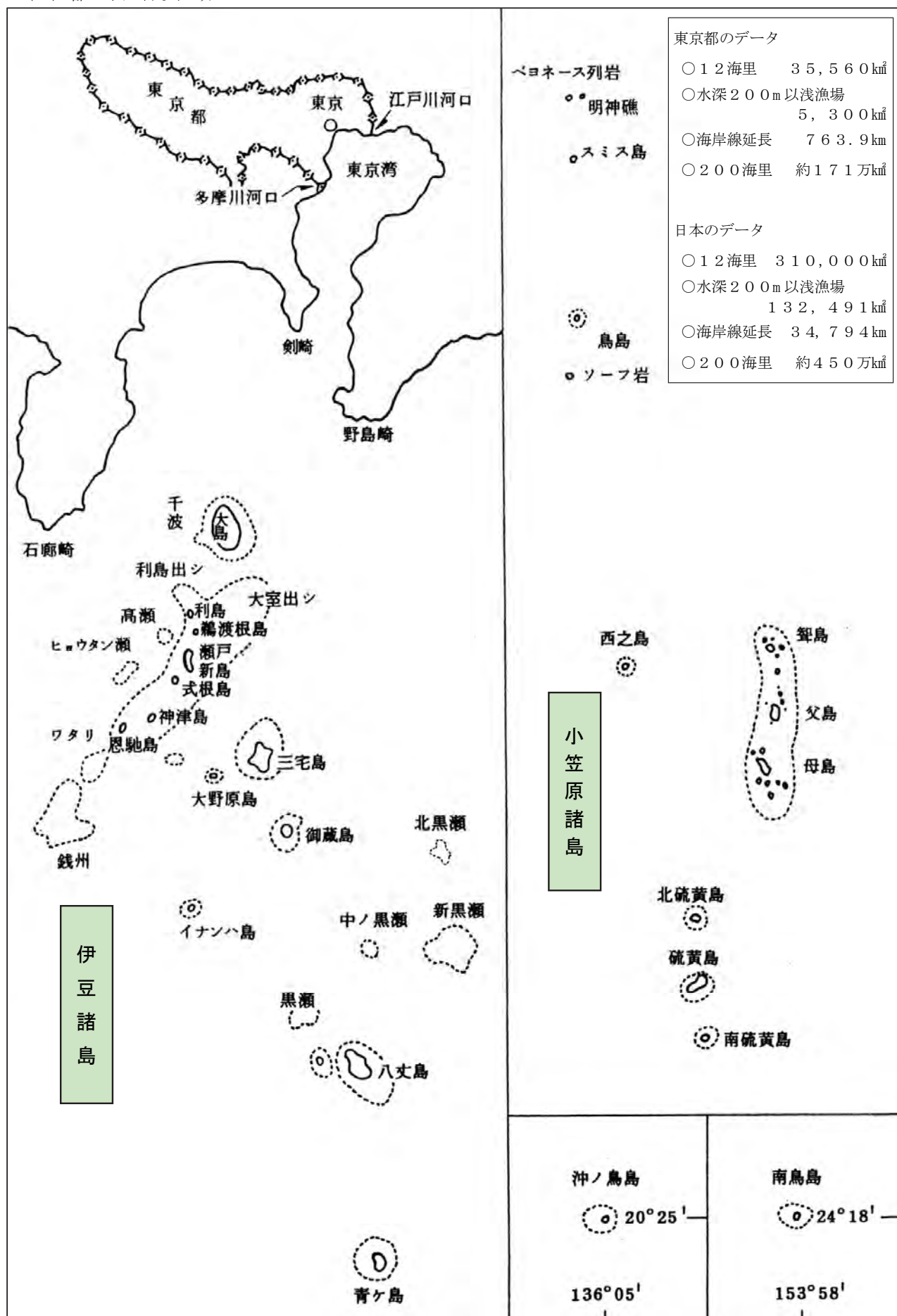
200海里（約370km）を超えない範囲で設定され、排他的に漁業を営む権利（外国人は許可を得なければ漁業を行うことができない）を得る一方、生物資源を保存・管理する義務を負う。

領海とは

領海の基線から、その外側12海里（約22km）の線までの海域。

沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下にも及ぶ。

(2) 都の水産行政区域



3 現 況

東京都の水産業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を主漁場とする島しょ漁業、東京湾で行う内湾漁業、多摩川・江戸川を主な漁場とする内水面漁業がある。

また、都内の企業が行う遠洋・沖合漁業もある。

各漁業の特徴は、次のとおりである。

【島しょ漁業】

島しょ周辺海域は、複雑な海底地形と黒潮の影響を受け日本有数の好漁場で、都の漁業者の他、全国からの多くの漁業者も操業を行っている。伊豆・小笠原諸島においては、漁業は地域の基幹産業として発展してきた。しかし、近年では資源減少による漁獲量の低迷や気候変動による海水温の上昇、磯焼け、海況不良日の増加による出漁日数の減少、世界情勢による燃油価格の高止まりなど、漁業を取り巻く厳しい情勢を背景に、漁業者は苦しい経営を余儀なくされている。

大島海域では、トサカノリやテングサ、トコブシ、アワビ類を対象とした採介藻漁業やイセエビの刺網漁業を主体に、メダイやイサキ、キンメダイ等の底魚一本釣り漁業、マグロ類、カツオ類のひき縄漁業などの漁船漁業が営まれている。

利島海域では、トサカノリなどを対象とした採介藻漁業が主体的に営まれている。

新島・式根島海域では、キンメダイ、ムツ類の底魚一本釣り漁業、マグロ類、カツオ類のひき縄漁業、タカベの刺網漁業などの漁船漁業が営まれている。

神津島海域では、キンメダイ、メダイの底魚一本釣り漁業を主体とし、マグロ類、カツオ類のひき縄漁業、延縄漁業などの漁船漁業が営まれている。

三宅島海域では、マグロ・カツオを対象としたひき縄漁業・延縄漁業、メダイ・キンメダイ等を対象とした底魚一本釣り漁業が主に営まれている。また、平成18年には定置網漁業も再開されている。

八丈海域では、カツオ・マグロを対象としたひき縄漁業、ムロアジの棒受網漁業、トビウオの流し刺網漁業、キンメダイ・メダイ・アオダイ・ハマダイ等の底魚一本釣り漁業が盛んに営まれている。

小笠原海域は、ハタ類などの底魚一本釣り漁業やマグロ・カジキ類の立て縄漁業、ソデイカ漁業などの漁船漁業が盛んに営まれている。

【内湾漁業】

東京内湾には、かつて5,000人を超える漁業者が存在したが、昭和37年の漁業権等の廃止以降は、湾内の埋め立てや漁場環境の悪化などにより、多くの漁業者が転業を余儀なくされた。最近では、公害規制の強化や埋め立て工事の減少等によって湾内の水質も徐々に改善されたことから、スズキ・カレイ類を対象とした刺網漁業やアサリの採貝漁業、アナゴのせん漁業（かごや筒を使用する漁業）などが自由漁業として営まれ、漁獲した魚介類は江戸前ものとして人気が高い。

【内水面漁業】

首都圏を流れる多摩川や江戸川などには漁業権が設定されており、漁業協同組合がアユやマス類など

を放流して資源の維持増加に努めながら、遊漁の振興を通じた地域活性化に貢献している。最近では水質改善等により天然アユの遡上が確認されており、かつて多摩川の特産品として江戸幕府へ上納された「献上鮎」のような美味しい「江戸前アユ」の復活に、漁業関係者から大きな期待が寄せられている。また、下流域や河口部ではウナギ漁業やシジミ漁業が営まれている。

多摩地域では、山間部を中心にニジマスやヤマメ等の養殖が行われており、特に、平成10年に東京都水産試験場が開発した「奥多摩やまめ」は、さまざまな活用方法が試行され、特産品としての定着化が進んでいる。

(1) 漁業生産構造

①漁業経営体（令和5年）

区分	漁船非使用	漁船使用							小型定置網	海面養殖	内水面養殖	合計
		無動力漁船	船外機付漁船	1トン未満	1トン3トン	3トン5トン	5トン以上	小計				
区部	5	0	10	3	29	11	17	70	2	0	1	78
市町村部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16
大島		10	0	22	3	21	31	90	167	0	2	179
	大島	7	0	17	2	3	10	4	36	0	1	44
	利島～神津島	3	0	5	1	18	21	86	131	0	1	135
三宅島		0	0	0	1	7	5	18	31	1	0	32
	三宅島	0	0	0	0	2	5	18	25	1	0	26
	御蔵島	0	0	0	1	5	0	0	6	0	0	6
八丈島		1	0	0	1	1	9	45	56	0	0	57
	八丈島	1	0	0	1	1	4	45	51	0	0	52
	青ヶ島	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	5
小笠原	0	0	1	0	0	13	40	54	0	0	0	54
合計	16	0	33	8	58	69	210	378	3	2	17	416

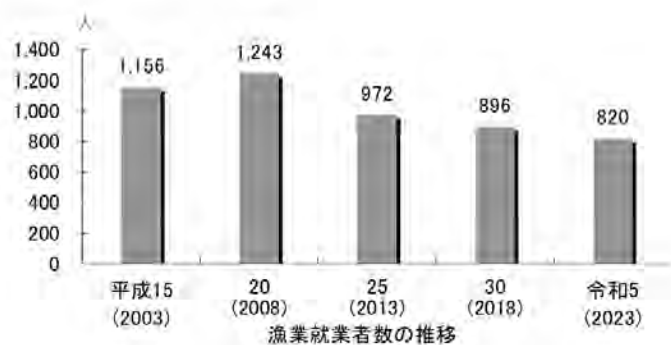
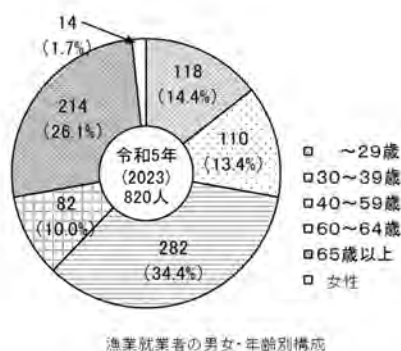
資料：2023年漁業センサス

漁業経営体：調査期日（令和5年11月1日）前1年間に海面において30日以上漁業を行った世帯または事業所をいう。

※船外機付漁船：これまでは動力漁船の1トン未満に含まれていたが、平成20年より別階層として集計

②漁業就業者数

漁業就業者は、820人で5年前に比べ76人減少した。就業者内訳では、男性が806人、女性14人であり、男性就業者の36.7%が60歳以上である。



資料：2023年漁業センサス

資料：漁業センサス（2003年、2008年、2013年、2018年、2023年） 注：平成15年は三宅島を含まず。

③漁船（小型漁船を含む）

漁船は、その所有者が東京都を主たる根拠地とする場合、漁船法に基づき、都に登録しなければならない。

令和6年12月末現在、内湾で165隻、島しょで632隻、会社等で41隻、計838隻が東京都に登録されている。

所属別登録漁船状況

（令和6年12月末現在）

漁船 所属	動 力 漁 船									合 計		
	100トン以上			5トン～100トン			5トン未満					
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数
内 湾	0	0.00	0	12	118.20	3,127	153	284.21	10,832	165	402.41	13,959
島 し ょ	0	0.00	0	251	2,415.48	75,217	381	773.21	29,979	632	3,188.69	105,196
会 社	7	13,830.00	14,076	0	0.00	0	0	0.00	0	7	13,830.00	14,076
官 公 庁	28	24,150.00	51,328	4	169.00	3,411	2	5.17	210	34	24,324.17	54,949
そ の 他	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0
合 計	35	37,980.00	65,404	267	2,702.68	81,755	536	1,062.59	41,021	838	41,745.27	188,180

資料：水産課調べ

④漁港

伊豆諸島には、第1種漁港が16港、第2種漁港が1港、第4種漁港が6港ある。また、小笠原諸島には、第4種漁港が2港ある。

また、地方港湾は16港湾あり、小型船係留施設で漁船を係留している。

臨海部には、漁港はない。

東京都の漁港位置図



漁港・港湾一覧

種類 島名		漁 港				港湾
		漁港種類	漁港名	管理者	漁港指定年月日	地方港湾
大 島		第1種	泉 津	都	S 26. 7. 10	元 町 岡 田 波浮港
			差木地	都	30. 10. 21	
			野 増	都	27. 6. 23	
			元 町	都	26. 7. 10	
			岡 田	都	27. 7. 29	
利 島		—	—	—	—	利 島
新 島		第1種	羽 伏	都	27. 7. 29	新 島
			若 郷	都	27. 6. 23	
式根島		第1種	野 伏	都	26. 7. 10	式根島
			小 浜	都	27. 6. 23	
神津島		第4種	三 浦	都	30. 10. 21	神津島
三宅島		第1種	大久保	都	27. 7. 29	三 池 大久保
			湯の浜	都	30. 10. 21	
			伊ヶ谷	都	27. 6. 23	
		第2種	坪 田	都	26. 7. 10	
		第4種	阿 古	都	26. 7. 10	
御蔵島		—	—	—	—	御蔵島
八丈島		第1種	出 鼻	町	29. 10. 30	神 湊 八重根 (洞輪沢)
			洞輪沢	都	27. 6. 23	
			中之郷	都	27. 6. 23	
			ナズマド	町	27. 6. 23	
		第4種	神 湊	都	26. 7. 10	
			八重根	都	26. 7. 10	
青ヶ島		—	—	—	—	青ヶ島 大千代
小笠原	父島	第4種	二 見	都	45. 6. 15	二 見
	母島		母 島	都	63. 3. 31	沖
計		都営21漁港(第1種14港、第2種1港、第4種6港) 町営 2漁港(第1種2港)				町営16港

注:漁港種類

第1種 : その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

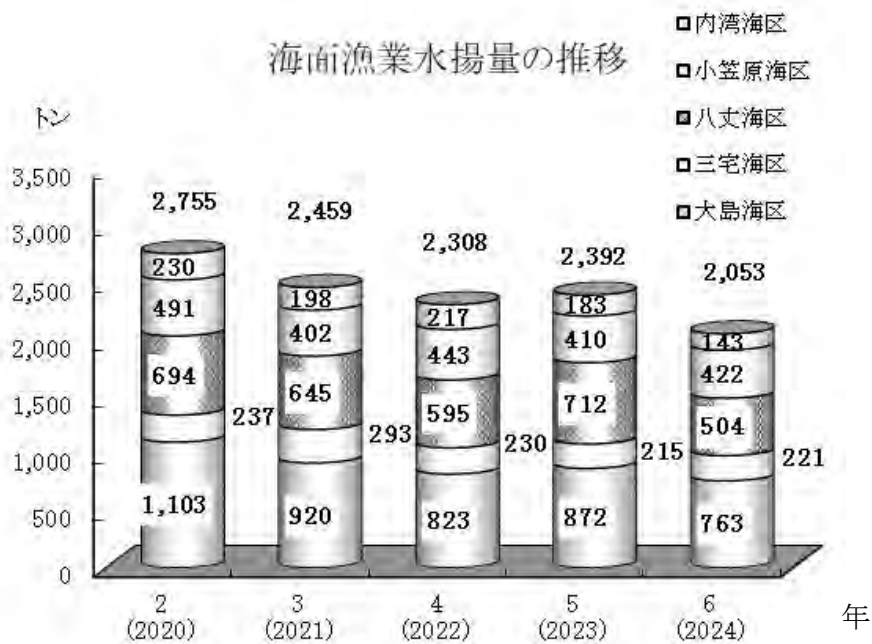
第2種 : その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。

第3種 : その利用範囲が全国的なもの。

第4種 : 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

(2) 漁業生産

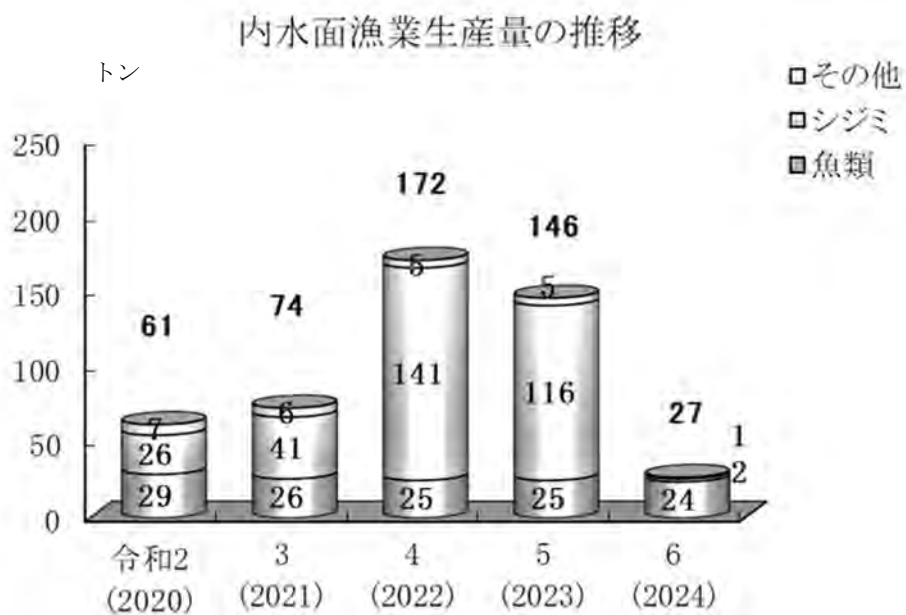
①沿岸漁業



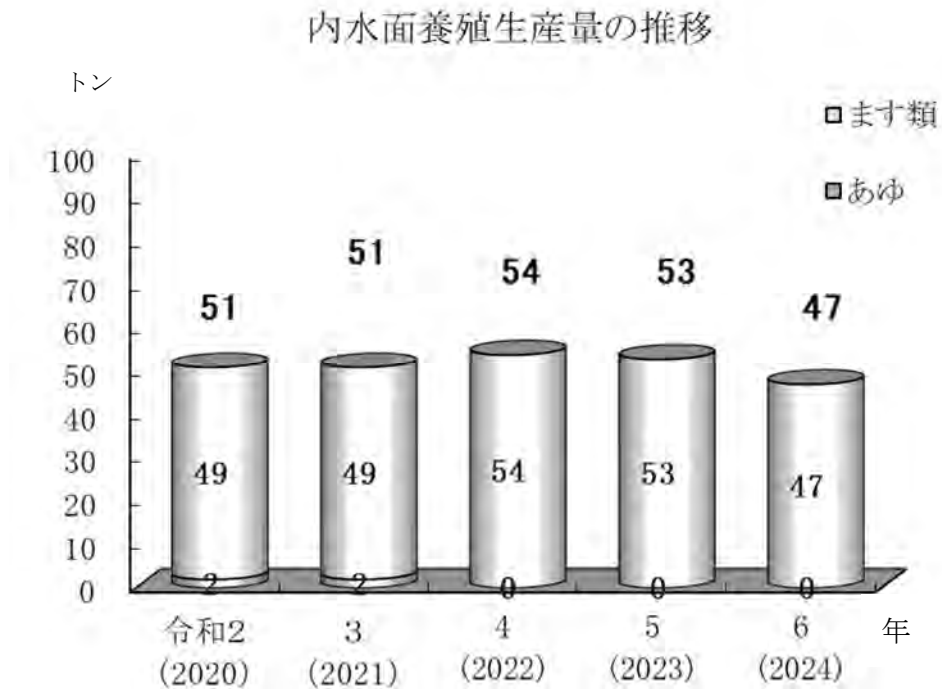
生産量の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 まぐろ類 第3位 かじき類

②内水面漁業



③養殖漁業（内水面養殖）



※①～③のグラフについては、四捨五入により計が合わないことがある。

（資料）「海面漁業水揚量の推移」

：海面漁業生産統計調査（農林水産省）及び東京都産業労働局調べ
「内水面漁業生産量の推移」

：内水面漁業生産統計調査（農林水産省）

「内水面養殖生産量の推移」

：東京都産業労働局調べ

Ⅱ 漁業調整対策

1 事業概要

【伊豆諸島】

伊豆諸島では、てんぐさ等を対象とする採介藻漁業やたかべ建切網漁業等の漁業権漁業、あじ・さば等を対象とする知事許可漁業及び底魚一本釣り漁業等の自由漁業が行われている。

漁業権は、各島周囲 1,000～2,000 メートル以内の海域に第 1 種、第 2 種共同漁業権を設定している。

知事許可漁業のうち、火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業は、静岡県等 4 都県の漁業者が入会いで操業している。そのため、関係都県の漁業者による漁業調整の場として、一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）連合海区漁業調整委員会を設置し、漁業の許可隻数等の協議を行っている。

伊豆諸島海域では、他県漁船による入会操業が多く、漁業間での漁場競合もあるため、都は関係者の意見を聞きながら調整を行っている。

【小笠原諸島】

小笠原諸島では、いせえびを対象とするかご漁業等の漁業権漁業、底魚一本釣り漁業、かつお・まぐろ釣り漁業、さんご漁業等の知事許可漁業等が行われている。

返還後の昭和 47 年に小笠原海区漁業調整委員会（平成 16 年に東京海区に統合）が設置され、漁業権も同年から設定している。現在では、聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島の各島周囲 2,000 メートル以内の海域に、第 1 種、第 2 種共同漁業権を設定している。

【内湾漁業】

内湾には漁業権や漁業許可による漁業はなく、自由漁業のみが行われている。しかし、内湾は都民が自然とふれ合うレクリエーションの場でもあるため、資源と漁場の有効利用を図り、漁業秩序の確立に努める必要がある。

【内水面漁業】

内水面の漁業権は、多摩川水系、中川・荒川水系、江戸川水系に計 15 件免許している。第 5 種共同漁業権漁場では、あゆ等の放流増殖を行っている。遊漁者は、知事が認可する「遊漁規則」に基づいて遊漁を行っている。また、第 1 種はしじみ等を内容とするものである。

【漁業と遊漁の調整】

近年、遊漁者の増加に伴い、漁場利用をめぐる漁業と遊漁の紛争が多発している。このため、水産基本法、沿岸漁場整備開発法及び遊漁船業の適正化に関する法律等の主旨に基づき、海面の合理的な利用を図るための調整指導等を行っている。

2 漁業権

(1) 海面漁業権一覧

(令和7年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
大島支庁管内	共1	○		伊豆大島、元町	大島地先距岸 1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	6,450
	2		○	"	"	たかべ刺網外2	6,450
	3	○		利島村	利島地先距岸 1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	1,308
	4		○	"	"	たかべ建切網外3	1,308
	5	○		にいじま	鵜渡根島地先距岸 1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	680
	6		○	"	"	たかべ建切網外3	680
	7	○		"	新島、式根島及び地内島の地先距岸	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	9,593
	8		○	"	2,000m	たかべ建切網外3	9,593
	9	○		神津島	神津島、祇苗島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	5,685
	10		○	"	"	たかべ建切網外2	5,685
	11	○		"	恩馳島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	1,720
	12		○	"	"	たかべ建切網外2	1,720
	13	○		神津島、にいじま	神津島村銭洲地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外4	2,396
	14		○	神津島	"	たかべ建切網外3	2,396

(令和7年4月1日)

区 分	免 許 番 号	共 同 漁 業 権 の 種 別		漁 業 権 者 の 名 称 (漁業協同組合名略)	漁 場 の 区 域	漁 業 の 種 類	面 積 (h a)
		第 一 種	第 二 種				
三 宅 支 庁 管 内	共 15	○		三宅島	三宅島地先距岸 1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外 9	5,127
	16		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ刺網外 1	5,127
	17	○		三宅島	大野原島地先距岸 1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外 9	1,027
	18		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ刺網外 1	1,027
	19	○		御蔵島村	御蔵島地先距岸 1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外 7	2,135
	20		○	御蔵島村、三宅島	〃	たかべ刺網外 1	2,135
八 丈 支 庁 管 内	21	○		八丈島	八丈島地先距岸 1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外 1 1	5,119
	22		○	〃	〃	いそ魚底刺網	5,119
	23	○		〃	八丈小島地先距岸 1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外 1 1	1,374
	24		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,374
	25	○		青ヶ島村	青ヶ島地先距岸 1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外 3	1,350
	26		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,350

(令和7年4月1日)

区 分	免 許 番 号	共 同 漁 業 権 の 種 別		漁 業 権 者 の 名 称 (漁業協同組合名略)	漁 場 の 区 域	漁 業 の 種 類	面 積 (h a)
		第 一 種	第 二 種				
小 笠 原 支 庁 管 内	共 62	○		小笠原島	一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、賀島、 針之岩及び煤島地先距岸 2,000m	いせえび、しゃこがい外 7	7,817
	63		○	〃	〃	たかべ（うめいろ）寄せ網	7,817
	64	○		〃	嫁島、前島及び後島地先 2,000m	いせえび、しゃこがい外 7	2,113
	65		○	〃	〃	たかべ（うめいろ）寄せ網	2,113
	66	○		〃	孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及 び南島地先距岸 2,000m	いせえび、しゃこがい外 7	15,662
	67		○	〃	〃	たかべ（うめいろ）寄せ網	15,662
	68	○		小笠原母島	母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島 地先距岸 2,000m	いせえび、しゃこがい外 7	19,174
	69		○	〃	〃	たかべ（うめいろ）寄せ網	19,174
	70	○		小笠原島、小笠原母島	北硫黄島地先距岸 2,000m	いせえび、まるさざえ外 2	3,088
	71		○	〃	〃	たかべ（うめいろ）寄せ網	3,088
	72	○		〃	硫黄島地先距岸 2,000m	いせえび、まるさざえ外 2	5,527
	73		○	〃	〃	たかべ（うめいろ）寄せ網	5,527
	74	○		〃	南硫黄島地先距岸 2,000m	いせえび、まるさざえ外 2	2,746
	75		○	〃	〃	たかべ（うめいろ）寄せ網	2,746
計		20	20				

免許年月日 令和5年9月1日 免許存続期間 10年（令和15年8月31日）

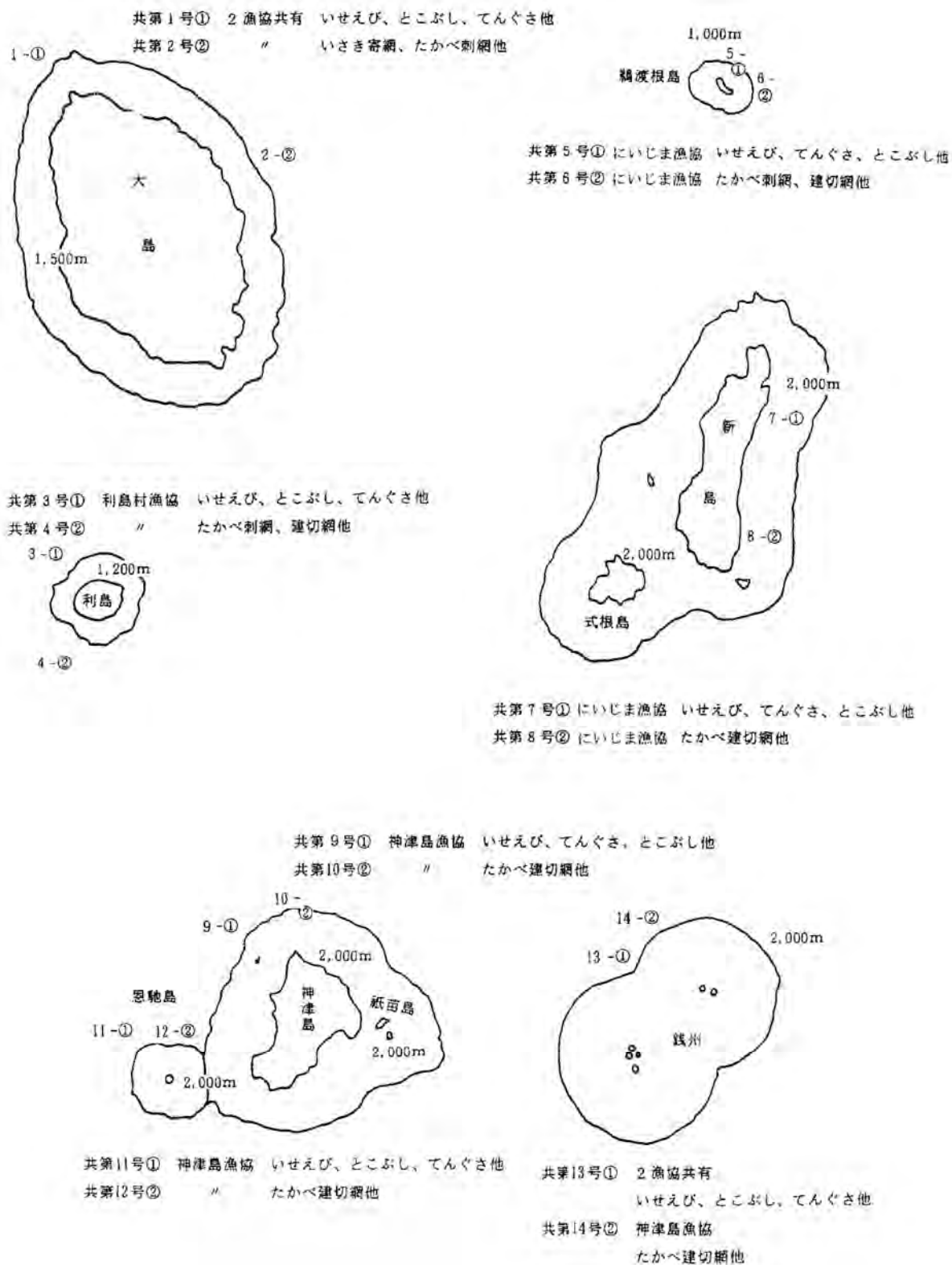
(2) 内水面共同漁業権一覧

(令和7年4月1日現在)

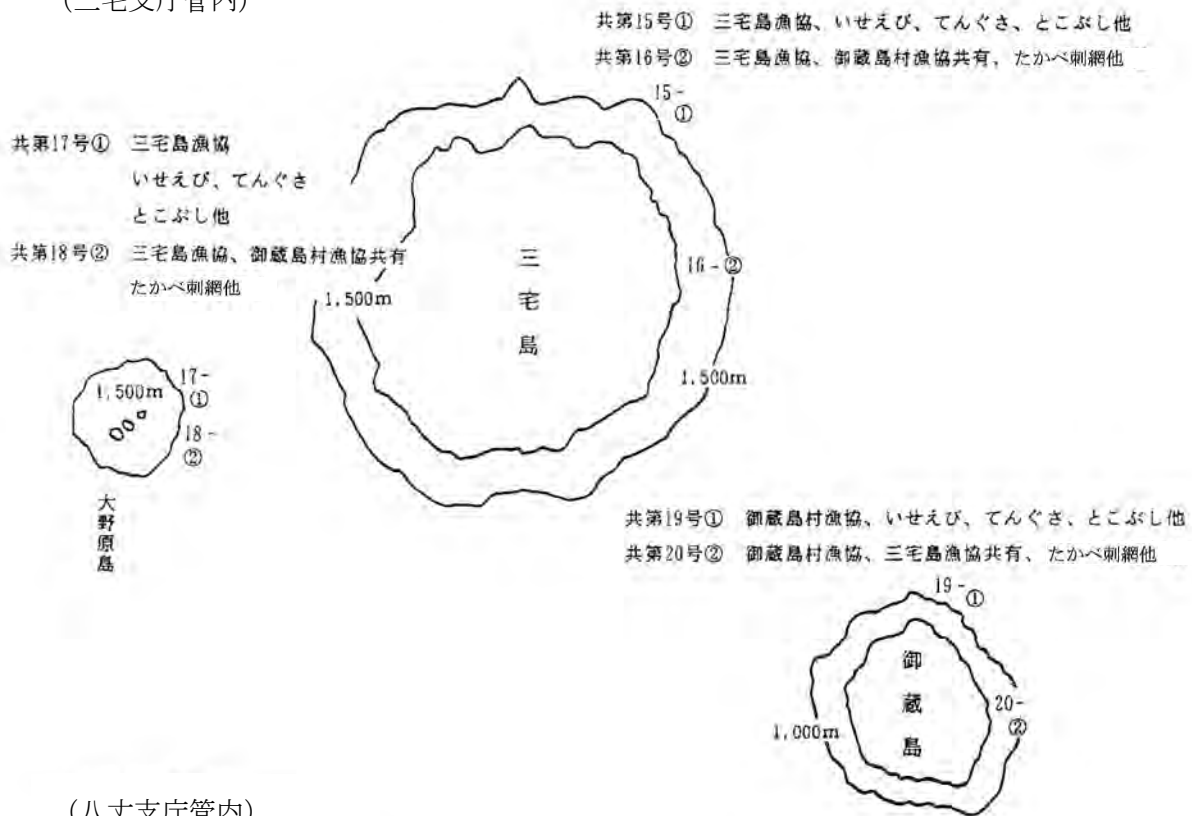
免許番号	種 別		漁 業 権 者		免 許 年月日	免 許 期 間	漁 業 権 魚 種
	第一種	第五種	数	名 称 (◎印・・・代表者)			
内 共 第 1 号		○	2	◎奥多摩、氷川	5.9.1	10年	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい、かじか
2		○	1	秋川	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか
3		○	1	多摩川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
4		○	1	奥多摩	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、かじか
5		○	2	◎多摩川、恩方	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか
6		○	1	東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ
7	○		6	◎東京東部、芝、港、大田、佃島、中	〃	〃	えむし、しじみ
8	○		1	東京東部	〃	〃	えむし、しじみ
9		○	1	小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
10		○	1	小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
11	○	○	5	◎東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市	〃	〃	しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎ
12		○	2	◎多摩川、川崎河川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
13	○		3	◎大田、多摩川、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
14	○		7	◎大田、芝、港、佃島、中央隅田、東京東部、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
15		○	1	小河内	〃	〃	やまめ、いわな
埼玉県共第 2		○	3	◎埼玉南部、武蔵、入間	6.1.1	10年	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
5		○	4	◎埼玉東部、埼玉中央、埼玉南部、埼玉県北部	〃	〃	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず
7		○	2	◎入間、奥多摩	〃	〃	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ
8		○	2	◎埼玉南部、東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ、なまず
計	5	15	46				

(3) 海面漁業権漁場図 (略図)

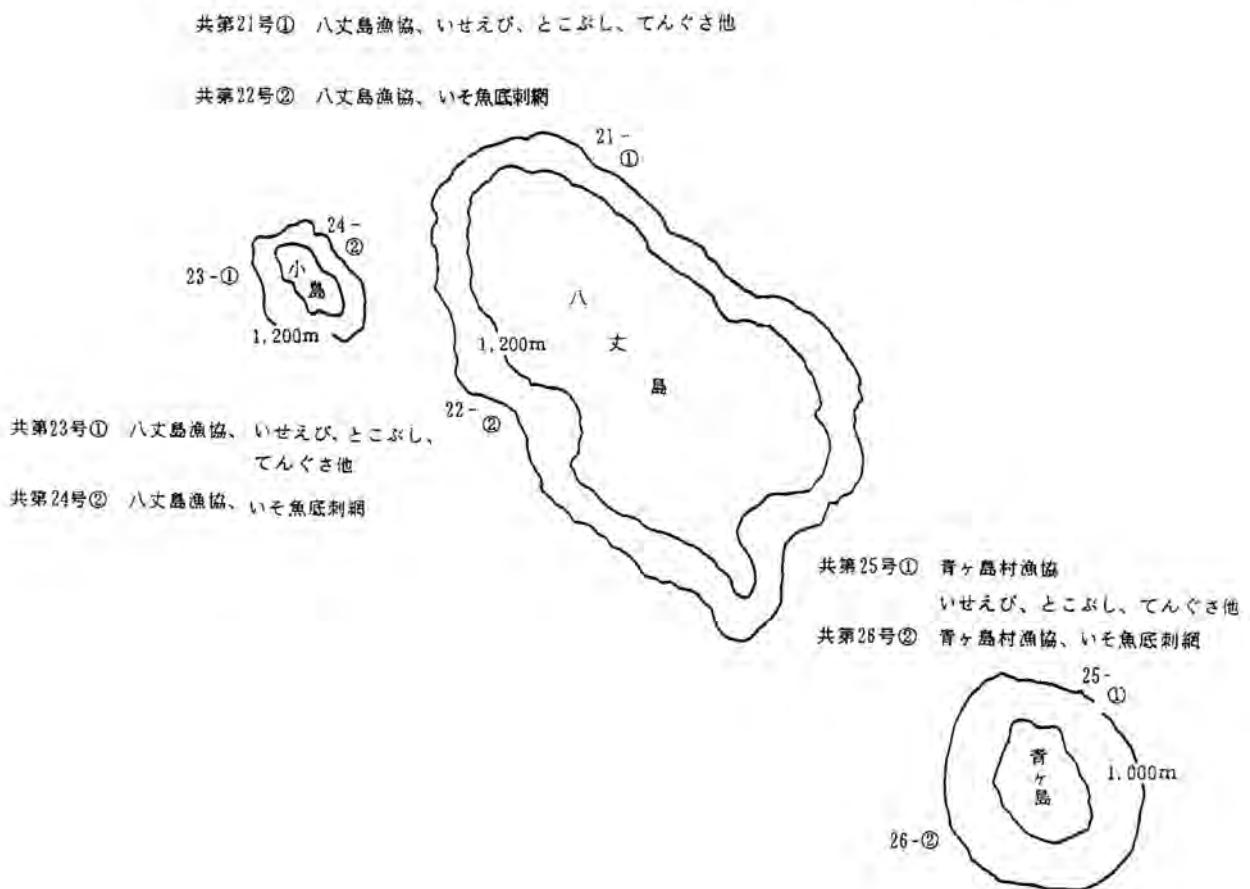
(大島支庁管内)



(三宅支庁管内)



(八丈支庁管内)



(小笠原支庁管内)



共第62号① 小笠原島漁協 いせえび、しゃこ貝他
共第63号② " たかべ建切網他

共第64号① 小笠原島漁協 いせえび、しゃこ貝他

共第65号② 小笠原島漁協 たかべ(うめいろ)寄せ網



共第66号① 小笠原島漁協

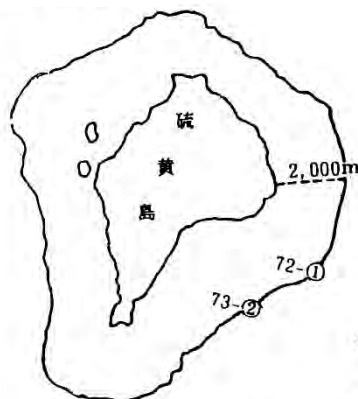
いせえび、しゃこ貝他

共第67号② 小笠原島漁協 たかべ(うめいろ)寄せ網



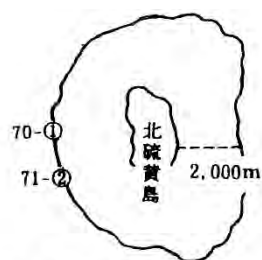
共第68号① 小笠原母島漁協 いせえび、しゃこ貝他

共第69号② 小笠原母島漁協 たかべ(うめいろ)寄せ網



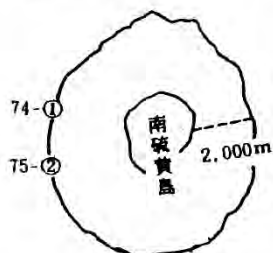
共第72号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協 いせえび、しゃこ貝他

共第73号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協 たかべ(うめいろ)寄せ網



共第70号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協 いせえび、しゃこ貝他

共第71号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協 たかべ(うめいろ)寄せ網

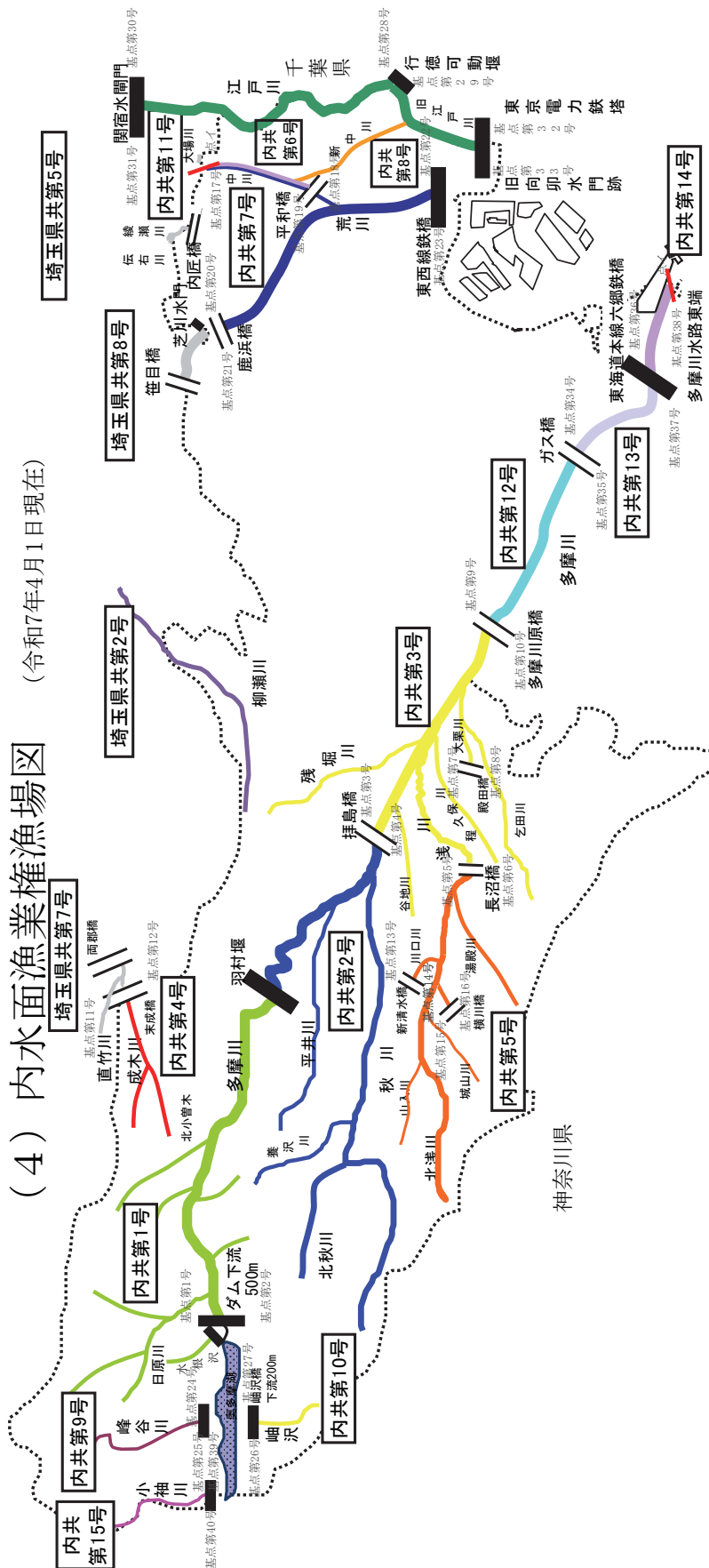


共第74号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協 いせえび、しゃこ貝他

共第75号② " たかべ(うめいろ)寄せ網

(4) 内水面漁業権漁場図

(令和7年4月1日現在)



免許番号	種類	種類	魚種	免許期間
内共第1号	第5種共同	氷川	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか	令和5年9月1日
2号	"	〇奥多摩	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	～
3号	"	〇秋川	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、かじか	令和5年8月31日
4号	"	〇多摩川	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、かじか	
5号	"	〇奥多摩	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、かじか	
6号	"	〇多摩川	こい、ふな、うなぎ	
7号	第1種共同	〇東京東部	えむし、しじみ	
8号	"	〇東京東部	えむし、しじみ	
9号	第5種共同	〇小川内	にじます、やまめ、いわな、うぐい	
10号	"	〇小川内	しじみ、こい、ふな、うなぎ	
11号	第1、5種	〇東京東部	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	
12号	第5種共同	〇多摩川	えむし、しじみ	
13号	第1種共同	〇多摩川	えむし、しじみ	
14号	第1種共同	〇大田 芝 港 佃島 中央隅田 東京東部 川崎河川	やまめ、いわな	
15号	第5種共同	〇小川内	あゆ、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なます	令和6年1月1日
埼玉県共第2号	第5種共同	〇埼玉南部、武蔵、入間	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なます	～
埼玉県共第5号	第5種共同	〇埼玉東部	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか	令和15年12月31日
埼玉県共第7号	第5種共同	〇入間 奥多摩		
埼玉県共第8号	第5種共同	〇埼玉南部 東京東部		

3 漁業許可

(1) 漁業許可件数

(令和7年3月31日現在)

漁業種類 \ 支庁	大島	三宅	八丈	小笠原	その他	合計
中 型 ま き 網	4	0	0	0	0	4
本 さ ん ご	4	1	13	9	0	27
造 礁 さ ん ご	0	0	0	2	0	2
か め	0	0	3	28	0	31
あじさば棒受け網	0	0	5	0	5	10
火 光 利 用 さ ば	0	0	0	0	21	21
小 型 ま き 網	0	0	0	0	0	0
機 船 船 び き 網	0	0	0	0	0	0
とびうお流し刺し網	6	1	10	0	0	17
とびうお流しまき網	0	0	3	0	0	3
刺 し 網	0	0	0	0	0	0
潜 水 器	19	0	0	0	0	19
いそ魚寄せ網	0	0	0	0	0	0
建 て 切 り 網	1	0	0	0	0	1
固 定 式 刺 し 網	1	0	0	0	0	1
四 そ う 張 り 網	0	0	0	0	0	0
地 び き 網	0	0	0	0	0	0
小 型 定 置	0	0	0	0	0	0
底 は え 縄	0	0	0	0	0	0
底 魚 一 本 釣 り	0	1	0	43	9	53
ひ き 縄	0	1	0	41	12	54
ま ぐ ろ は え 縄	0	0	0	6	19	25
かつお・まぐろ釣り	0	1	0	44	9	54
底 立 て は え 縄	1	3	3	0	11	18
小型機船底びき網（内水面）	0	0	0	0	100	100
合 計	36	8	37	173	186	440

(2) 他県入会漁業の都県別許可状況

(令和7年3月31日現在)

漁業種類	地域	東京	千葉	神奈川	静岡	その他	合計
あじさば棒受け網		5	3	0	2	0	10
火光利用さば		0	16	1	4	0	21
底魚一本釣り		44	0	0	0	9	53
ひき縄		42	0	0	0	12	54
まぐろはえ縄		6	0	0	0	19	25
かつお・まぐろ釣り		45	0	0	0	9	54
底立てはえ縄		7	0	2	9	0	18
小型機船底びき網（内水面）		67	32	0	0	1	100
合計		216	50	3	15	51	335

(3) 農林水産大臣指定漁業等進達状況

(R6. 4. 1～R7. 3. 31)

漁業種類	進達内容	許可	転載	試験	認可	承認	書換え 変更	その他	合計
沖合底びき網									0
以西底びき網				1					1
遠洋底びき網									0
大中型まき網									0
基地式捕鯨									0
母船式捕鯨		2							2
かつお・まぐろ				9			1	1	11
中型さけ・ます流し網									0
北太平洋さんま							1	1	2
日本海べにずわいがに									0
いか釣り				1	1		1	2	5
試験研究		9							9
特定水産動植物採捕									0
合計		11	0	11	1	0	3	4	30

その他は、大臣許可漁業の許可等の適格性に関する申立、漁獲割当割合設定申請

4 内水面漁業

(1) 主要河川・魚種別放流実績の推移

単位：尾

魚類名	年度 水系名	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
あ ゆ	多摩川・秋川	稚 329,000 成 208,115	稚 347,861 成 209,928	稚 366,689 成 197,052	稚 380,900 成 177,547	稚 361,760 成 142,928
に じ ま す	多 摩 川 秋 川 ・ 浅 川	稚 0 成 122,870	稚 0 成 146,270	稚 0 成 109,395	稚 0 成 90,100	稚 0 成 169,059
こ い 産 卵 場	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 0 56カ所	稚 0 52カ所	稚 0 56カ所	稚 0 52カ所	稚 0 61カ所
ふ な	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 152,000 成 12,900	稚 152,000 成 9,567	稚 76,000 成 12,650	稚 152,000 成 9,217	稚 262,600 成 1,850
う な ぎ	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 7,843 成 0	稚 7,200 成 0	稚 7,840 成 0	稚 7,590 成 0	稚 9950 成 0
や ま め	多摩川・秋川	稚 330,000 成 48,420 卵 266,500	稚 320,000 成 121,710 卵 266,500	稚 220,000 成 120,296 卵 346,500	稚 220,000 成 127,150 卵 346,500	稚 360,700 成 129,550 卵 356,500
い わ な	多摩川・秋川	稚 30,000 成 2,749 卵 10,000	稚 30,000 成 4,460 卵 10,000	稚 30,000 成 2,629 卵 0	稚 30,000 成 2,651 卵 15,000	稚 30,000 成 1,369 卵 10,000
う ぐ い 等 産 卵 場	多 摩 川 秋 川 ・ 浅 川	稚 0 成 1,800 150カ所	稚 0 成 1,800 151カ所	稚 0 成 0 151カ所	稚 0 成 0 151カ所	稚 0 成 0 112カ所
か じ か	秋川・浅川	33カ所	35カ所	35カ所	35カ所	21カ所

※「稚」は稚魚、「成」は成魚数((1)～(3)共通)

※「卵」は発眼卵の埋設数(単位：粒)

※こい産卵場欄の下段、うぐい等産卵場欄の下段及びかじか欄は産卵場造成数

※コイについては、コイヘルペスウィルス病のまん延防止策のため放流を中止している。

(2) 漁業協同組合別、産地別、あゆ放流実績

単位：尾

区分	組合 年度 産別	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合	
		5 (2023)	6 (2024)	5 (2023)	6 (2024)	5 (2023)	6 (2024)
義務放流	人 工 産 (宮 城)	—	—	稚 179,500 成 29,780	稚 216260 成 29,461	—	—
	人 工 産 (岐 阜)	—	—	—	—	稚 0 成 15,200	稚 0 成 14,800
	人 工 産 (富 山)	—	—	稚 35,000	—	—	—
	人 工 産 (栃 木)	成 56,000	成 33,200	稚 166,400 成 13,900	稚 17,800 成 145,500	—	—
	人 工 産 (愛 知)	成 31,867	成 26,667	—	—	—	—
	琵琶湖産	成 30,800	成 20,000	—	—	—	—
多摩川 天然遡上		稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	—	—
計		稚 0 成 118,667	稚 0 成 79,867	稚 380,900 成 43,680	稚 234,060 成 174,961	稚 0 成 15,200	稚 0 成 14,800

(3) 漁業協同組合別、にじます・こい・ふな等放流実績

単位：尾

組合		奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合		東京東部漁業協同組合		小河内漁業協同組合	
魚類	年度	5 (2023)	6 (2024)	5 (2023)	6 (2024)	5 (2023)	6 (2024)	5 (2023)	6 (2024)	5 (2023)	6 (2024)
に	じ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ま	成 66,500	成 82,220	成 7,500	成 15,189	成 12,000	成 10,050	—	—	成 4,100	成 2,300
こ	い	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	—	—
	(産卵場)	16カ所	16カ所	18カ所	23カ所	17カ所	17カ所	1カ所	5カ所	—	—
ふ	な	稚 500	稚 500	稚 6,667	稚 10,000	稚 2,050	稚 1,850	稚 152,000	稚 84,000	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
う	な	—	—	稚 2,140	稚 1,500	稚 2,250	稚 2,250	稚 3,200	稚 6,200	—	—
	ぎ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
や	ま	稚 130,000	稚 130,000	稚 50,000	稚 50,000	稚 10,000	稚 10,000	—	—	稚 30,000	稚 30,000
	め	成 36,000	成 36,500	成 87,500	成 80,000	成 2,000	成 1,400	—	—	成 1,650	成 11,650
		卵 170,000	卵 180,000	卵 131,500	卵 131,500	卵 15,000	卵 15,000	—	—	卵 30,000	卵 30,000
い	わ	稚 0	稚 0	—	—	—	—	—	—	稚 30,000	稚 30,000
	な	成 1,550	成 635	—	—	—	—	—	—	成 1,101	成 734
		卵 15,000	卵 10,000	—	—	—	—	—	—	—	—
う	ぐ	19カ所	19カ所	—	—	11カ所	11カ所	—	—	2カ所	2カ所
	(産卵場)	—	—	105カ所	71カ所	14カ所	14カ所	—	—	—	—
か	じ	—	8カ所	30カ所	8カ所	5カ所	5カ所	—	—	—	—
	か	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 15年度以降「こい」については、コイヘルペスウイルス病のまん延防止策のため放流を中止している。

※ 奥多摩漁業協同組合の放流実績には氷川漁業協同組合放流分を含む。

※ 多摩川漁業協同組合の放流実績には恩方漁業協同組合放流分を含む。

(4) 奥多摩湖魚種別放流経過

区 分 年 度	月 日	魚 種	放 流 数 量	大 き さ	産 地 名
4 (2022)	4. 7. 5	に じ ま す	10, 000 尾	2 g	東京都鮎鱒養殖漁業協同組合
	4. 4. 14	や ま め	30, 000 尾	2 g	東京都鮎鱒養殖漁業協同組合
	4. 6. 4	わかさぎ卵	5, 000 万 粒	発眼卵	西 網 走 漁 協 同 組 合 洞 爺 湖 漁 協 同 組 合
5 (2023)	5. 7. 10	に じ ま す	10, 000 尾	2 g	東京都鮎鱒養殖漁業協同組合
	5. 4. 28	や ま め	30, 000 尾	2 g	東京都鮎鱒養殖漁業協同組合
	5. 5. 16	わかさぎ卵	1 万 粒	発眼卵	西 網 走 漁 協 同 組 合 洞 爺 湖 漁 協 同 組 合
6 (2024)	6. 10. 1	に じ ま す	20, 000 尾	11 g	(公財)東京都農林水産振興財団
	6. 4. 18	やまめ	30, 000 尾	4g	(公財)東京都農林水産振興財団
	実施せず	わかさぎ卵	0 万 粒	—	—

5 資源管理

(1) 国の資源管理の取組

我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。

資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限と漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体だった。

しかし、近年の漁獲に係る技術革新により、従来の管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となった。

このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）が成立し、数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後は、改正法による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）による資源管理基本方針において示した基本的な考え方や方向性に基づき、漁獲可能量による資源管理を推進し、令和 12 年度までに、漁業生産量（養殖及び藻類の生産量を除く。）を 444 万トンまで回復させることを目標とする。

(2) 東京都の資源管理の取組

東京都では、二種類の資源管理を推進している。

一点目は TAC（漁獲可能量）による管理である。農林水産大臣が定めた「特定水産資源」の都道府県別漁獲可能量について、東京都資源管理方針に即して、東京都知事が設定した知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定め、それぞれの知事管理区分において当該知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

特定水産資源のうち、東京都に対しては「まさば及びごまさば太平洋系群」、「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」、「まあじ太平洋系群」の都道府県別漁獲可能量が配分されている。

また、東京都の海面におけるあじ・さば漁業は、従来から一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）による連合海区漁業調整委員会を開催して漁業調整を行うなど、入会で操業が行われているため、漁獲量の管理に当たっては、関係する他県の漁業者等からも「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲量報告を受けている。

一方、漁業経営の安定と持続的な漁業生産の実現を目的として、平成 13 年から「はまとびうお」について都独自の漁獲可能量管理を実施している。更に、本施策の目的を達成するために、漁獲可能量と漁獲努力量のバランスを取る必要性から、主に「はまとびうお」を漁獲している「とびうお流し刺し網漁業」の許可等の最高限度等を設定し、「はまとびうお」の利用をコントロールできるようにした。現在、本施策は、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量管理として実施している。

二点目は、自主的な資源管理である。

東京都の重要な水産資源の内、「特定水産資源」以外の水産資源について、東京都資源管理方針において、資源評価結果に基づいた資源管理目標を定め、その目標を達成させるために、漁業者が自主的に休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等を定めた取組を資源管理協定として策定し、管理を行っている。

今後も、漁業者や漁業団体、東京都資源管理型漁業推進協議会などの意見を踏まえながら、漁獲可能量制度等の的確な運用と、漁協への指導、漁獲量報告体制の整備並びに自主的な資源管理を進めていく。

TAC量の推移

(単位:トン)

	国TAC魚種の東京都への配分									都TAC	漁獲情報オンライン 端末整備
	さんま	すけとう だら	まあじ	まいわし	まさば及び ごまさば	するめいか	ずわい がに	くろまぐろ		はまとびうお	
								小型魚	大型魚		
平成8年 (1996)											整備(水産課、大島支庁)
9年 (1997)	—	—	—	—	—	✕	—	✕	✕		整備(三宅、八丈、小笠原支 庁、都漁連)
10年 (1998)	—	—	—	—	—	—	—	✕	✕	TAC協議会で 検討	整備(波浮港、神津島、三宅島 漁協、都漁連)
11年 (1999)	—	—	—	—	20,000	—	—	✕	✕	TAC協議会で 検討	
12年 (2000)	—	—	—	—	29,000	—	—	✕	✕	魚種決定	
13年 (2001)	—	—	—	—	29,000	—	—	✕	✕	40万尾	
14年 (2002)	—	—	—	—	27,000	—	—	✕	✕	70万尾	
15年 (2003)	—	—	—	—	24,000	—	—	✕	✕	70万尾	
16年 (2004)	—	—	—	—	25,000	—	—	✕	✕	70万尾	
17年 (2005)	—	—	—	—	20,000	—	—	✕	✕	90万尾	
18年 (2006)	—	—	—	—	27,000	—	—	✕	✕	115万尾	
19年 (2007)	—	—	—	—	34,000	—	—	✕	✕	126万尾	機器更新(水産課、支庁、伊豆 大島、神津島、三宅島漁協)
20年 (2008)	—	—	—	—	35,000	—	—	✕	✕	133万尾	
21年 (2009)	—	—	—	—	16,000	—	—	✕	✕	133万尾	
22年 (2010)	—	—	—	—	19,000	—	—	✕	✕	140万尾	
23年 (2011)	—	—	—	—	19,000	—	—	✕	✕	153万尾	
24年 (2012)	—	—	—	—	20,000	—	—	✕	✕	158万尾	平成24年2月末日をもって運用 終了
25年 (2013)	—	—	—	—	21,000	—	—	✕	✕	148万尾	
26年 (2014)	—	—	—	—	27,000	—	—	✕	✕	134万尾	
27年 (2015)	—	—	—	—	26,000	—	—	✕	✕	149万尾	
28年 (2016)	—	—	—	—	24,000	—	—	✕	✕	87万尾	
29年 (2017)	—	—	—	—	21,000	—	—	✕	✕	116万尾	
30年 (2018)	—	—	—	—	12,000	—	—	8.4	23.6	72万尾	
令和元年 (2019)	—	—	—	—	15,000	—	—	9.9	37.0	56万尾	
2年 (2020)	—	—	—	—	10,000	—	—	15.8	48.8	42万尾	
3年 (2021)	—	—	—	—	現行水準 (9,393)	—	—	9.9	61.3	21万尾	
4年 (2022)	—	—	—	—	現行水準 (8,022)	—	—	10.5	40.6	21万尾	
5年 (2023)	—	—	現行水準 (10トン未満)	—	現行水準 (8,038)	—	—	13.3	48.9	21万尾	
6年 (2024)	—	—	現行水準 (10トン未満)	—	現行水準 (6,213)	—	—	10.0	62.4	21万尾	

- ・ まさば及びごまさばの平成9年、平成10年における配分量は、漁獲統計の未整備から、漁獲管理をする必要のない「—」であった。
具体的な数値の配分は、平成11年からである。また、平成18年から管理期間を7月～翌年6月までの1年間に変更。
- ・ くろまぐろについては、平成30年からTAC管理実施。
- ・ 過去の実績がおおむね100t未満(ずわいがにについては漁獲実績なし。)の魚種については、資源に対する漁獲圧力が無視できる程
小さいことから数量を明示せず「—」と表記される。
- ・ 現行水準の()内は目安数量

(4) 資源調査

① キンメダイ

調 査 項 目	調 査 内 容
漁 獲 統 計 調 査	○ 主要漁場で漁法別、銘柄別漁獲量を集計し、月別、年齢別漁獲尾数を求める。
市 場 調 査	○ 市場で銘柄別に体長を測定する。
生 物 調 査	○ 購入した魚体の、全長、体重、生殖腺重量、肝臓重量等の精密測定を行う。 ○ 耳石による年齢査定を行う。
キンメダイ漁獲統計調査	○ 他県での漁獲量実態の調査を行い、都の漁獲量との比較から、漁獲動向の資料を得る。
計量魚探エコーグラム解析	○ 各漁場におけるキンメダイ資源の特徴、現状の把握を目的として、計量魚探エコーグラムの解析を行い、漁場における魚の現存量を推定するとともに、現存量の経年変化と漁獲動向の関係性を解析する。
標 識 放 流 調 査	○ 分布及び移動を明らかにするため、標識放流を実施する。

② タカベ

調 査 項 目	調 査 内 容
漁 獲 統 計 調 査	○ 漁協の水揚げ記録から漁獲量の推移（漁場別、月別）を検討する。
漁 獲 物 測 定 調 査	○ 水揚げされた漁獲物の魚体測定と年齢査定を行い、年齢組成と雌雄比等を推定する。
標 本 船 調 査	○ 操業日誌の記載内容を調査し、操業実態を把握する。

(5) 協議会等の開催

① 東京都資源管理型漁業推進協議会

資源管理の目標、方策、体制等や調査結果の評価及び検討、関係者との連絡調整等資源管理の取組を円滑に促進するための指導や普及・啓発を行う。

② 東京都漁業者検討会

資源管理に必要となる具体的な目標、方策、体制等に関する検討や、その他資源管理を実施する上で必要となる事項についての検討を行い、資源管理計画を策定することを目的として、漁業協同組合等が設置する。

対 象 魚 種：キンメダイ、マダイ、ヒラメ、タカベ等

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、刺し網漁業、建て切り網漁業

開 催 主 体：東京都漁業協同組合連合会

③ 東京都資源管理措置促進・指導協議会

漁業法改正後、水産庁主導の下、キンメダイについて TAC 等の公的規制を伴う新たな資源管理措置の導入について検討することとなった。

このことから、漁家経営や漁協経営も含めたより広範な検討を行わなければいけないため、各

地域において強いリーダーシップが期待できる漁業協同組合長を構成員とする新たな資源管理措置促進・指導協議会を設置する。

対 象 魚 種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業

開 催 主 体：東京都

④ 一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会

キンメダイの資源管理に関する情報の交換と、都県間の資源管理型漁業に関する円滑な意思の疎通を図ることを目的として設置されている。

対 象 魚 種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業、底刺し網漁業

開 催 主 体：東京都漁業協同組合連合会、千葉県漁業協同組合連合会、
神奈川県漁業協同組合連合会、静岡県漁業協同組合連合会
構 成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の漁業者等

⑤ キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会

キンメダイ資源の持続的な利用を確保するために予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の下に設置されている。

対 象 魚 種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業

事 務 局：水産庁

構 成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の底魚一本釣り漁業者及び底立てはえ縄漁業者等

⑥ 東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会

資源管理・漁業所得補償対策の開始にあわせ設置された協議会。主に、資源管理協定の履行確認を行う。委員構成は、東京都、東京都漁業協同組合連合会、全国合同漁業共済組合等。事務局は東京都水産課で行うが、独立した機関として業務を行う。

(6) 資源管理協定（令和7年3月31日現在）

漁業法第125条に基づき、東京都知事が認定した資源管理協定の一覧

協定の名称	対象魚種及び水域	漁業の種類	取組内容
東京都大島地区における伊豆大島漁業協同組合の資源管理協定	テングサ 大島町大島地先（共第1号のうち、泉津・岡田・元町・野増地区） 大島町大島地先（共第1号のうち、差木地・波浮港地区）	てんぐさ採藻漁業	禁漁期間の設定 6月1日から7月31日及び9月1日から10月31日までのうち、30日間以上を休漁とする

協定の名称	対象魚種及び水域	漁業の種類	取組内容
東京都利島地区における利島村漁業協同組合の資源管理協定	イセエビ 利島村地先利島周辺最大高潮時海岸線から沖合 1,200m までの海域	いせえび刺網漁業	禁漁期間の設定 公的規制に加え、9 月～翌年 5 月の間に 80 日以上 の禁漁を行うものとする 体重制限 200 g 未満は漁獲禁止とする
東京都新島地区におけるにいしま漁業協同組合の資源管理協定	キンメダイ、メダイ、ムツ類 新島村地先海面（新島周辺漁場、伊豆諸島海域等すべての操業海域）	一本釣り漁業	【キンメダイ】 禁漁期間の設定 7 月 1 日から 8 月 31 日までのうち、16 日間以上を休漁とする 体長制限 全長 28cm 以下は漁獲禁止とする 【メダイ】、【ムツ類】 休漁日の設定 1 月～3 月の 3 ヶ月の間に 14 日間の休漁を設けるものとする
東京都神津島地区における神津島漁業協同組合の資源管理協定	キンメダイ、メダイ、ムツ類 神津島村地先（神津島本島、銭州等すべての操業海域）	一本釣り漁業	【キンメダイ】 禁漁期間の設定 7 月 1 日から 8 月 31 日までのうち、16 日間以上を休漁とする。 体長制限 全長 30 cm 以下は漁獲禁止とする 【メダイ】、【ムツ類】 休漁日の設定 1 月～3 月の 3 ヶ月の間に 14 日間の休漁日を設けるものとする

協定の名称	対象魚種及び水域	漁業の種類	取組内容
東京都三宅島地区における三宅島漁業協同組合の資源管理協定	キンメダイ、メダイ 三宅島地先海面（三宅島本島、大野原島、御蔵島、三本西、北黒瀬、御蔵海山、藺灘波島等すべての操業海域）	一本釣り漁業	【キンメダイ】 禁漁期間の設定 7月1日から8月31日までのうち、16日間以上を休漁とする 体長制限 全長 28 cm以下は漁獲禁止とする 【メダイ】 休漁日の設定 1月～3月の3ヶ月の間に14日間の休漁日を設けるものとする
	カンパチ、ムロアジ類 三宅島地先	定置網漁業	禁漁期間の設定 毎年1月～3月までの3か月間を禁漁とする
	クロマグロ、キハダマグロ 三宅島地先海面（伊豆諸島すべての操業海域）	はえ縄漁業	禁漁期間の設定 毎年6月～8月までの3ヶ月間を禁漁とする
東京都八丈島地区における八丈島漁業協同組合の資源管理協定	キンメダイ、メダイ、キハダ 八丈島周辺海面（八丈島、青ヶ島、黒瀬、新黒瀬周辺等すべての操業海域）	一本釣り漁業	【キンメダイ】 禁漁期間の設定 7月1日から9月30日までのうち、20日以上を休漁日とする 体長制限 全長 30 cm以下は漁獲禁止とする 【メダイ】、【キハダ】 休漁日の設定 1月～3月の3ヶ月の間に14日の休漁日を設けるものとする

協定の名称	対象魚種及び水域	漁業の種類	取組内容
東京都小笠原父島地区における小笠原島漁業協同組合の資源管理協定	イセエビ 小笠原村北之島、聳島、媒島、嫁島、弟島、兄島及び父島地先海面（共第62号、共第64号、共第66号の海域）	いせえびかご漁業	禁漁期間の設定 公的規制に加え、6ヶ月間の禁漁を行うものとする 漁獲量の総量規制 地区における、年間の総漁獲量上限を定めるものとする
	ソデイカ 小笠原村父島地先海面	そでいか漁業	禁漁期間の設定 7月から8月まで禁漁を行うものとする
東京都小笠原母島地区における小笠原母島漁業協同組合の資源管理協定	メカジキ 小笠原村母島地先海面	立縄釣漁業	体長制限 眼後叉長1m（13kg）以下の小型魚は漁獲しない 漁具の制限 1隻の漁船に積み込める立て縄漁具の数は、30組以下とする
	ハマダイ 小笠原村母島地先海面	一本釣り漁業	休漁日の設定 1月～3月の3ヶ月の間に14日間の休漁日を設けるものとする
	ソデイカ 小笠原村母島地先海面	そでいか漁業	禁漁期間の設定 7月から8月まで禁漁を行うものとする

7 遊漁船業の登録

東京都管内遊漁船業登録件数

令和7年3月31日現在

区 分	内 湾	伊 豆 諸 島							小笠原諸島		合 計
		大 島	利 島	式新 根島・	神 津 島	三 宅 島	御 蔵 島	八 丈 島	父 島	母 島	
業者数	146	10	1	14	15	11	1	25	22	12	257
登録隻数	257	10	1	15	15	13	1	25	23	12	372

8 漁業取締

漁業関連法令違反件数（R6.4.1～R7.3.31）

違反内容 漁業種類		侵害許可 無許可 無承認	操業区域	禁止区域	制限 又は 条件	禁止漁具 又は漁法	採捕期間 又は 体長制限	計
漁業権漁業		0	0	0	0	0	0	0
大臣許可 漁業	大・中型 まき網漁業	0	0	0	0	0	0	0
	底びき網漁業	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
知事許可漁業		0	0	0	0	0	0	0
委員会承認漁業		1	0	0	0	0	0	1
その他		0	0	0	0	0	0	0
計		1	0	0	0	0	0	1

Ⅲ 水産業基盤整備

1 事業概要

東京都島しょ地域においては、効率的な漁業の推進、漁家所得の安定・向上等を目的として、町村や漁業協同組合等が、必要な共同利用施設の整備や漁場を造成することに対する補助事業を実施している。

伊豆諸島においては、水産経営構造改善事業及び島しょ漁業振興施設整備事業、小笠原諸島においては、小笠原漁業振興施設整備事業及び硫黄島関連漁業対策事業により、諸施設の整備を行っている。

併せて、都の直営事業として、大規模漁場造成、漁場環境管理施設等の整備を行う水産物供給基盤整備事業を実施している。

また、内水面においては、内水面漁業・養殖業の育成とこれらを通じた内水面地域の活性化を目的とし、内水面振興対策事業を実施している。

2 水産経営構造改善事業

沿岸漁業の生産性の向上や漁業の近代化、合理化に対する必要な施策を講ずることにより、沿岸漁業の発展を促進し、沿岸漁業の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができることを目的に、昭和38年8月沿岸漁業等振興法（平成13年6月廃止、同年6月水産基本法制定）が制定された。都は、同法に基づく沿岸漁業構造改善事業を昭和39年度から伊豆諸島において実施した。

補助事業として平成16年度まで実施され、平成17年度からは、強い水産業づくり交付金（水産業強化対策事業）として交付金化され、平成29年度からは浜の活力再生交付金（水産業強化支援事業）、平成31年度からは浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）となっている。

当該事業は浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、プラン中にその取組の一環として位置付けられた共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大等に必要な施設整備を実施することができる。

（1）事業内容

① 資源増養殖目標

養殖施設、種苗生産施設、養殖場環境管理施設 等

② 経営構造改善目標

荷さばき施設、鮮度保持施設、作業保管施設、加工処理施設、蓄養施設、燃油補給施設、小規模漁場施設 等

（2）事業の実績

平成22年度以降、実績なし

3 島しょ漁業振興施設整備事業

島しょ地域における漁業生産基盤の整備、流通等改善施設の整備、漁村環境の整備などにより、漁家経営の安定と地域の活性化を図っている。

○ 事業実績

単位：千円

事業 種目	令和4年度（2022）			5（2023）			6（2024）		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
生産 基盤 整備 事業	つきいそ 自然石 3,220m ³	大島町	26,632	つきいそ コンクリート 魚礁24基	神津島村	30,580	つきいそ コンクリート 魚礁22基	神津島村	30,580
	つきいそ コンクリート 魚礁 27基	神津島村	30,679	定置船 揚網機	三宅村	12,830	船揚施設	八丈町	29,500
	浮漁礁 (設置)	八丈町	29,402	燃油補給 施設	小笠原村	9,900	漁船給油 システム	八丈町	6,000
	船揚施設	八丈町	19,320						
	燃油補給 施設	小笠原村	50,000						
	小 計		156,033	小 計		53,310	小 計		66,080

単位：千円

事業 種目	令和4年度（2022）			5（2023）			6（2024）		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
流通等 改善施設 整備事業	水産物 展示販売 施設	大島町	2,646	水産物 展示販売 施設	大島町	12,595	荷捌施設 付帯設備 改修	都漁連	21,000
	運搬用 保冷車	大島町	5,304	出荷運搬 等車両	大島町	2,136	水産加工 施設	新島村	25,960
	水産物 展示販売 施設	大島町	4,998	水産加工 施設	利島村	16,380	水産物展 示販売施 設	神津島村	23,982
	水産物 展示販売 施設	神津島村	3,300	水産加工 施設	新島村	83,908	製氷・貯 氷・冷蔵 施設	神津島村	47,500
	水産物 展示販売 施設	神津島村	1,761	水産物展 示販売施 設（設計）	神津島村	714	出荷運搬 等車両	小笠原村	4,877
	出荷運搬 等車両	三宅村	2,330	製氷・ 貯氷・ 冷蔵施設	神津島村	13,700	水揚荷捌 施設	小笠原村	55,300
	出荷運搬 等車両	八丈町	18,016	展示販売 施設	三宅村	8,336			
	荷捌施設 付帯設備 改修	都漁連	11,000	貯氷・ 冷蔵・ 冷凍施設	三宅村	17,780			
				製氷冷蔵 貯氷施設	御蔵島村	120,416			
				出荷運搬 等車両	八丈町	6,900			
				製氷冷蔵 施設	小笠原村	53,149			
	小計		49,354	小計		336,013	小計		178,618

単位：千円

事業 種目	令和4年度（2022）			5（2023）			6（2024）		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
漁村環境整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		—	小 計		—	小 計		—
小笠原諸島漁業基盤 施設緊急整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		—	小 計		—	小 計		—
	合 計		205,386	合 計		389,323	合 計		244,698

※四捨五入の関係で、小計を足した数字と合計数字が合わないことがある。

4 水産物供給基盤整備事業

水産物供給基盤整備事業は、国際的に漁業規制が強化されるなかで、動物性蛋白質食料を安定的に供給するため沿岸漁業の重要性が見直され、沿岸漁業の生産力を増大させるために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するため、昭和49年5月沿岸漁場整備開発法が制定公布され、沿岸漁場整備開発事業として開始された。その後、漁港漁場整備法（令和6年4月1日から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正）に平成14年4月1日に移行し、現在に至っている。

我が国の水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たし、豊かで安心できる国民生活の実現を支えるという役割を将来にわたって十分に果たしていくためには、水産業をめぐる情勢の変化に的確に対応していく必要がある。

このため、漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行っていくとともに、効率的な漁業操業に向けた支援を行っていく。また、近年影響が拡大している海洋環境の変化に対応した漁場造成に向けた検討を進めていく。

（１）水産物供給基盤整備事業

① 都における基本構想

本事業の計画海域は、伊豆諸島及び小笠原諸島である。この海域に点在する島は、良港が少なく、台風や冬季の季節風など自然条件が厳しい。

これらに対応し漁業者の操業を安定させるために、カンパチ、タカベ等魚類を対象とした魚礁設置事業、テングサやイセエビ、トコブシなどを対象とした増殖場造成事業により漁場整備を実施してきたところである。今後は、新たに造成漁場の藻場としての機能にも着目し、漁場整備による資源の維持培養、生産の維持拡大、漁家経営の安定・向上を図っていく。

近年は海洋環境の変化等により十分な効果が見込めないことから、事業を一時休止している。

② 事業内容

ア 魚礁設置事業

主として魚類の蛸集、発生及び成育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う、コンクリートブロック等の設置により行う漁場整備事業

イ 増殖場造成事業

主として沿岸域において、有用水産物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う、自然石やコンクリートブロック等の着底基質の設置により行う漁場整備事業

（２）漁場環境管理施設整備事業

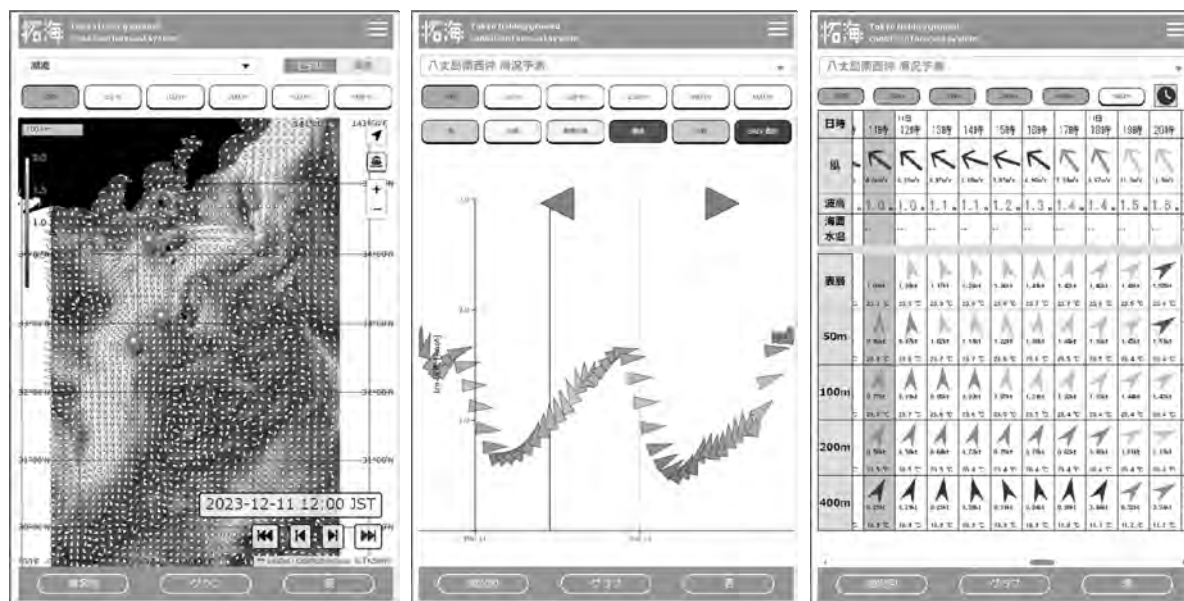
漁業操業に必要な海況情報を漁業者が入手できる体制を構築し、効率的な漁業活動の支援を行う。

伊豆諸島海域では、黒潮流路によって漁場の位置が大きく変化するため、黒潮流域における水

温、流向、流速等の情報把握が非常に重要である。

そこで、伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域における風・雨、波浪、水温・潮流の予測値等を表示する東京都独自の漁場環境予測システム「拓海」を開発し、運用を開始した。このシステムを活用することで、漁場における最大72時間先の海況情報の予測データをスマートフォンで把握することができる。出漁前に操業判断や漁場選定が可能となり、燃油削減など漁業者の効率的な操業支援につながっている。

■ 漁場環境予測システム「拓海」 情報提供画面（例）



(3) 漁場造成等調査事業

水産物供給基盤整備事業等で造成した漁場の効果調査を行うほか、水温上昇等近年の海洋環境変化により衰退している伊豆諸島沿岸の藻場回復等に向けた調査を行う。

単位：千円、（ ）は国費

区 分			令和2（2020）		3（2021）		4（2022）		5（2023）		6（2024）	
			規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費
水産物供給基盤整備事業	魚礁設置事業											
		増殖場造成事業	調査									
			事業									
	魚場環境整備事業施設	観測ブイ	八丈島	設置／撤去		撤去	4,510	撤去	6,710	撤去工事	308,572	
				保守点検			2,215		406		26	
		漁場環境予測システム	島しょ	開発		開発	5,280	開発	11,990	運用・改修	8,322	運用・改修
	運用											
	漁場造成等調査事業	モニタリング等	2,721	モニタリング等	6,065	モニタリング等	7,252	モニタリング等	4,510	モニタリング等	11,191	
		漁場調査（三宅島）	3,696	漁場調査（三宅島）	7,040	漁場調査（大島）	5,126	海藻調査（大島）	3,260	海藻調査（大島・神津島）	9,238	

5 内水面振興対策事業

昭和55年度より国の補助事業を活用し、増養殖施設、種苗生産施設、遊漁関連施設等の整備を行っていた。平成17年度からは「強い水産業づくり交付金（資源管理目標）」として交付金化され、平成29年度からは「浜の活力再生交付金（資源増殖目標）」、平成31年度からは「浜の活力再生・成長促進交付金（資源増殖目標）」となり、内水面漁業環境活用施設整備事業として実施している。

また、平成27年度からは、東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向け、各地の老朽化した施設の改修等により、外国人観光客も含めた幅広い人々を対象に、誰もが使いやすく楽しめる施設の整備を行うため、都の単独事業である内水面漁業振興対策事業を実施した。大会終了後も、河川釣り場を観光資源の核として内水面漁業の活性化と地域振興に寄与するため、事業を継続して実施している。

（１）事業内容

① 内水面漁業環境活用施設整備事業

- 内水面漁場環境改善
- 種苗生産施設
- 内水面資源増殖関連施設

② 内水面漁業振興対策事業

- 推進事業
- 施設整備

（２）事業実績

① 内水面漁業環境活用施設整備事業

事業実績なし

② 内水面漁業振興対策事業

単位：千円

事業 種目	令和4年度（2022）			5（2023）			6（2024）		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面漁業振興対策事業 （推進事業）	伝統漁法披露・体験漁業等イベント	日野市	3,118	伝統漁法披露・体験漁業等イベント	日野市	3,345	伝統漁法披露・体験漁業等イベント	日野市	2,886
	体験漁業等イベントの開催	青梅市	1,018	体験漁業等イベントの開催	青梅市	735	パンフレット作成	青梅市	865
	小計		4,135	小計		4,080	小計		3,751

単位：千円

事業 種目	令和4年度（2022）			5（2023）			6（2024）		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面漁業振興対策事業（施設整備事業）	遊漁管理 施設附帯 施設（工事）	奥多摩町	26,392	遊漁管理 施設（工事）	奥多摩町	13,147	遊漁管理 施設（工 事）	奥多摩町	24,973
	遊漁管理 施設（設計）	奥多摩町	2,156	遊漁管理 施設附帯 施設（工事）	奥多摩町	10,686	遊漁管理 施設（工 事）	奥多摩町	9,130
	遊漁管理 施設（工事）	奥多摩町	98,219	生物処理加 工・保管施 設（工事）	奥多摩町	9,669	遊漁管理 施設（工 事）	檜原村	132,946
	遊漁管理 施設（設計）	奥多摩町	847	遊漁管理 施設（工事）	あきる野 市	6,085			
	生物処理加 工・保管施 設（設計）	奥多摩町	2,090	遊漁管理 施設（設計）	檜原村	15,345			
	小 計		129,704	小 計		54,930	小 計		167,049
	合 計		133,839	合 計		59,010	合 計		170,799

※四捨五入の関係で、小計を足した数字と合計数字が合わないことがある。

6 小笠原漁業振興施設整備事業

小笠原諸島は昭和43年6月、米国より返還以来、小笠原諸島復興特別措置法（昭和44～53年）、小笠原諸島振興特別措置法（昭和54～63年）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（平成元～令和5年）に基づき、水産業の復興、振興を目的に共同利用施設の整備を実施している。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (4/10)	都 (6/10)
令和4 (2022)		実績なし			
5 (2023)		実績なし			
6 (2024)		実績なし			

7 硫黄島関連漁業対策事業

硫黄島周辺海域は、従前は優良な漁場であったが、自衛隊等の演習海域に設定されたことにより、漁船の操業が制限されている。この漁業活動の阻害に伴う損失分を緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を目的に生産基盤の整備を実施している。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (2/3)	都 (1/3)
令和4 (2022)	小笠原島 漁業協同組合	漁船漁具保全施設（設計）	11,670	7,780	3,890
	小笠原母島 漁業協同組合	漁船漁具保全施設（工事）	31,170	20,780	10,390
	合 計		42,840	28,560	14,280
5 (2023)	小笠原島 漁業協同組合	漁船漁具保全施設（工事）	90,190	60,126	30,064
	小笠原母島 漁業協同組合	水産物荷さばき施設（工事）	21,125	14,083	7,042
	合 計		111,315	74,209	37,106
6 (2024)	小笠原島 漁業協同組合	漁船漁具保全施設（工事）	22,953	15,301	7,652
	小笠原母島 漁業協同組合	製氷冷蔵施設	9,000	6,000	3,000
	合 計		31,953	21,301	10,652

8 栽培漁業

東京都の漁業は、伊豆諸島から小笠原諸島に至る広大な海域に我が国有数の好漁場を有しており、漁業者は、その資源を保護・活用しながら、漁業操業を行ってきた。しかし、近年、漁海況の変動に起因する回遊性魚類の来遊量の減少や磯焼けの発生等により、漁業生産量も漸減傾向にある。

漁業経営の安定を図るためには、漁業生産量の維持が重要であり、水産資源の回復及びその持続的な利用を図ることが必要である。

このため、都においては、人工的に種苗を生産・放流し、資源や漁場を適切に管理しながら計画的に生産する「栽培漁業」を推進している。

栽培漁業の推進にあたっては、東京都栽培漁業センターを運営し、種苗を生産・配付するとともに、漁業者をはじめ関係者の積極的な取組を促すため、モニタリング等に対し補助を行っている。

◎ 栽培漁業関係事業

年度	事業内容	経 費	適 用
令和 4 (2022)	○栽培漁業センターの維持・運営 ・アサヒ・フクロコブシ・サザエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催	予算額 169,543千円	○水産課執行 ○大島町、利島村、 新島村、神津島村、 三宅村、八丈町 ○水産課執行
5 (2023)	○栽培漁業センターの維持・運営 ・アサヒ・フクロコブシ・サザエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備・改築基本計画策定 ○栽培漁業の普及・啓発 ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催	予算額 184,356千円	○水産課執行 ○大島町、利島村、 新島村、神津島村、 三宅村、八丈町 ○水産課執行
6 (2024)	○栽培漁業センターの維持・運営 ・アサヒ・フクロコブシ・サザエの種苗生産・配付 ・アスベスト調査・改築基本設計及び実施設計 ○栽培漁業の普及・啓発 ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催	予算額 189,305千円	○水産課執行 ○大島町、利島村、 新島村、神津島村、 八丈町 ○水産課執行

◎ 東京都栽培漁業センターの概要

- (1) 事業開始 平成4年10月開所
 (2) 所在地 東京都大島町元町字和泉99番5号
 (3) 設置目的

島しょ地区における減少しつつある沿岸水産資源を回復させるために、種苗の大量生産と安定供給を行うことを目的に設置された。

島しょ地域の基幹産業である漁業の発展は、都民に新鮮な魚介類の提供を図る上で重要な課題であり、栽培漁業センターはその中核基地としての役割を担っている。

(4) 事業内容

① 運営方法

種苗生産・施設管理等を(公財)東京都農林水産振興財団に委託して実施

② 対象生物

アワビ・フクトコブシ・サザエ

③ 配付実績

単位：個

	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
アワビ	141,000	112,000	97,000	87,000	52,000
フクトコブシ	240,000	180,000	135,000	125,000	96,000
サザエ	492,500	365,000	295,000	245,000	175,000

(5) 施設の概要

管 理 棟	RC2階建	323.0m ²
飼 育 棟	鉄骨造2階建	1,636.5m ²
機 械 棟	RC地下1階 地上3階建	159.6m ²
屋 内 水 槽	10m水槽×8基	
屋 外 水 槽	20m水槽×25基、 10m水槽×4基	
取 配 水 管	取水管 162m、 配水管 32m	
海 水 ろ 過 設 備	圧力式 ろ過能力 225m ³ /時	4基
車 庫	鉄骨造平屋建	48m ²
宿 舎	1棟	

IV 漁業経営改善対策

1 水産業協同組合の育成

(1) 概要

東京都管内には水産業協同組合法に基づく都知事認可組合として、地区漁業協同組合 24 組合、水産加工業協同組合 3 組合、業種別漁業協同組合 3 組合及び漁業生産組合 2 組合の計 32 組合があり、所属する組合員総数は 6,779 人である。

ア 地区漁業協同組合

伊豆諸島及び小笠原諸島を地区とする島しょ漁協 12 組合、東京湾沿岸の特別区を地区とする内湾漁協 6 組合、多摩川、荒川水系等を地区とする内水面漁協 7 組合（うち 1 組合は内湾漁協と重複）がある。

① 島しょ漁協

島しょ漁協の多くは、島の基幹産業である水産業の基盤として、地域の活性化を支えている。経営基盤の確保等を目的とした合併により 1 町村 1 漁協体制はほぼ達成されたが、長引く不漁や魚価の低迷、漁業者の高齢化等の影響を受け、漁協経営は全般的に厳しい状況にある。

そこで、漁業関連団体と東京都が連携して、漁協、漁業者の経営改善を行うことを目的とした「東京都漁業経営支援協議会」を運営し、一体となって多角的な視点から指導により、漁協の自立・安定した経営を支援している。

② 内湾漁協

東京湾内で自由漁業を営む漁業者を主に組織された組合であり、アサリやアナゴなどを対象とした「江戸前」漁業の振興に尽力している。

③ 内水面漁協

河川における生物資源の保護や増殖、河川環境の保全、遊漁を主とした都民へのレクリエーションの場の提供などの役割を担っている組合である。そのために必要な業務として、河川等への種苗の放流や産卵場の造成、河川釣場の運営などを行っている。

イ 水産加工業協同組合

島しょ地区に新島と八丈島の 2 組合があり、くさや加工に係る原料魚の仕入れ・供給、加工品の受託販売等の業務を行っている。都心地区では、東京都惣菜水産加工業協同組合が原材料の仕入れ・供給などの業務を行っている。なお、東京都蒲鉾水産加工業協同組合については、組合員の減少等を理由に、総会の決議により、令和 4 年 3 月 31 日をもって解散した。

ウ 業種別漁業協同組合

金魚を扱う養殖業者により組織された組合と、アユやマス類を扱う養殖業者により組織された組合がある。両組合とも長い歴史を有し地場産業の振興に尽力している。

エ 都内漁業協同組合連合会

① 東京都漁業協同組合連合会

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区の 17 組合と東日本信漁連を会員とし、地区漁業協同組合の上部団体としての業務を行っている。

主な業務としては、漁業経営に係る指導、会員監査等の指導事業のほか、会員に燃油や漁業用資材等を供給する購買事業、会員の取り扱う漁獲物の販売を行う販売事業等を行っている。また、東京臨海部に設置している水産物流センターでは、伊豆諸島の活魚や鮮魚の販売を行っている。

② 東京都内水面漁業協同組合連合会

東京都知事が認可した連合会であり、内水面漁協（奥多摩、秋川、多摩川、小河内、恩方及び氷川）の 6 組合を会員に組織されている。東京都の補助事業等を行っている。

(2) 種別別組合数・組合員数・会員数

ア 協同組合

令和7年7月1日現在

種別	組合数	組合員数		
		総数	正	准
地区漁業協同組合	24	6,677	3,696	2,981
島しょ漁協	12	3,376	717	2,659
内湾漁協	6	404	182	222
内水面漁協	6	2,897	2,797	100
水産加工業協同組合	3	54	54	0
業種別漁業協同組合	3	48	35	13
漁業生産組合	2	0	0	0
合計	32	6,779	3,785	2,994

イ 漁業協同組合連合会

令和7年7月1日現在

種別	組合数	会員数		
		総数	正	准
東京都漁業協同組合連合会	1	18	17	1
東京都内水面漁業協同組合連合会	1	6	6	0
合計	2	24	23	1

(3) 種類別組合名簿

ア 地区別漁業協同組合
(島しょ組合)

(令和7年7月1日現在)

組合名		所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
				正	准	計		
大島支庁管内	伊豆大島	〒100-0212 大島町波浮港1	04992-4-0007	121	940	1,061	97,066	H15.7.1 (合併)
	元町	〒100-0101 大島町元町2-5-7	04992-2-1157	51	244	295	12,356	S25.3.31
	利島村	〒100-0301 利島村13	04992-9-0326	26	32	58	30,909	S26.5.4
	にいじま	〒100-0401 新島村若郷83	04992-5-0781	49	454	503	108,680	H14.7.1 (合併)
	神津島	〒100-0601 神津島村36	04992-8-0007	153	185	338	233,946	S24.9.16
	小計	5		400	1,855	2,255	482,957	
三宅支庁管内	三宅島	〒100-1212 三宅村阿古680	04994-5-0011	32	290	322	131,110	S45.12.16 (合併)
	御蔵島村	〒100-1301 御蔵島村	04994-8-2151	23	49	72	1,215	S25.5.12
	小計	2		55	339	394	132,325	
八丈支庁管内	八丈島	〒100-1511 八丈町三根4206	04996-2-0211	101	458	559	247,665	H13.6.1 (合併)
	東京都島嶼無線	〒100-1511 八丈町三根4206	04996-2-0211	71	0	71	345	S63.4.1
	青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村5	04996-9-0111	20	0	20	非出資	S54.8.23
	小計	3		192	458	650	248,010	
小笠原支庁管内	小笠原島	〒100-2101 小笠原村父島字奥村	04998-2-2411	44	3	47	88,654	S43.10.14
	小笠原母島	〒100-2211 小笠原村母島字元地	04998-3-2311	26	4	30	29,200	S55.4.2
	小計	2		70	7	77	117,854	
合計		12		717	2,659	3,376	981,146	

(内湾組合)

(令和7年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
大 田	〒144-0043 大田区羽田6-33-6	03-3741 -9719	32	19	51	25,060	S41. 4. 20
芝	〒140-0011 品川区東大井2-27-5	03-3761 -1908	32	12	44	23,014	S25. 1. 18
港	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4301	24	4	28	7,938	S26. 4. 20
佃 島	〒104-0051 中央区佃1-7-10	03-3531 -3041	21	15	36	12,910	S27. 10. 11
中 央 隅 田	〒111-0052 台東区柳橋1-5-11	03-5829 -4780	30	16	46	53,515	S28. 6. 9
東 京 東 部	〒134-0013 江戸川区江戸川4-16-36	03-5661 -0126	43	156	199	16,720	S24. 12. 19
合 計	6		182	222	404	139,157	

(内水面組合)

(令和7年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
奥 多 摩	〒198-0174 青梅市御岳2-333	0428-78 -8393	551	0	551	非出資	S25. 3. 10
秋 川	〒190-0171 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	1,441	5	1,446	非出資	S28. 9. 1
多 摩 川	〒183-0055 府中市府中町2-25	042-361 -3542	336	0	336	非出資	S26. 8. 18
小 河 内	〒198-0225 奥多摩町川野529	0428-86 -2623	73	0	73	3,900	S57. 11. 12
恩 方	〒192-0156 八王子市上恩方町1353	042-651 -0869	96	0	96	1,510	S62. 8. 14
氷 川	〒198-0212 奥多摩町氷川1793	0428-83 -8588	300	95	395	6,515	H7. 12. 28
合 計	6		2,797	100	2,897	11,925	

イ 水産加工業協同組合

(令和7年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
新 島	〒100-0402 新島村本村くさやの里	04992- 5-0641	16	0	16	12,142	S24.8.4
八 丈 島	〒100-1511 八丈町三根4205	04996- 2-2256	23	0	23	10,053	S47.9.2
東 京 都 惣 菜	〒135-0061 江東区豊洲6-6-3	03-6633 -3323	15	0	15	2,100	S51.9.13
小計	3		54	0	54	24,295	

ウ 業種別漁業協同組合

(令和7年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都淡水魚養殖	〒134-0091 江戸川区船堀7-19-15	03-3687 -2448	17	13	30	7,259	S24.6.28
東京都鮎鱒養殖	〒192-0156 八王子市上恩方町4539	042-651 -3068	18	0	18	非出資	S38.5.30
東 京 都 鯖 釣							(休眠)
小計	3		35	13	48	7,259	

エ 漁業生産組合

(令和7年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
熊 栄 丸							(休眠)
東 京 都 淡 水 魚							(休眠)
小計	2				0	0	

オ 漁業協同組合連合会

(令和7年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東 京 都 漁 業 協 同 組 合 連 合 会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4161	17	1	18	156,500	S25.1.25
東京都内水面漁業 協 同 組 合 連 合 会	〒190-0071 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	6	0	6	非出資	S28.11.13
小計	3		23	1	24	156,500	

2 漁業金融

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金は、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を参考にした「東京都漁業近代化資金利子補給規則」（昭和 42 年規則第 118 号）に基づく。

この資金の目的は、漁業者等に対する長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することである。その制度は、漁業者等に対する融資機関である東日本信用漁業協同組合連合会等に、都が利子の一部を補助（利子補給）するものである。

① 資金の種類

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 漁船資金 | 14 漁業経営資金 |
| 2 施設資金 | 15 組合経営改善資金 |
| 3 漁業用機具資金 | 16 てんぐさ漁業資金 |
| 4 漁具資金 | 17 信用事業強化対策資金 |
| 5 養殖資金 | 18 漁業特別対策資金 |
| 6 環境整備資金 | |
| 7 漁場改良造成施設等資金 | |
| 8 海浜等環境活用施設資金 | |
| 9 漁村給排水施設資金 | |
| 10 漁家住宅資金 | |
| 11 初度的経営資金 | |
| 12 密漁監視施設資金 | |
| 13 水産業労働力確保施設資金 | |

② 漁業近代化資金貸付状況（R6. 4. 1～R7. 3. 31）

単位：千円

概要			貸付月内訳											
資金種類	件	金額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
漁 船	11	136,980				24,800	49,780		28,800	910	32,690			
その他	4	16,000	2,000	2,000						8,000				4,000
合 計	15	152,980	2,000	2,000	0	24,800	49,780	0	28,800	8,910	32,690	0	0	4,000

③ 漁業近代化資金利子補給実績（R6. 1. 1～R6. 12. 31）

単位：円

資金種類	金額
漁船資金	10,428,435
施設資金	224,012
漁具資金	41,592
養殖資金	0
海浜等環境活用資金	247,496
水産業労働力確保施設資金	0
漁業経営資金	0
組合経営改善資金	201,501
てんぐさ漁業資金	0
信用事業強化対策資金	0
漁業特別対策資金	1,552,156
計	12,695,192

④ 漁業近代化資金利子補給承認実績

単位：千円

年度	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
漁船関係	9	13件	13件	17件	11件
	66,900	150,530	176,210	239,030	136,980
その他	8	17件	9件	9件	4件
	29,000	36,000	94,500	40,300	16,000
計	17	30件	22件	26件	15件
	95,900	186,530	270,710	279,330	152,980

(2) 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）が制定されたのに伴い、都でも東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年規則第 145 号）を制定した。沿岸漁業従事者に対し、経営若しくは操業状態又は生活の改善を目的に、近代的な漁業技術、漁ろう安全確保施設又は合理的な生活方式導入を自主的に促進させると同時に、漁業後継者が近代的経営方法を習得することを助長するために、資金の貸付けを行っている。

貸付利率 無利子

償還期間	1 経営等改善資金	2～10 年（特例あり）
	2 青年漁業者等養成確保資金	5～10 年（特例あり）

① 資金の種類

経営等改善資金

- 1 操船作業省力化機器等設置資金
- 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金
- 3 補機関等駆動機器等設置資金
- 4 燃料油消費節減機器等設置資金
- 5 新養殖技術導入資金
- 6 資源管理型漁業推進資金
- 7 環境対応型養殖業推進資金
- 8 乗組員安全機器等設置資金
- 9 救命消防設備購入資金
- 10 漁船転覆防止機器等設置資金
- 11 漁船衝突防止機器等購入等資金
- 12 漁具損壊防止機器等購入資金
- 13 特認資金

青年漁業者等養成確保資金

- 1 研修教育資金
- 2 高度経営技術習得資金
- 3 漁業経営開始資金

② 沿岸漁業改善資金貸付状況

単位：千円

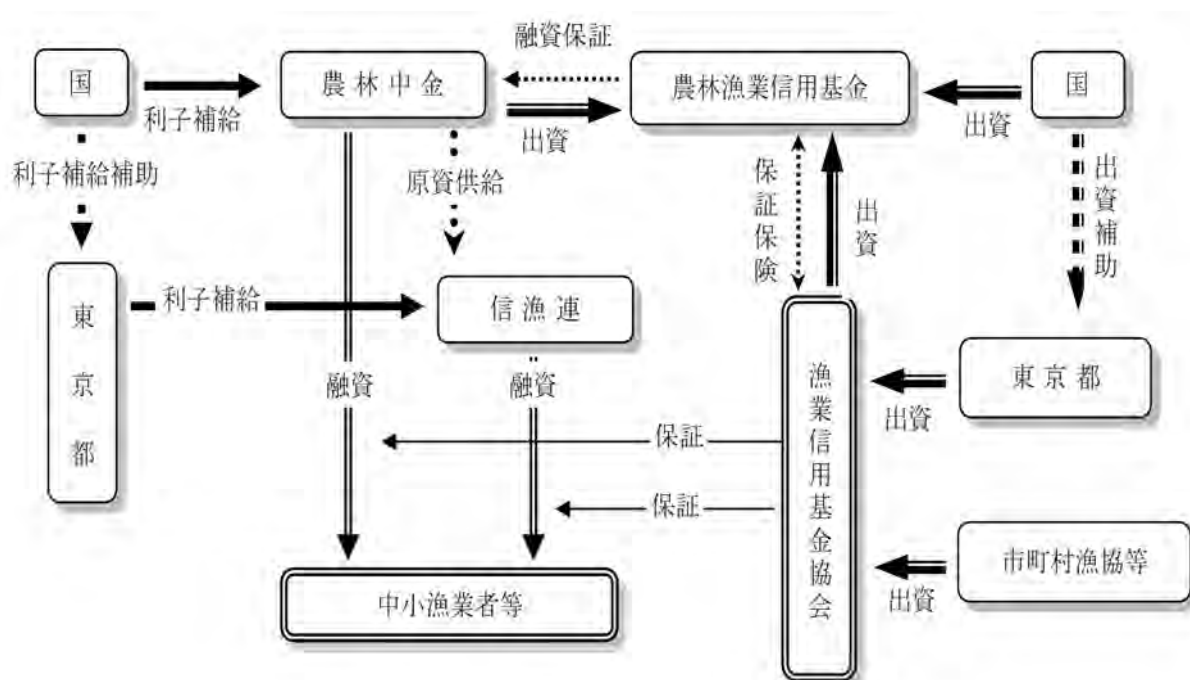
年度	融資枠	資金種類		件数	金額
平成30 (2018)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
令和元 (2019)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	2,400
		計		1	2,400
2 (2020)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
3 (2021)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	4,200
		計		1	4,200
4 (2022)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
5 (2023)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
6 (2024)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0

ア 概要

その後、全国的に漁業生産量の低下、漁業者の高齢化に伴う就業者数の減少等から保証残高の減少等の影響が出る中、経営基盤の強化を行い信用保証業務が安定的に行えるよう、段階的な広域合併の取り組みを図り、第1次合併として、平成29年4月に全国19の協会の合併による「全国漁業信用基金協会」が設立された。

令和6年度においては、昨年度に引き続き為替の変動や原料価格の高騰により、消費者物価が上昇し、燃油や漁業用資材の値上がりのため、漁業者にとって厳しい1年間だった。また、水産資源の減少や漁業者の高齢化等から、保証件数及び金額とも昨年度を下回った。

イ 制度の仕組み



経営資源の結集による経営の安定化を目的として、令和３年４月１日、広域信漁連東日本ブロック 11 都県域の合併により誕生した連合会であり、東京都においては、島しょ地区及び内湾地区等の 20 組合と都漁連が会員となっている。

— 69 —

3 ゑょしょく普及事業

東京産の水産物は、生産の主体が島しょ地域であり、生産の場と消費者の場が乖離していることなどから、都民に正しい情報が伝わりづらい環境にある。

このため、東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大を図るため、平成21年度から東京の水産物・水産業を介した食育活動を、教育現場をはじめ、様々な機会を活用し積極的に展開している。

○ 事業実績表

年度	事業内容	開催回数 (回)	参加者数 (人)
平成 24 (2012)	①東京の魚の食べ方プロデュース	80	707
	都民を対象とした料理教室	80	707
	②浜のかあさんと語ろう会	10	628
	③職員による出前講座	18	1,426
	合 計	108	2,761
25 (2013)	①浜のかあさんと語ろう会	10	633
	②職員による出前講座	13	955
	合 計	23	1,588
26 (2014)	①副教材の作成 (小学校4年生の社会科授業副教材「島のくらし」)	—	—
	②職員による出前講座	18	1867
27 (2015) ～	HP「東京都「ぎょしょく」のへや」開設 (URL https://sakana.metro.tokyo.lg.jp/) オンライン教材の公開、印刷教材のPDFファイルダウンロードの開始		

- ・「浜のかあさんと語ろう会」は、令和6年度より「TOKYO魚食促進事業」に移行。

○ 副教材『小学4年生社会科「島のくらし」』と印刷教材3種(HP「東京都「ぎょしょく」のへや」に掲載)



○ 参考

東京産水産物の東京都学校給食会への出荷数量 (ムロアジ・トビウオ・メダイ) (単位: kg)

平成30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
16,805	14,697	9,989	8,050	1,426	3,566	3,170

4 TOKYO 魚食促進事業

近年、国民一人当たりの水産物の消費量は減少をし続けており、流通量が少なく馴染みの薄い東京産水産物は、消費者需要が見いだせず、魚価の底上げが図られていない。

東京産水産物の価値を向上させ、需要を創出させていくために、各種の PR を実施してきたが、調理法がわからない等の理由により十分に購買へと結びつけられていない。

東京産水産物の需要を創出していくためには、消費者における東京産水産物への理解の向上が必要であり、東京産水産物魅力や食べ方をリアルな体験をもとに学べる機会が必要である。

そこで、島しょ地区町村、水産業協同組合を対象とした支援や東京都魚食普及員の派遣等により、東京産水産物の将来の消費者育成のための小中学生を対象とした出前授業や生産現場講習会等の機会を確保するとともに、一般消費者を対象とした調理講習会等の開催や、東京産水産物のガイドブックの作成・配布を通して、東京産水産物の消費促進による、水産業経営の安定化を図っている。

○ 事業実績

出前授業等

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	実施回数 (回)	参加者 (名)	事業費
令和 6 (2024)	浜のかあさんと 語ろう会	八丈町	16	1,267	4,046
	ととと先生 (東京都魚食普及員)	共同事業者： (一財) 東京水産振興会	3	202	-

調理講習会

単位：千円

年度	実施内容	実施回数 (回)	参加者 (名)	事業費
令和 6 (2024)	親子向け東京産水産物の調理講習会	3	84	3,520

5 東京産水産物生産・流通促進事業

東京の島しょ海域では、中級魚の漁獲量が減少している反面、資源量は豊富であるが市場が小さく大量に獲れた場合には安価になるものや、サイズが小さく規格外で売れないものなどがある。

一方、水産資源は加工することで、高付加価値、安定供給が可能になるとともに、多様な魚種の利用が中級魚への漁獲圧力を低減させる効果がある。

このため、平成25年度から水産資源を活用した加工品の開発とその販路開拓を支援し、水産資源の持続的な利用と都民への水産物の安定供給を図るため、水産物加工・流通促進対策事業を実施してきた。

また、平成29年度からは島外販売に向けた商品の企画開発、販路拡大、量産体制の整備を行い、水産加工団体の経営力強化を図ることを目的とした、水産加工経営強化促進事業を開始した。

令和6年度からは新たなニーズに合わせた商品開発や生産能力の強化、販路開拓などの経営力の強化や、食の安全安心の確保・向上に向けた衛生管理体制の改善や生產品の品質向上に係る取組を支援する東京産水産物生産・流通促進事業を開始し、水産業経営の安定化を図っている。

※「浜のかあさんと語ろう会」は令和6年度より「TOKYO 魚食促進事業」に移行。

○ 事業実績

東京産水産物生産・流通促進事業

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	事業費
令和6 (2024)	食の安心・安全対策 衛生管理の向上に係る設備導入	三宅島漁業協同組合	17,790
	経営力強化 新商品開発	八丈島漁業協同組合 女性部	5,558

6 離島漁業再生支援事業

集落協定に基づき、漁業集落が実施する漁場の生産力の向上や、観光業など島のお産業と連携した取組を支援することにより、島しょの主要産業である漁業を活性化させて、地域の底上げを図るとともに水産業・漁村の多面的機能の維持増進に資する。

○ 取組概要

令和7年3月31日現在

		大島町	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	小笠原村
集落協定数		2	1	1	1	1	2
協定参加世帯数		120	20	161	30	10	69
漁場の生産力の向上に関する取組	種苗放流					●	
	漁場の管理・改善	●		●	●	●	●
	産卵場・育成場の整備			●			
	漁場監視	●	●		●	●	●
	その他						
創意工夫を生かした取組	新たな漁具・漁法の導入	●		●			●
	新規漁業への着業			●			
	新規養殖業への着業						
	低・未利用資源の活用		●	●	●	●	
	高付加価値化	●			●	●	●
	流通体制改善					●	
	伝統漁法の取組			●			
	販路拡大	●	●	●	●	●	●
	その他					●	
新規就業者に関する取組	漁船の貸与				●		●
事業費（単位：千円）		14,628	4,750	12,920	4,583	2,356	15,966

事業費負担区分：国2/4、東京都1/4、町村1/4

7 水産物認証取得支援事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における食材等の調達を機に農林水産物で認証取得の機運が高まっている。

水産物については、環境負荷が少なく適切な資源管理下の漁業による漁獲物であることが基準の一つとして定められ、MEL※1やMSC※2などの「水産認証」がある。

東京都は、同大会での都内産水産物の提供に向け、平成28年度から都内認証取得対象者への認証取得に要する費用を支援している。

※1 MEL (Marine Eco-Label Japan) : 日本発の水産エコラベル

※2 MSC (Marine Stewardship Council) : イギリス発の水産エコラベル

○ 支援対象となる事業のしくみ

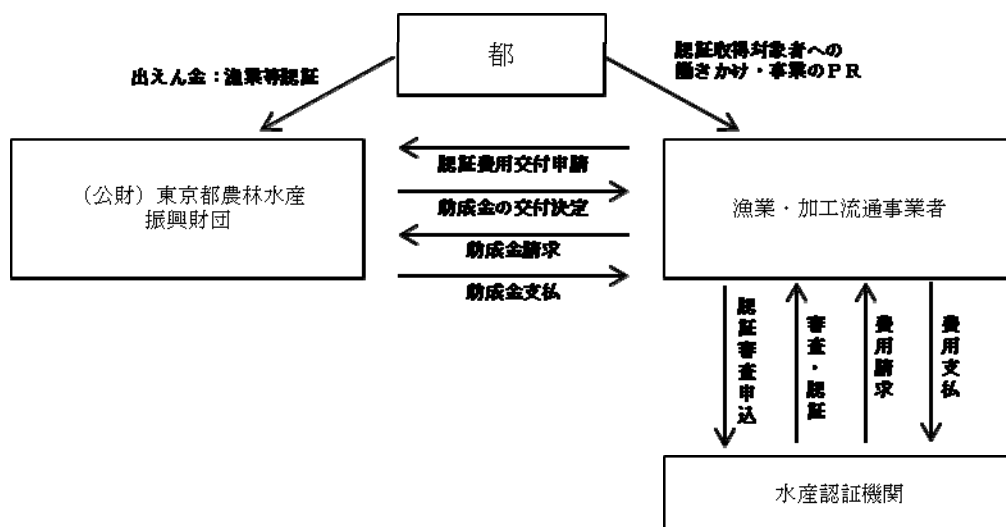
(1) 生産段階認証（漁業および養殖）

環境負荷が少なく適切な資源管理下で行われているとされた漁業とその魚種に与えられる認証。

(2) 流通加工段階認証（C o C 認証）

生産段階認証を取得した魚種を取扱うサプライヤー（卸会社など）において、当該魚種の受け入れから出荷まで他産地産と混ざらない等のトレサビリティが確保されていることを認証する。

○ 事業のしくみ



○ 事業実績

実施内容	平成30年度 (2018)	令和元 (2019)	...	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
生産段階 認証	伊豆・小笠原諸島一 本釣り漁業 他3漁業	年次更新 (7件)	...	取得実績なし	取得実績なし	取得実績なし
流通加工 段階認証	流通加工段階認証 (2件)	年次更新 (2件)	...	取得実績なし	取得実績なし	取得実績なし

8 東京産水産物の海外販路開拓事業

都の水産業は漁獲の低迷に加え、魚価の高いキンメダイに漁獲が集中し、キンメダイ資源状態も悪化している。また、それ以外のハマダイ、メダイ、カツオ等といった主要魚種についても資源が悪化傾向にある。

都の水産業を将来にわたり持続的に維持していくためには、キンメダイをはじめとする主要な魚種で資源管理をより強化する必要がある。資源管理の推進のためには、漁獲制限等により生じる漁業者の経済的負担の軽減が不可欠であることから、東京産水産物の販路多角化を図り、魚価向上に取り組む必要がある。

一方、水産物の国際取引価格は、国際的な需要の高まりを背景に上昇基調であり、今後も高値で推移すると予測される。このため、令和2年度から販路多角化の一環として、東京産水産物の海外輸出について検討するとともに、東京産水産物を取扱う事業者が行う販売活動への支援を実施していく。

○ 事業実績

東京都直営事業

単位：千円

年度	実施内容	事業費
令和4 (2022)	基礎調査 ・ 鮮度保持試験	9,460
	プロモーション事業 ・ 海外2都市を対象とした東京産水産物のプロモーション （ロサンゼルス、ドバイ） ・ 海外2都市を対象とした東京産食材のプロモーション （ロサンゼルス、ドバイ） ・ 海外レセプションへの出展等によるPR （ドバイ）	38,434
5 (2023)	東京産水産物の品質向上 ・ 鮮度保持講習会 ・ 品質改善指導	5,797
6 (2024)	東京産水産物の品質向上 ・ 鮮度保持講習会	8,002

東京産水産物の海外販路開拓支援事業

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	事業費
令和5 (2023)	販促活動費	東京都漁業協同組合 連合会	18,420
	旅費交通費		4,506
令和6 (2024)	販促活動費	東京都漁業協同組合 連合会	15,662
	旅費交通費		4,633

9 東京の漁業人材確保育成事業

東京の島しょ地域では、漁業が島の基幹産業として重要な役割を担ってきたが、近年は漁業者数の減少及び高齢化が進行し、漁業の存続が危ぶまれている。このため東京都では、漁業者数の減少を食い止め、維持増大を図るために、平成 11 年度より漁労就労安定対策事業を、平成 30 年度より支援内容を拡充し東京の漁業を支える人材育成事業を、令和 3 年度よりさらに支援内容を充実させ、東京の漁業人材確保育成事業を設け漁業人材の確保に向けた支援を行ってきた。

漁業の人材不足問題の解決に向け、東京都が率先した支援を行っていくために、令和 4 年度より漁業就業者の確保・育成を主導する東京フィッシャーズ・ナビ（東京漁業就業支援センター）を設立し、助言・相談窓口の設置や担い手ごとのキャリアに応じたステップアップの支援体制構築などにより、漁業者の確保と技術力向上を図っている。

○ 事業実績

東京の漁業を支える人材育成事業

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	事業費
令和 5 (2023)	家賃補助 ・ 神津島村、三宅村（8 件）	神津島村 三宅村	1,187 720
	漁業経営体育成研修 ・ 新島、神津島、八丈島、父島、母島（13 名）	東京都漁業協同組合 連合会	8,637
	資格取得 ・ 神津島（4 名）		1,780
	短期漁業体験 ・ 新島、神津島（3 名）		2,561
	青年・女性漁業者活動支援 ・ 新島、三宅島、八丈島、父島（17 名）		1,100
	推進事務費		2
令和 6 (2024)	家賃補助 ・ 神津島村、三宅村（7 件）	神津島村 三宅村	1,766 431
	漁業経営体育成研修 ・ 神津島、八丈島、父島、母島（17 名）	東京都漁業協同組合 連合会	20,755
	資格取得 ・ 神津島、父島（2 名）		178
	短期漁業体験 ・ 神津島、父島（2 名）		794
	青年・女性漁業者活動支援 ・ 新島、神津島、八丈島（11 名）		794
	推進事務費		0

東京フィッシャーズ・ナビ（東京都直営事業）

単位：千円

年度	実施内容	事業費
令和 5 (2023)	親方研修 ・東京都漁業者向けセミナー（担い手確保時に漁業者に求められること）	100
	漁業就業の PR ・東京島しょにおける漁業就業の PR 映像制作 ・体験談リーフレット	1,980 3,300
令和 6 (2024)	ステップアップ研修 ・東京都漁業研修生及び若手漁業者向けセミナー（水揚げした魚のその後 市場・流通の課題）	132
	漁業就業の PR ・漁業就業イベントの PR 用品作成	996
	・東京島しょ漁業の就業促進の SNS を活用した PR の実施	989
	・東京の島しょ漁業就業のための HP の特設ページ開設	1,270

10 東京の水産業振興に向けた専門懇談会

東京の水産業を取り巻く情勢の急速な変化を踏まえ、その課題等に的確に対応した施策を構築していく必要が生じている。

都において早急かつ的確に対応を図るために取組むべき事項について、専門懇談会を設置し、水産業にかかわる各分野の専門家等から意見をいただき、今後の施策の参考としている。

① 令和4年度の開催日等

- ・準備会開催日：令和4年7月26日

- ・第1回開催日：令和4年8月23日

プレゼンターによる発表：「東京都の持続可能な水産業振興とブルーシーフードガイド」

一般社団法人セイラーズフォーザシー支局理事長 井植美奈子氏

オンライン参加：一般社団法人セイラーズフォーザシー支局名誉会長

デイビッド・ロックフェラージュニア氏

：オシアナ理事（海洋環境保護団体）

スーザン・ロックフェラー氏

- ・第2回開催日：令和4年11月11日

- ・第3回開催日：令和5年2月13日

② 令和4年度の委員名簿

（五十音順、敬称略）

役職	氏名	現職名
	江口 慎一	株式会社轍 代表取締役
座長	関 いずみ	東海大学人文学部 教授
	長谷 成人	一般財団法人東京水産振興会 理事
	長谷川 琢也	一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン 事務局長
	山本 圭一	NTT コミュニケーションズ株式会社ソリューション&マーケティング本部事業推進部地域協創推進部門 担当部長

③ 令和5年度の開催日等

- ・第1回開催日：令和5年7月26日

プレゼンターによる発表：「ブルートランスフォーメーションー食料安全保障のための
漁業・水産戦略ー」

国際連合食糧農業機関駐日連絡事務所 日比絵里子氏

- ・第2回開催日：令和5年11月2日

- ・第3回開催日：令和6年2月9日

④ 令和5年度の委員名簿

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	現職名
	木村 伸吾	東京大学大学院新領域創成科学研究科／大気海洋研究所 教授
座長	関 いずみ	東海大学人文学部 教授
	副島 久美	摂南大学農学部 准教授
	中奥 龍也	全国内水面漁業協同組合連合会 専務理事
	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事

⑤ 令和6年度の開催日等

- ・第1回開催日：令和6年7月26日

プレゼンターによる発表：「ハビタブル日本」プロジェクトと東京都の水産業

～日本の温和な気候や豊かな水・水資源は今後も持続するか～

東京大学大気海洋研究所 教授 岡英太郎氏

- ・第2回開催日：令和6年10月16日

- ・第3回開催日：令和7年2月6日

⑥ 令和6年度の委員名簿

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	現職名
	木村 伸吾	東京大学大気海洋研究所 教授
座長	関 いずみ	東海大学人文学部 教授
	高瀬 美和子	一般社団法人大日本水産会 専務理事
	長谷 成人	一般財団法人東京水産振興会 理事
	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事

V 漁業補償対策

1 漁業共済

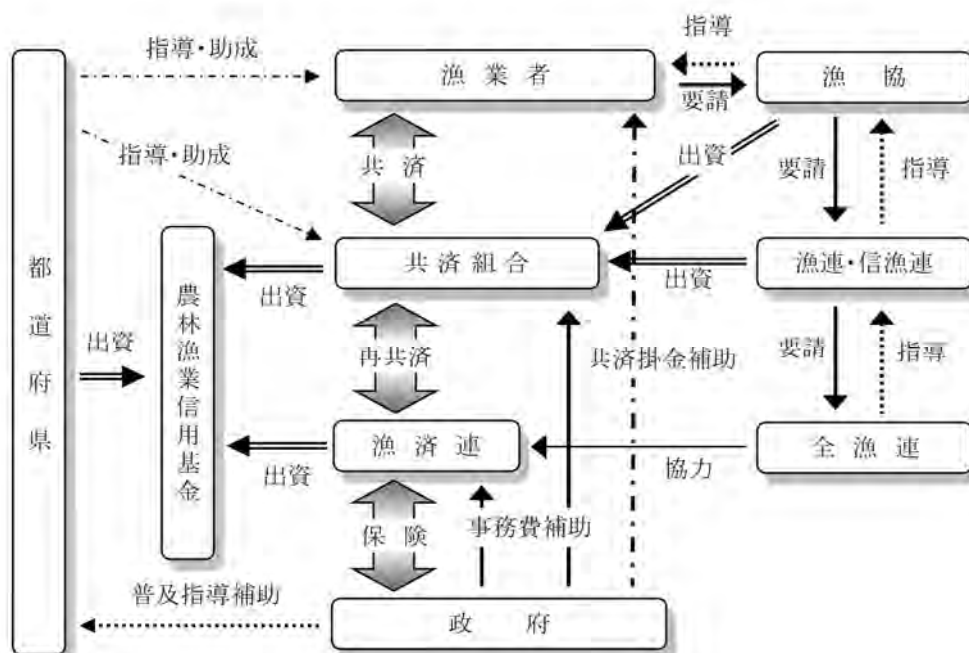
(1) 漁業災害補償制度

漁業災害補償制度は、中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故による損失を補てんし、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的として、昭和 39 年に施行された漁業災害補償法に基づき作られた制度である。

加入要件の緩和、共済対象の拡大等により加入促進を図るとともに、平成 23 年度からの漁業収入安定対策事業など、本制度は適宜改正され、漁業経営の安定に貢献している。

東京都においては、漁獲量の減少や資源管理措置の強化に伴う漁業収入減少のリスクを軽減し、漁家経営の安定化を図ることを目的に、令和 5 年度から、漁業共済の加入に係る掛金の一部を補助する漁業共済加入促進事業を開始し、漁業共済への加入を促進している。

○ 制度の仕組み



(2) 全国合同漁業共済組合

全国合同漁業共済組合は、漁業共済組合の区域の広域化により、経営基盤の強化、運営コストの削減、漁業者サービスの向上を図ること目的として、平成 18 年 10 月に 7 府県の漁業共済組合が合併し設立された。

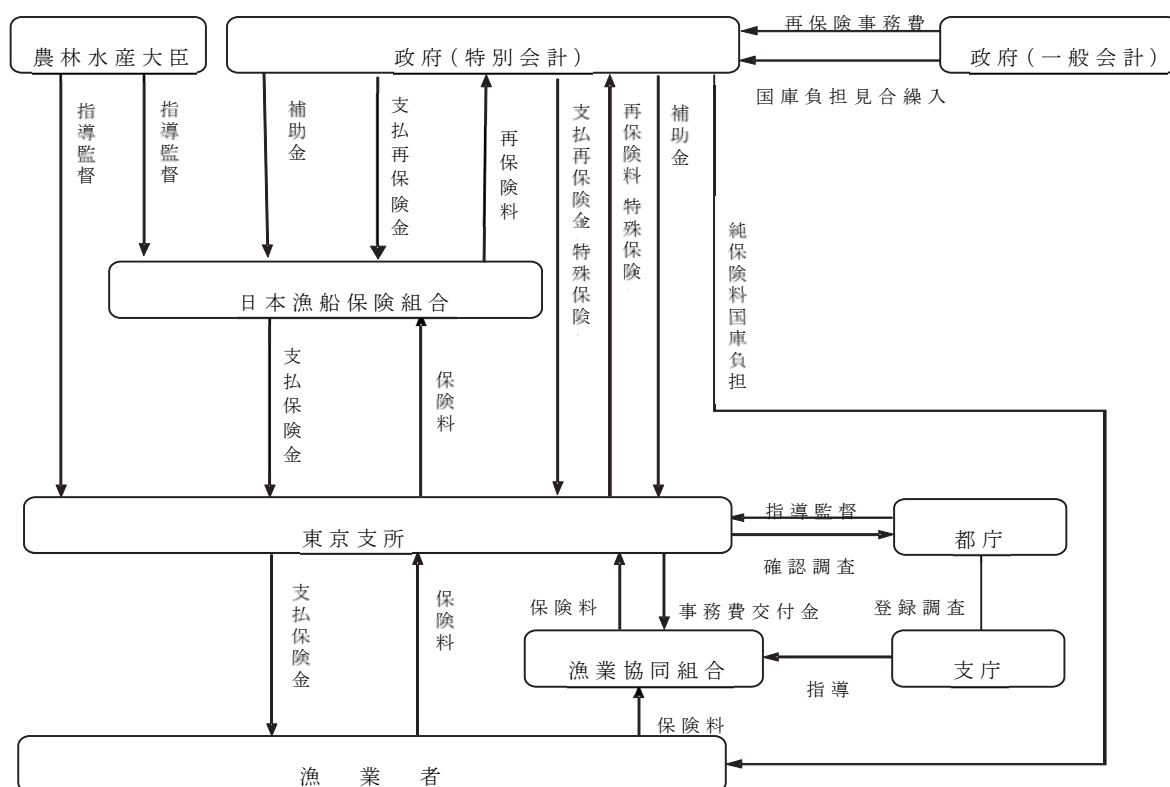
東京都漁業共済組合は、平成 21 年 10 月 1 日に全国合同漁業共済組合と合併し、東京都事務所として事業を実施してきたが、令和 2 年度に事務所は廃止され、本所直轄となり、組合本所が都島しよ地区における漁獲共済及び漁業施設共済に係る事業を実施している

2 漁船保険

(1) 漁船保険制度

漁船損害等補償法に基づき、漁船が不慮の事故による損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担などを、保険の仕組みを通じて漁業者が相互にてん補し合い、漁船の復旧や更新を容易にすることにより、漁業経営の安定を図ることを目的とする。

○ 制度の仕組み



(2) 日本漁船保険組合東京都支所

日本漁船保険組合は、平成 29 年 4 月 1 日に施行された改正法に基づき、各県の漁船保険団体の新設合併により全国統一組織として設立された。普通損害保険を中心に業務を行っている。

近年は自動操舵の普及により衝突事故が多発していることに伴い、漁船船主責任保険等他の保険についても普及・加入促進を図る必要性が増大している。

また、平成 11 年の法改正により新たな保険需要に対応するため任意保険が創設され、特にプレジャーボート責任保険の加入促進を図っている。

3 漁業公害

(1) 漁業公害の現状

昭和 30 年代後半からの急激な産業の発展と社会生活の変化は、漁業環境を著しく悪化させた。すなわち、埋め立て等による水面の喪失をはじめとして、油の流出、産業廃棄物や生活廃棄物の投棄、汚排水の流入等により、漁場汚染は深刻化し、大都市近郊のみならず、全国の沿岸や内水面水域まで波及した。

都の所管する水面のうち、内湾は漁場の埋め立てや水質汚濁により、漁場の喪失や資源量の減少、有害物質による汚染が深刻化していたが、近年、公害規制の強化により漁場環境は回復の兆しもみえてきている。しかし、各種排水の流入による富栄養化現象は持続しており、慢性的な赤潮も依然として続いている。また、河川流域の都市化に伴う雑排水等の流入により、水質環境が悪化していた内水面についても、近年、下水道等都市施設の整備により水質も改善されてきているが、都内中小河川の中には水産生物の生息限界以上に汚染されているところもある。

島しょ海域は、廃油ボールやゴミ等の漂流、漂着による漁場被害が多発し、磯根資源はもちろん、この海域に浮遊しているプランクトン類、有用水産生物の卵稚仔等への影響が懸念されていたが、近年、廃油等による被害も減少傾向にある。

(2) 漁業公害対策の経緯

P C B、水銀の食品汚染が社会問題化したため、昭和 47 年度から P C B 汚染調査を、昭和 48 年度から水銀汚染調査を一部国の委託調査として実施。

・ P C B の自主規制について

昭和 47 年度の調査結果から、内湾のスズキ、コノシロ、ボラから暫定的規制値を超える P C B が検出されたため、都は漁業者に対し、漁獲の自主規制を要請した。

スズキは昭和 51 年 7 月、ボラは昭和 60 年 2 月、コノシロは昭和 62 年 8 月にそれぞれ漁獲の自主規制を解除した。

・ 水銀の自主規制について

昭和 48 年、都は市場関係者に対し、入荷の自主規制を要請した。その後の調査により、60cm 以下のスズキについては、汚染の恐れがないとして、昭和 50 年 9 月に入荷の自主規制を解除した。

・ 有害物環境調査について

現在、東京湾産の魚介類については、60cm 以上のスズキに対する入荷の自主規制措置が残っているが、基準値を超える検体が検出されてこなかったため、有害物環境調査は平成 9 年度をもって終了した。

なお、東京都内市場に流通する魚介類の汚染状況（水銀、PCB、TBT0）及び東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）については、引き続き保健医療局で調査を実施している。

・ 漁業公害調査指導について

昭和 49 年度から国の指導のもとに、漁業関係者による調査及び監視体制の整備が全国的規模で始まった。都では、漁業上重要な水域である伊豆諸島及び多摩川上流水域を対象として、昭和 50 年 10 月から漁業公害調査指導を開始した。

・ 漁場油濁被害救済制度の設立について

原因者不明の油濁被害に対する救済制度を担うため、昭和 50 年 3 月に財団法人漁場油濁被害救済

（４）漁業公害調査指導

ア 目的

都における漁場環境の監視、漁業公害に関する情報及び被害の防除措置に関する指導等を行うことにより、沿岸及び内水面漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

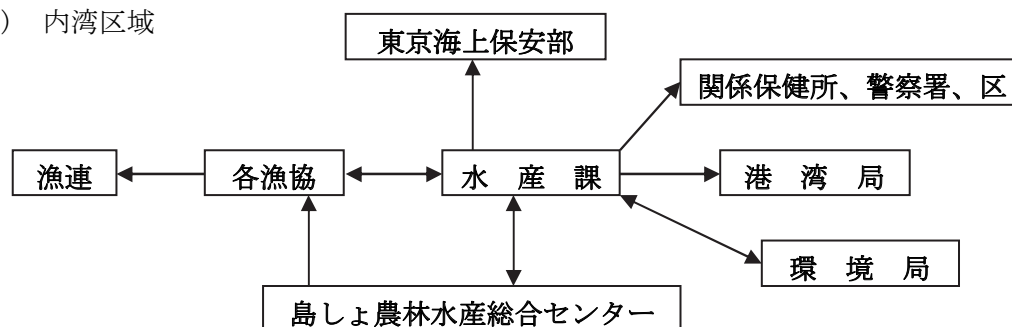
イ 内容

都が沿岸及び内水面において、漁業協同組合等の協力を得て、漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行うとともに、漁業者に対し被害発生時において緊急に措置すべき事項に関し指導する事業であり、昭和 50 年 10 月から事業を開始した。

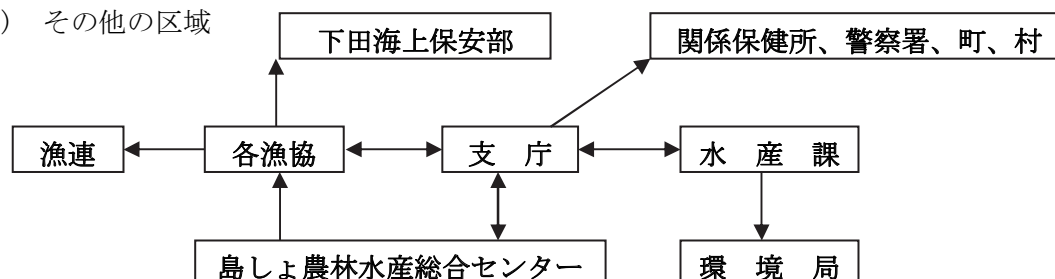
通報連絡体制

1 沿 岸

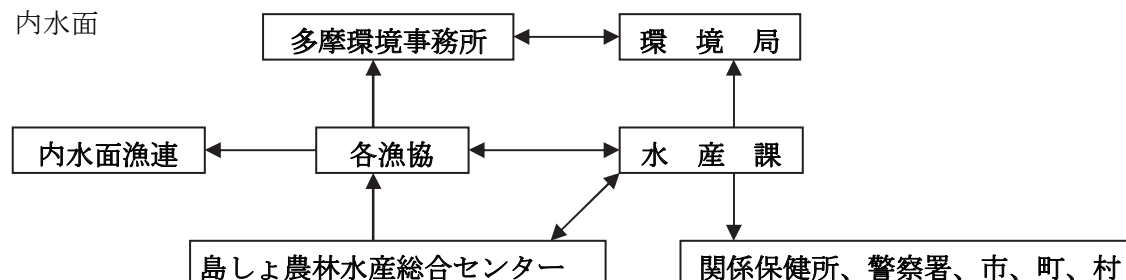
(1) 内湾区域



(2) その他の区域



2 内水面



4 東京産水産物の放射性物質検査

(1) 経緯

平成23年3月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所での事故により、東日本の各地で放射性物質が検出され、農畜水産物は風評被害など大きな影響を受けている。

このため都は、事故直後から東京産水産物の放射性物質の検査に着手し、水産物の安全性と消費者の安心の確保に努めている。

(2) 検査結果

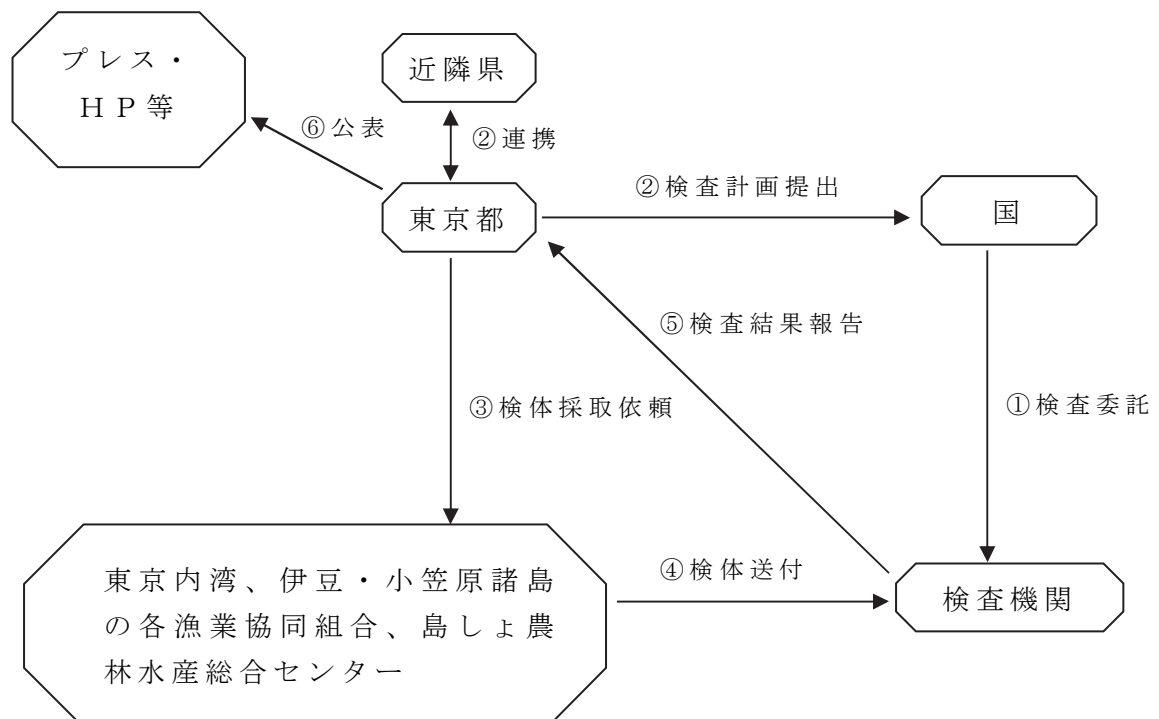
令和6年度に行った東京産水産物の検査では、60検体の全てが規制値未満であった。

※ 水産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム-134と137の合計で100Bq/kg

検体数内訳

海産対象種	4種	キンメダイ	イセエビ	サザエ	スズキ
	25検体	11	5	5	4
内水面対象種	4種	ヤマメ	アユ	ヤマトシジミ	ウナギ
	35検体	5	4	20	6

(3) 東京産水産物の放射性物質検査体制



5 演習補償

伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域には、次のとおり演習海域が設定されている。漁船の操業を制限して演習を行った場合、国は漁業者の損失を補償している。

制限水域名	内容		面積	対象漁協	備 考
野島崎南方 及び大島東方	米軍チャーリー水域		4, 191. 57km ²	神津島	対象期間 周年
新島南方	自衛隊ミサイル		269km ²	大島（２漁協）・利島・新島・神津島・三宅島・御蔵島	禁止期間 R6. 9. 27～11. 10
硫黄島周辺	米軍制限水域		74. 01km ²	小笠原（２漁協）	対象期間 周年
	自衛隊 演習水域	掃海訓練	13. 31km ²	小笠原（２漁協）	禁止期間 R6. 6. 17～6. 29
		エアクション 艇訓練	0. 30km ²		R6. 6. 4～ 6. 9、 10. 1～ 10. 6 R7. 2. 3～ 2. 10
3 地域				9 漁協	

VI 行政委員会

1 海区漁業調整委員会

(1) 委員会の設置根拠等

① 設置根拠（漁業法第 136 条）

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき農林水産大臣が定める海区ごとに設置されている。東京都では 1 海区が指定されている（注）。

② 委員会の構成（漁業法第 138 条）

委員会は、15 名の委員をもって組織し、知事が議会の同意を得て任命された漁業者代表委員 9 名、学識経験委員 4 名及び中立委員 2 名で構成されている。

③ 委員会の目的

水産資源の持続的な利用の確保並びに水面の総合的な利用を図ることにより、漁業生産力を発展させるという漁業法の目的を達成するために、海区の漁業調整を図っていくことを目的としている。

④ 権限と機能

委員会は、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示など漁業調整に関する広範な権限を有している。

その主な機能を大別すると、①知事諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

注：平成 16 年の漁業法の改正に伴い、平成 16 年 8 月 5 日に東京都内湾海区、東京都島部海区、小笠原海区の 3 海区漁業調整委員会が統合され、東京海区漁業調整委員会として発足した。

(2) 委員会開催実績（令和6年度）

① 東京海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
委 員 会 (第163回)	6. 5. 27	○ 小笠原海域におけるそでいか漁業の委員会指示について ○ 小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について ○ 東京海区における委員会指示の違反者への対応方針について
委 員 会 (第164回)	6. 6. 24	○ 第60回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について（報告） ○ 令和6年における底立てはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 漁業調整規則の改正について（知事諮問） ○ 漁業法第16条に基づく知事管理量の設定（くろまぐろ小型魚及び大型魚）の変更について（知事諮問） ○ 令和6管理年度におけるまさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定について（知事諮問） ○ 千葉・東京及び一都三県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について ○ 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について（協議）
委 員 会 (第165回)	6. 7. 29	○ ブリにおける漁獲量の任意報告について（報告） ○ 令和6管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について（報告） ○ 令和7年における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 漁業調整規則の改正について（知事諮問） ○ 伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について ○ 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について（協議）
委 員 会 (第166回)	6. 10. 10	○ 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について（報告） ○ 東京海区における遊漁者によるまき餌釣りの制限に係る委員会指示について ○ 伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限に係る委員会指示について ○ 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の制限に係る委員会指示について（1～5月）
委 員 会 (第167回)	6. 11. 20	○ 令和5年における漁業権に係る資源管理の状況等（報告） ○ 令和7管理年度におけるまあじ太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定について（知事諮問） ○ 令和7年におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ はまとびうおの数量目標について ○ 東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの制限に係る委員会指示について ○ 伊豆諸島海域におけるいか釣漁業の制限に係る委員会指示について ○ 島しょ海域における火光利用とびうお漁業の制限に係る委員会指示について
委 員 会 (第168回)	6. 12. 18	○ 全国海区漁業調整委員会連合会第59回東日本ブロック会議の結果について（報告） ○ 太平洋広域漁業調整委員会及び南部会の結果について（報告） ○ 第26回一都二県連合海区漁業調整委員会の結果について（報告） ○ 令和7年度くろまぐろ漁獲枠配分素案について（報告） ○ 東京都海面におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 東京湾横断道路木更津人工島「海はたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号（案）について ○ 八丈島近海漁場に設置した浮魚礁の漁業の制限に係る委員会指示について ○ 伊豆諸島海域におけるはご釣漁業の委員会指示について

委 員 会 (第169回)	7. 2. 18	○ 令和 6 管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について（報告） ○ 東京都資源管理方針の変更について（知事諮問） ○ 令和 7 管理年度におけるぶりの知事管理漁獲可能量の設定について（知事諮問） ○ 令和 6 管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について（知事諮問） ○ 令和 7 管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の配分について（知事諮問） ○ くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更に関する実施要領の変更について（知事諮問） ○ 令和 7 年漁期におけるひき縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 令和 5 年漁期におけるかつお・まぐろ釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 令和 5 年漁期における底魚一本釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 令和 5 年漁期におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について ○ 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について（6 月～12 月）
委 員 会 (第170回)	7. 3. 7	○ 令和 6 管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について（報告） ○ 令和 6 管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について（知事諮問）
地区協議会 (大島地区)	6. 11. 20	○ 太平洋クロマグロの資源管理について ○ 各地区の懸案事項について

② 海面利用小委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
小委員会 (第1回)	6. 5. 27	○ 東京海区における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕制限に係る委員会指示について
小委員会 (第2回)	6. 10. 10	○ 東京海区における遊漁者によるまき餌釣りの制限に係る委員会指示について ○ 伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限に係る委員会指示について ○ 東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの制限に係る委員会指示について
小委員会 (第3回)	6. 12. 18	○ 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号（案）について

③ 連合海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
千葉・東京 連合海区	6. 7. 29	○ 千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)の調整方式について ○ 東京都海面における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の調整方式について
一都三県 連合海区	6. 7. 30	○ 令和 7 年漁期における火光利用さば漁業の調整について ○ 令和 7 年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について

(3) 東京海区漁業調整委員会委員名簿

令和7年10月現在

委員区分	氏 名	経歴及び役職等
漁業者代表	○ 田中 國治	八丈島漁業協同組合代表理事組合長
	小島 智彦	東京東部漁業協同組合代表理事組合長
	村石 幸光	大田漁業協同組合代表理事組合長
	高瀬 吉安	小笠原島漁業協同組合代表理事組合長
	前田 好樹	神津島漁業協同組合代表理事組合長
	佐々木 隆幸	小笠原母島漁業協同組合代表理事組合長
	鈴木 正明	にいじま漁業協同組合代表理事組合長
	関 恒美	三宅島漁業協同組合代表理事組合長
	欠員	
学識経験	田中 栄次	東京海洋大学名誉教授
	高瀬 美和子	(一社)大日本水産会専務理事
	井上 潔	元(一社)全国水産技術者協会理事長
	◎ 馬場 治	東京海洋大学名誉教授
中立	村山 将人	利島村長
	山下 奉也	八丈町長

◎ 会長
○ 会長代理

任期 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 海面利用小委員会

遊漁者等を対象とした委員会指示の発出に際して、遊漁と漁業との円滑な調整、調和ある漁場利用等のため、遊漁等海洋性レクリエーションの知見を持った専門委員から意見を聴取する。

専門委員

氏 名	経歴及び役職等
吉野 吾朗	東京湾遊漁船業協同組合専務理事
浜川 一清	神津島遊漁船組合組合長
杉本 慎之介	NPO法人ジヤパンゲームフィッシュ協会(JGFA) 常任理事
中野 龍男	元(株)パティ・アジア・パシフィック・ジヤパン代表取締役会長
香川 裕彦	(一社)東京諸島観光連盟専務理事

2 内水面漁場管理委員会

(1) 委員会の設置根拠等

① 設置根拠

内水面漁場管理委員会は、漁業法第 171 条に基づき、都道府県に置くことになっている。また、地方自治法第 180 条の 5 の規定により、執行機関として都道府県に置かねばならない委員会となっている。

② 委員会の構成

委員会は、漁業法第 172 条に基づき、漁業を営む者を代表する委員（漁業者代表）、水産動植物の採捕をする者を代表とする委員（遊漁者代表）及び学識経験委員をもって構成されており、都道府県知事が選任する。

③ 委員会の目的

内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理するために、漁業調整機構の運用により水面の総合的な利用を図っていくことを目的としている。

④ 権限と機能

漁業調整に対する広範な権限を有し、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示等、民主的な漁業調整を行う。

その主な機能を大別すると、①知事の諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

(2) 東京都内水面漁場管理委員会 開催実績 (令和6年度)

会議名	開催年月日	開催場所	議 題	出席委員数
委 員 会 (第1回)	6.4.26	東京都庁	① 秋川漁協の遊漁規則変更について (諮問)	8 人
委 員 会 (第2回)	6.7.23	東京都庁	① 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限に係る 委員会指示について	8 人
委 員 会 (第3回)	6.10.2	東京都庁	① 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック 協議会議題について ② 東京都内水面漁業調整規則の改正について (答申)	8 人
委 員 会 (第4回)	6.11.29	東京都庁	① シラスウナギ特別採捕許可方針について ② 多摩川稚鮎特別採捕許可方針について	6 人
委 員 会 (第5回)	6.12.5	東京都庁	① 会長並びに会長代理の互選について ② 委員の議席の決定について ③ 小河内漁協管内遊漁規則の改正について ④ 増殖計画の策定について ⑤ シジミ漁業の許可方針等について	7 人
委 員 会 (第6回)	7.2.19	東京都庁	① 令和7年度増殖計画策定について ② 東京都区域におけるコイの放流、持ち出しの制限について ③ 東京都での魅力的な釣り場づくりについて	6 人

(3) 東京都内水面漁場管理委員会委員名簿 (令和6年12月1日～令和10年11月30日)

委員区分	氏名	経 歴 及 び 現 職 等	
漁業者代表	◎ 安永 勝昭	秋川漁業協同組合代表理事組合長	◎会長
	内海 房雄	多摩川漁業協同組合組合長	
	大久保 芳木	奥多摩漁業協同組合代表理事組合長	
	小島 智彦	東京東部漁業協同組合代表理事組合長	
遊漁者代表	小林 得志雄	日本友釣会連盟理事事務局長	
	塚本 哲也	日本友釣同好会理事事務局次長	
学識経験者	黒木 真理	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授	
	間野 伸宏	日本大学生物資源科学部海洋生物学科准教授	

VII 島しょ農林水産総合センター

1 島しょ農林水産総合センターの概要

島しょ農林水産総合センターは、本所（庶務課、振興企画室）と3事業所（大島、三宅島、八丈島）、3センター（小笠原水産センター、亜熱帯農業センター：総務局所管、奥多摩さかな養殖センター：農林水産振興財団所管）の組織体制で、東京都の水産業と島しょ農林畜産業振興の一翼を担っている。

水産研究にかかる組織の地理的配置は、マス類等の生息する冷水域からアユやコイ等の生息する温水域にかけての内水面、並びにアサリ、ハゼ等が生息する内湾海域に振興企画室、タカベ、サザエ等の生息する伊豆諸島北部海域に大島事業所、カツオ、トビウオ等の生息する伊豆諸島南部海域に八丈事業所、メカジキの生息する亜熱帯海域に小笠原水産センターを配置し、それぞれの地域特性に密着した課題に対応している。また、キンメダイを中心とした島しょ海域の広域的課題、資源評価やDNA解析等の高度専門的課題には、振興企画室を主体とした組織的対応を行っている。

◎施設の位置と概要

組織名	住 所	土 地 (㎡)	建 物 (㎡)	漁業調査指導船等
本所	港区海岸 2-7-104 (R8 より江東区に移転)		(1,277)	
奥多摩さかな 養殖センター	西多摩郡奥多摩町小丹 波 720	26,215	1,534	
大島事業所 (水産)	大島町波浮港 18	2,400	2,040	「みやこ」 189t 1,492 kW 「やしお」 117t 1,471 kW 「かもめ」 4t 353 kW
大島事業所 (農林)	大島町元町字小清水 273-1	11,261	983	
三宅事業所	三宅村坪田 4357	120,444	2,330	
八丈事業所 (水産)	八丈町三根 4222	6,220	1,022	「たくなん」 44t 1,203 kW
八丈事業所 (農林)	八丈町大賀郷 4341-11	40,551	2,527	
小笠原水産 センター	小笠原村父島字清瀬	6,240	1,909	「興洋」 87t 1,030 kW 「ウェントル」 2t 95 kW
亜熱帯農業 センター	小笠原村父島字小曲	187,814	4,150	

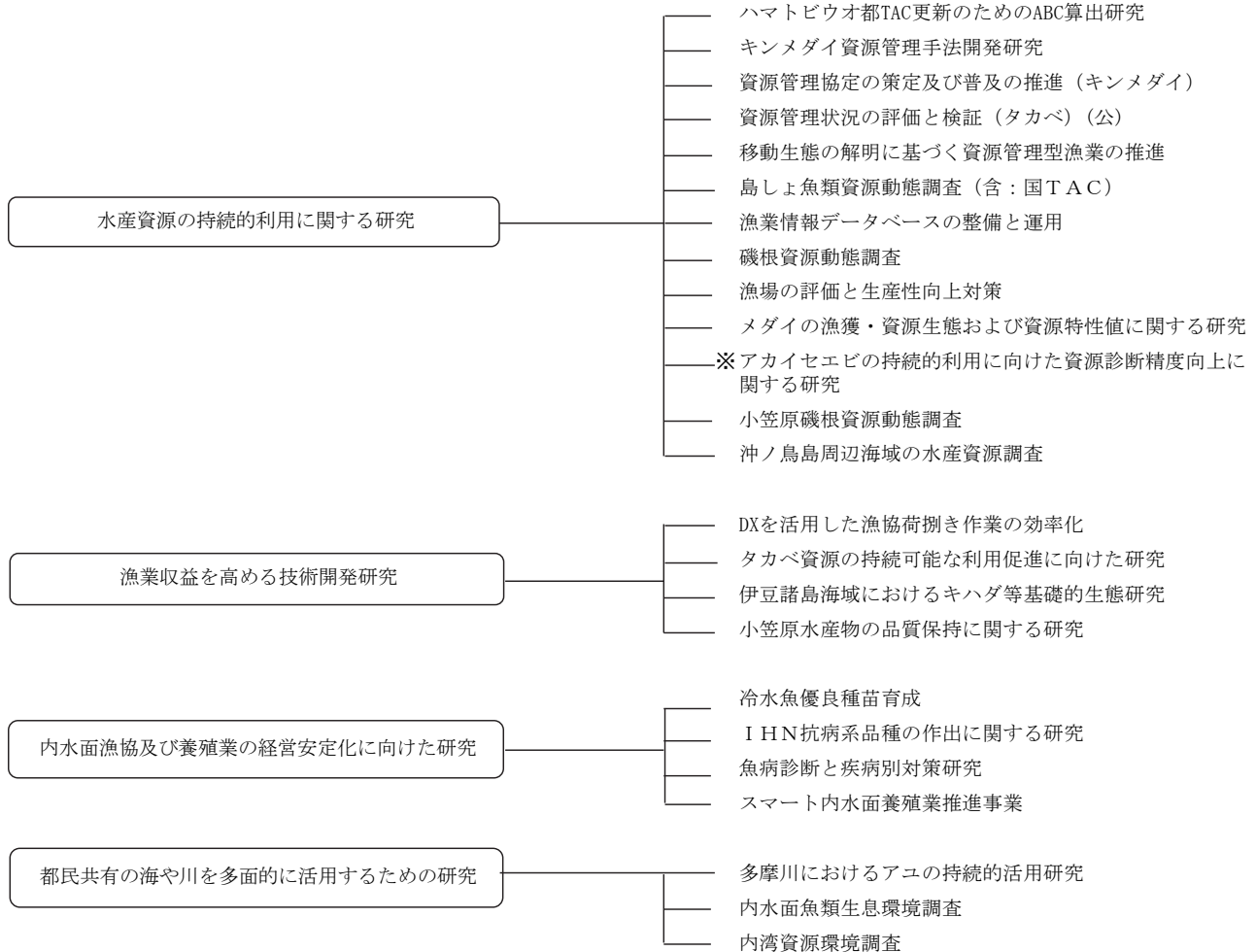
令和7年度 島しょ農林水産総合センター 事業体系

研究テーマ(予算課題)

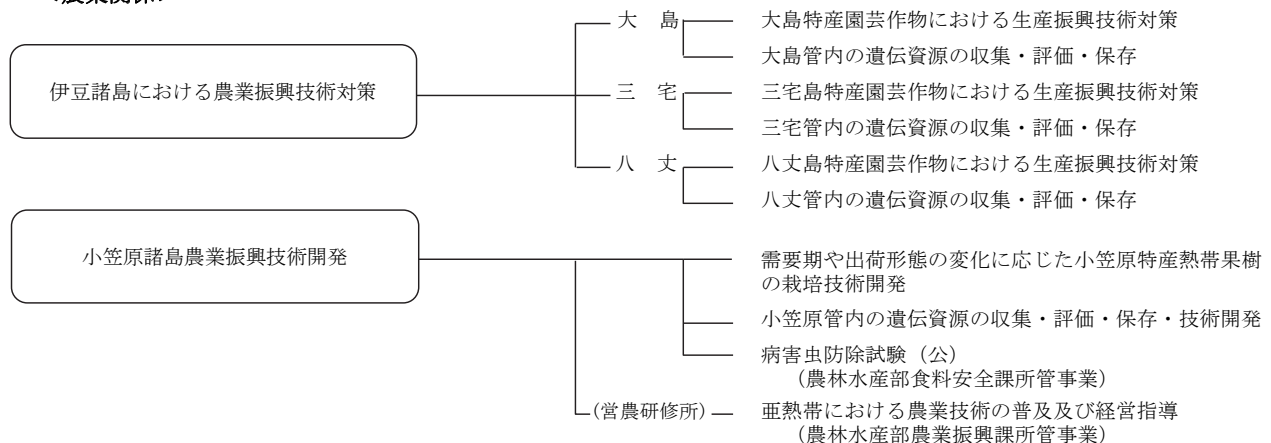
個別課題

※令和7年度新規事業

<水産関係>



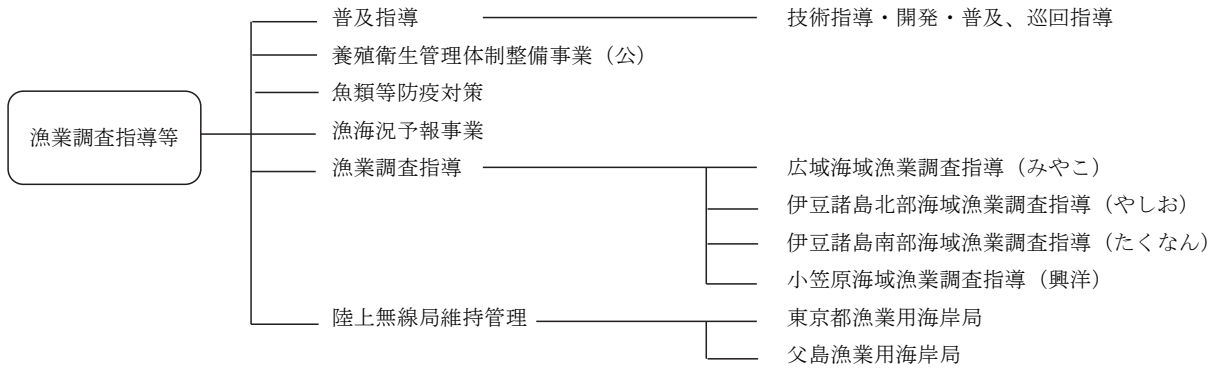
<農業関係>



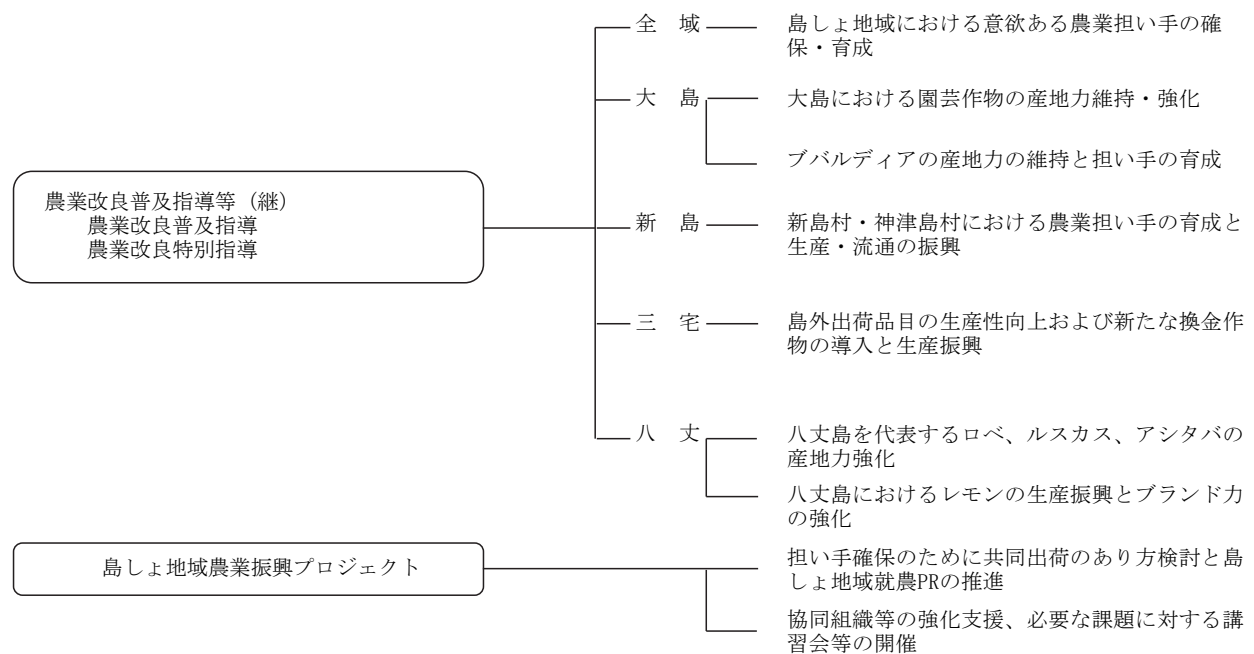
普及指導テーマ(予算課題)

個 別 課 題

<水産関係>



<農業関係>



◎事業概要【水産分野】

課 題 名	事 業 概 要
1. ハマトビウオ都TAC更新のためのABC算出研究 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所	【目 的】 ハマトビウオ漁業の次年度TAC策定に必要なABC(生物学的許容漁獲量)を算出するとともに、資源解析の精度向上を図る。また、ハマトビウオの回遊経路など、資源管理の高度化に必要な生物学的特性を明らかにする。 【内 容】 ①伊豆諸島及び九州南岸域等のハマトビウオ操業情報の収集と統計解析 ②年齢、成熟、回遊経路、餌料などの生物学的特性の解明 ③当年漁期の資源量推定と次年漁期のABC算出 ④資源評価票の更新 ⑤都TAC関連会議における研究成果の報告と情報提供
2. キンメダイ資源管理手法開発研究 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所	【目 的】キンメダイ資源の状態を評価するために、伊豆諸島における漁業実態と資源生態を把握するための調査を行うとともに、水産研究教育機構や他県の研究機関と連携し、キンメダイ資源解析と解析手法の高度化に取り組む。 【内 容】 ①キンメダイ漁業情報の収集と漁獲特性の把握 ②漁場別魚体組成の把握 ③卵稚仔と幼魚の分布様式把握 ④魚群の移動回遊と漁場形成要因の把握 ⑤主要漁場の音響調査 ⑥夜キンメ漁の影響調査 ⑦資源量推定 ⑧資源評価票の作成と更新 ⑨キンメダイ資源管理関連会議出席による情報提供・収集 ⑩研修会等への参加による資源解析技術の習得
3. 資源管理協定の策定及び普及の推進(キンメダイ) (平成19年度～) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所	【目 的】管内のキンメダイ一本釣り漁業に関し、管理措置の実施状況と資源回復状況を把握し、資源管理協定の作成及び普及に資する。 【内 容】 ①管内主要漁場における操業実態の把握 ②漁獲量・出漁隻数等漁獲情報の収集 ③漁獲物測定による漁場別年齢構成等の把握 ④資源生態の把握
4. 資源管理状況の評価と検証(タカベ)(公) (平成15年度～) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所	【目 的】伊豆諸島海域におけるタカベの資源管理型漁業推進に必要な科学的知見を得るための調査を実施し、行政施策に反映する。 【内 容】 ①伊豆諸島海域におけるタカベ漁業の漁業種類別、漁場別漁獲努力量と漁獲量の把握 ②伊豆諸島海域におけるタカベ漁獲物の魚体測定、年齢査定と漁場別年齢構成の把握 ③伊豆諸島海域におけるタカベの成熟状況の把握 ④成果の取りまとめ及び関連会議への出席と報告

課 題 名	事 業 概 要
5. 移動生態の解明に基づく資源管理型漁業の推進 (令和6年度～) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所 小笠原水産センター	【目 的】従来の調査の拡充や、移動生態研究に“強み”を持つ研究機関と連携し、資源管理施策に必要な都主要魚種の移動生態の一端を明らかにし、精度の高い資源評価に繋げていく。 【内 容】 ①ハマトビウオの食性と摂餌傾向に関する研究 ②キンメダイの回遊履歴の推定に関する研究 ③アカイセエビの回遊行動生態解析
6. 島しょ魚類資源動態調査 (含:国TAC) (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所	【目 的】伊豆諸島における重要な魚類資源について、漁業資源情報の収集と基礎生態調査を行い、資源管理のための基礎データとするとともに、効率的漁業生産活動に資する。 【内 容】 ①伊豆諸島海域の主要魚類に関する漁業情報の収集と資源評価 ②漁獲物の生物特性の把握 ③試験操業及び標識放流などによる基礎生態の把握 ④伊豆諸島海域での国TAC対象魚種(イワシ・アジ・サバ)の卵稚仔分布調査を行い、国に情報提供
7. 漁業情報データベースの整備と運用 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】管内の漁業生産動向の把握と資源解析用基礎データの収集・整備のために管内漁業協同組合の水揚げ情報を収集・整理し、データベースとして整備・運用する。あわせて、効率的運用を図るためのシステムの維持管理を行う。 【内 容】 ①管内漁協の漁業情報の収集とデータベースの整備 ②システムの維持管理と高度化
8. 磯根資源動態調査 (継 続) ＜担当部署＞ 大島事業所 八丈事業所	【目 的】テングサ、トサカノリなどの海藻類及びフクトコブシ、サザエなどの貝類について、生息分布状況等の資源動態を経常的に把握し、関係機関に情報提供する。 【内 容】 ①テングサ、トサカノリ、アントクメの生育状況の把握 ②フクトコブシ、サザエ天然資源の生息分布状況等の把握 ③放流フクトコブシ、アワビの成長、混獲状況の把握 ④漁場環境の変動把握(大島被災漁場復興における代替漁場を含む)
9. 漁場の評価と生産性向上対策 (平成23年度～) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所	【目 的】造成された築いそ漁場について多面的な科学的評価を行うとともに、生産性を向上させるための漁場造成技術を開発する。 【内 容】 ①磯根漁場環境の把握 ②漁場造成技術の開発

水産資源の持続的利用に関する研究

課 題 名	事 業 概 要
10. メダイの漁獲・資源生態および資源特性値に関する研究 (令和3～7年度) ＜担当部署＞ 八丈事業所	【目 的】試験操業や加入・回遊経路調査等から資源生態の基礎的知見を把握し、八丈島周辺海域におけるメダイの資源量を推定する。 【内 容】 ①漁獲状況調査 ②魚体測定調査 ③加入・回遊経路調査 ④資源量の推定
11. アカイセエビの持続的利用に向けた資源診断精度向上に関する研究 (令和7～9年度) ＜担当部署＞ 小笠原水産センター	【目 的】小笠原諸島海域におけるアカイセエビについて、試験操業等を実施することでアカイセエビ資源の現況を把握する。また、漁業形態や環境要因が漁獲量に与える影響の評価を行う。加えて、稚エビの採集等を通じて加入量のモニタリング手法開発を試みる。これらを併せて、アカイセエビの資源動向を把握し、資源管理方策の一助とする。 【内 容】 ①資源の現状把握 ②「移動生態の解明に基づく資源管理型漁業の推進」で開発した粒子シミュレーションモデルを用いた初期生態解明
12. 小笠原磯根資源動態調査 (継 続) ＜担当部署＞ 小笠原水産センター	【目 的】小笠原海域の磯根漁場の主要水産生物について生態調査を行い、基礎的知見を蓄積し、資源管理に資する。また、サンゴ礁に関する知見を収集しサンゴ礁の保全に資する。 【内 容】 ①イセエビ類の生態調査・生物測定を行い、資源管理に必要な基礎的知見の蓄積を図る。 ②平成15年に造礁サンゴの白化現象が発生した海域のその後の状況を把握するとともに造礁サンゴに関する基礎的知見を収集する。
13. 沖ノ鳥島周辺海域の水産資源調査 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室 小笠原水産センター 大島事業所 八丈事業所	【目 的】沖ノ鳥島周辺海域から伊豆諸島に至る都の海域の水産資源から見た連続性などを把握するための各種調査を実施する。 【内 容】 ①有用水産資源の生息分布状況の把握 ②卵稚仔の出現状況等初期生態に関する知見の収集 ③海洋環境の把握

課 題 名	事 業 概 要
1. DXを活用した漁協荷捌き作業の効率化 (令和7～9年度) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】現在、資源動向の分析に必要な漁獲データは、水揚げ現場における魚体の計測作業と水揚げ伝票により行っている。本事業ではこの作業を効率化することで、情報収集力の強化を図り、資源評価の精度の向上に役立てる。 【内 容】 ①魚体データ収集
2. タカベ資源の持続可能な利用促進に向けた研究 (令和5～9年) ＜担当部署＞ 大島事業所	【目 的】タカベ資源の持続的な利用促進にあたり、1)既存の漁獲統計による資源量推定が困難、2)漁業者の減少により漁法の継承が困難という2つの課題がある。課題解決へ向け、1)直接法(卵数法・環境DNA)による資源量推定法開発と、2)現存漁法の整理による当センターでの漁法指導が可能な体制の構築を目指す。 【内 容】 ①卵数法による資源量推定法の導入 ②環境DNAを用いた資源量推定法の検討 ③現存漁法の整理・漁法指導体制の構築
3. 伊豆諸島海域におけるキハダ等基礎的生態研究 (令和6～8年) ＜担当部署＞ 八丈事業所	【目 的】八丈島において曳縄漁はカツオの漁獲量減少により、出漁隻数が減少しているが、曳縄漁に占めるキハダの割合および1日1隻あたりの漁獲量(CPUE)は増加傾向となっている。しかし、伊豆諸島海域ではキハダを主対象とした生態調査はほとんど実施されていないのが現状である。そこで、本事業では曳縄漁の漁業支援およびキンメダイの漁獲圧分散に貢献することを目的として、キハダの基礎的生態の解明を進めて行く。 【内 容】 ①漁獲物の測定 ②移動生態調査 ③漁場海洋条件の把握 ④既存曳縄漁業および調査結果の整理
4. 小笠原水産物の品質保持に関する研究 (令和6～8年) ＜担当部署＞ 小笠原水産センター	【目 的】小笠原産水産物は東京をはじめとした各市場までの輸送コストが高いことや輸送時間が長いことが長年課題として挙げられており、これらの解決が地元漁協、都漁連等から求められている。そこで、底魚(ハマダイ等)やメカジキを対象として、過去の取り組みで行った付加価値向上手法の他魚種への応用、既存の鮮度保持手法の導入等について調査を行うことで、各手法の効果を科学的観点から裏付けるとともに手法の普及を行う。 【内 容】 ①底魚における鮮度保持手法の検証 ②メカジキにおける品質保持手法の検討 ③市場における評価の検証 ④品質保持のための方策の提言

漁業収益を高める技術開発研究

課 題 名		事 業 概 要																																																																																		
内水面漁協及び養殖業の経営安定化に向けた研究	1. 冷水魚優良種苗育成 (継 続) ＜担当部署＞ 奥多摩さかな養殖センター(委託)	【目 的】魚病対策や多様化する消費者ニーズに対応した養殖技術の改良により、優良な冷水魚種苗を生産・配付・放流する。 【内 容】 ①冷水性魚類の種苗生産・配付・放流 ②管内養殖業者に対する養殖技術指導 ③優良種苗の育成試験 令和7年度種苗の生産・配付・放流計画 (単位：稚魚＝千尾、発眼卵＝千粒)																																																																																		
		<table><thead><tr><th rowspan="2">種苗の種類</th><th rowspan="2">発育段階ごとの生産数</th><th rowspan="2">配付数 (歳入対象種苗)</th><th colspan="2">(配付数内訳)</th><th rowspan="2">その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等</th></tr><tr><th>放流用 (河川漁協)</th><th>養殖用 (養殖漁協)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">ニジマス</td><td>発眼卵</td><td>971</td><td>350</td><td>-</td><td>350</td><td>621(孵化・試験)</td></tr><tr><td>春稚魚</td><td>326</td><td>100</td><td>80</td><td>20</td><td>236(歩減・秋稚魚・試験)</td></tr><tr><td>秋稚魚</td><td>158</td><td>153</td><td>123</td><td>30</td><td>5(歩減・親魚)</td></tr><tr><td rowspan="3">ヤマメ</td><td>発眼卵</td><td>1,802</td><td>851</td><td>401</td><td>450</td><td>951(孵化・試験)</td></tr><tr><td>春稚魚</td><td>646</td><td>305</td><td>240</td><td>65</td><td>341(歩減・秋稚魚・試験等)</td></tr><tr><td>秋稚魚</td><td>141</td><td>127</td><td>107</td><td>20</td><td>14(歩減・親魚・試験)</td></tr><tr><td rowspan="3">奥多摩やまめ</td><td>発眼卵</td><td>185</td><td>60</td><td>45</td><td>15</td><td>125(孵化・試験)</td></tr><tr><td>稚魚</td><td>45</td><td>30</td><td>15</td><td>15</td><td>15(試験・歩減)</td></tr><tr><td>成魚</td><td>12</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>12(試験・歩減)</td></tr><tr><td rowspan="2">イワナ</td><td>発眼卵</td><td>189</td><td>145</td><td>45</td><td>100</td><td>44(孵化・試験)</td></tr><tr><td>稚魚</td><td>11</td><td>1</td><td>-</td><td>1</td><td>10(歩減・親魚・試験)</td></tr></tbody></table>					種苗の種類	発育段階ごとの生産数	配付数 (歳入対象種苗)	(配付数内訳)		その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等	放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)	ニジマス	発眼卵	971	350	-	350	621(孵化・試験)	春稚魚	326	100	80	20	236(歩減・秋稚魚・試験)	秋稚魚	158	153	123	30	5(歩減・親魚)	ヤマメ	発眼卵	1,802	851	401	450	951(孵化・試験)	春稚魚	646	305	240	65	341(歩減・秋稚魚・試験等)	秋稚魚	141	127	107	20	14(歩減・親魚・試験)	奥多摩やまめ	発眼卵	185	60	45	15	125(孵化・試験)	稚魚	45	30	15	15	15(試験・歩減)	成魚	12	-	-	-	12(試験・歩減)	イワナ	発眼卵	189	145	45	100	44(孵化・試験)	稚魚	11	1	-	1	10(歩減・親魚・試験)
	種苗の種類	発育段階ごとの生産数	配付数 (歳入対象種苗)	(配付数内訳)		その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等																																																																														
				放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)																																																																															
	ニジマス	発眼卵	971	350	-	350	621(孵化・試験)																																																																													
春稚魚		326	100	80	20	236(歩減・秋稚魚・試験)																																																																														
秋稚魚		158	153	123	30	5(歩減・親魚)																																																																														
ヤマメ	発眼卵	1,802	851	401	450	951(孵化・試験)																																																																														
	春稚魚	646	305	240	65	341(歩減・秋稚魚・試験等)																																																																														
	秋稚魚	141	127	107	20	14(歩減・親魚・試験)																																																																														
奥多摩やまめ	発眼卵	185	60	45	15	125(孵化・試験)																																																																														
	稚魚	45	30	15	15	15(試験・歩減)																																																																														
	成魚	12	-	-	-	12(試験・歩減)																																																																														
イワナ	発眼卵	189	145	45	100	44(孵化・試験)																																																																														
	稚魚	11	1	-	1	10(歩減・親魚・試験)																																																																														
	2. IHN抗病系品種の作出に関する研究 (継 続) ＜担当部署＞ 奥多摩さかな養殖センター(委託)	【目 的】IHN(伝染性造血器壊死症)に罹りにくい「抗病系品種(ニジマス)」を作出し、冷水性魚類養殖業の経営安定に資する。 【内 容】 ①選抜育種による抗病性の高い品種の作出																																																																																		
	3. 魚病診断と疾病別対策研究 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室 奥多摩さかな養殖センター(委託)	【目 的】魚病診断により養殖魚等の疾病を把握し、予防、治療方法を確立して病害を防除することにより、安定した養殖業等の生産体制確立に寄与する。 【内 容】 ①河川水を媒介したマス類の疾病および天然河川におけるアユ等の疾病発生防除 ②養魚場等における魚病診断 ③重要疾病の診断・対策 ④関連会議に出席し、魚病に関する情報収集																																																																																		
	4. スマート内水面養殖業推進事業 (令和5～10年度) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】内水面養殖業は、養魚飼料の高騰や従事者の高齢化・後継者不足に伴い、いっそうの飼育コスト削減と作業軽減化が求められている。そのため、奥多摩さかな養殖センター施設においてスマート機器の試験導入を行い、飼育コスト削減と作業軽減化など、飼育管理の効率化の検証を行う。あわせて、都内養殖業者への技術移転を行うための試金石とする。 【内 容】 ①スマート自動給餌機導入実証試験 ②飼育環境コントロールシステムの導入 ③IOTを利用したハード設備導入 ④水循環スマート飼育システム																																																																																		

課 題 名		事 業 概 要
都民共有の海や川を多面的に活用するための研究	1. 多摩川におけるアユの持続的活用研究 (令和5～7年度) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】多摩川におけるアユ資源の持続的利用のため、天然アユの汲み上げ放流及び人工種苗放流について、放流後の評価を行い、最適化を図る。また、遡上数の把握及び環境DNAを活用した多摩川の広域的なアユの分布や動態の把握により、新たな漁場の創生や親魚保全区の設定等、内水面漁業の振興や河川の有効利用のための基礎資料とする。 【内 容】 ① アユ放流効果調査 ② アユ広域分布調査
	2. 内水面魚類生息環境調査 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】都下河川流域における魚類の分布状況、生息環境及び資源状況を定期的にモニタリングし、主要魚種の資源動態、定点における魚類相等の変動を把握する。 【内 容】 ① 定点でのモニタリング調査による生物相の把握 ② 内水面生息主要魚種の生息状況把握
	3. 内湾資源環境調査 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】東京都内湾における魚介類の生息状況と水質・底質環境を定期的に調査し、生物の動向と環境変動との関係および問題点を把握する。 【内 容】 ① 湾奥における仔稚魚生息状況の把握 ② 湾奥における水質環境の把握 ③ 湾奥における底質環境と底生生物の把握
漁業調査指導等	1. 普及指導 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所	【目 的】巡回指導などにより地元町村、漁業者の要望を把握するとともに、漁業生産現場が抱える課題に対し、蓄積している技術と知識を活用し、問題の解決を図る。併せて、都民への普及・啓発活動に取り組む。 【内 容】 ① 技術指導 ② 技術開発・普及 ③ 啓発普及 ④ 普及指導連絡調整会議
	2. 養殖衛生管理体制整備事業(公) (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】養殖生産物の安全性を確保し、健全で安心できる養殖魚の生産に寄与するために、疾病対策のみならず食品衛生や環境保全にも対応した養殖衛生管理体制の整備を推進する。 【内 容】 ① 全国養殖衛生管理推進会議等への参加による総合推進対策 ② 巡回指導などによる養殖衛生管理指導 ③ 養殖場の調査・監視 ④ 疾病監視などによる疾病対策、特定疾病蔓延防止措置

課 題 名	事 業 概 要
3. 魚類等防疫対策 (平成24年度～) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所 水産課	【目 的】持続的養殖生産確保法に基づいて蔓延防止に取り組む「特定疾病」及び国際的に防疫対策に取り組むべきとされる「WOHAリスト疾病」等、国への報告義務がある疾病のまん延防止に努める。 【内 容】 ①まん延防止対策 ②魚類等防疫対策協議会(必要に応じて)
4. 漁海況予報事業 (公・単) (継 続) ＜担当部署＞ 大島事業所 八丈事業所 振興企画室	【目 的】漁海況情報の迅速な収集・解析により、漁業者への情報提供、漁海況速報を発行して操業の効率化を図ることにより、漁業経営の安定に資する。 【内 容】 ①漁海況情報収集 ②地先定点観測 ③漁海況情報提供 ④漁海況情報分析
5. 広域海域漁業調査 指導(みやこ) (継 続) ＜担当部署＞ 大島事業所	【目 的】広域海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。 【内 容】 年間運航日数200日 ①資源変動把握調査(53日) ②漁場環境変動把握調査(50日) ③資源管理型漁業推進事業(70日) ④沖ノ鳥島調査(①～③のうち10日) ⑤漁業取締(11日) ⑥指導船整備他(16日)
6. 伊豆諸島北部海域 漁業調査指導(やしお) (継 続) ＜担当部署＞ 大島事業所	【目 的】伊豆諸島北部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。 【内 容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査(61日) ②漁場環境変動把握調査(34日) ③資源管理型漁業推進事業(4日) ④漁業取締(50日) ⑤巡回指導(4日) ⑥三宅島漁場監視(8日) ⑦指導船整備他(9日)

課 題 名	事 業 概 要
7. 伊豆諸島南部海域 漁業調査指導(たくな ん) (継 続) <担当部署> 八丈事業所	【目 的】伊豆諸島南部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。 【内 容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査(30日) ②漁場環境変動把握調査(36日) ③資源管理型漁業(29日) ④漁業取締(24日) ⑤都TAC関連調査(12日) ⑥キハダ資源調査(22日) ⑦漁業被害調査(7日) ⑧指導船整備他(10日)
8. 小笠原海域漁業調 査指導(興洋) (継 続) <担当部署> 小笠原水産センター	【目 的】小笠原海域、沖ノ鳥島海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。 【内 容】 年間運航日数 180日 ①海洋観測(55日) ②資源調査(96日) ③沖ノ鳥島調査(8日) ④漁業取締(11日) ⑤指導船整備他(10日)
9. 東京都漁業用 海岸局 (継 続) <担当部署> 八丈事業所	【目 的】伊豆諸島海域における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。 【内容】 ①漁業指導に関する通信 ②漁業気象及び航行警報に関する通信 ③遭難緊急安全に関する通信 ④通信施設の点検整備及び定期検査受検
10. 父島漁業用 海岸局 (継 続) <担当部署> 小笠原水産センター	【目 的】小笠原近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。 【内容】 ①漁業指導に関する通信 ②漁業気象及び航行警報に関する通信 ③遭難緊急安全に関する通信 ④通信施設の点検整備及び定期検査受検

2 漁業調査指導船

船 名	みやこ	やしお	かもめ	たくなん	興洋
竣 工	平成 24 年 2 月 29 日	平成 31 年 2 月 18 日	昭和 57 年 10 月 28 日	平成 16 年 3 月 3 日	平成 19 年 2 月 28 日
最大速力 (ノット)	14.8	16.0	18.2	14.0	14.2
航海速力 (ノット)	13.0	15.0	15.0	13.0	13.0
航続距離 (海里)	5,000	2,000		807	2,000
定 員	船 員 16 名 調査員 8 名	船 員 9 名 調査員 3 名	船 員 1 名 調査員 9 名	船 員 8 名 調査員 6 名	船 員 9 名 調査員 5 名
1 船 体					
船質	鋼	鋼	F R P	F R P	鋼
全長 (m)	42.93	44.69	13.55	25.50	33.07
登録長 (m)	35.60	37.60	9.80	20.18	28.40
幅 (m)	7.40	6.60	2.30	5.58	6.00
深さ (m)	3.30	3.20	0.76	2.16	2.90
トン数 (t)	189	117	3.87	44	87
2 機 関					
主機関 (kW)	1,492 1 基	1,471 1 基	353 1 基	1,203 1 基	1,030 1 基

〔漁業調査指導船の海域分担〕

東京都の海は内湾から小笠原諸島に及ぶ広大な海域で、このうち伊豆諸島北部海域を「やしお」、南部海域を「たくなん」、小笠原海域と沖ノ鳥島海域を「興洋」が担当し、沖合の南鳥島・沖ノ鳥島や他県海域を含む広い海域を「みやこ」が担当している。この他「かもめ」（大島）、「ウェントル」（小笠原）は島周りの浅海域の調査や潜水調査の母船の役割を担当している。

3. 島しょ農林水産総合センター分掌事務

島しょ農林水産総合センター

庶務課	庶務担当	1 センター所属職員の人事及び給与に関すること。 2 センターの公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 土地、建物及び工作物等の維持管理に関すること。 4 センター内の取締りに関すること。 5 センター内の他の室、事業所及び課長代理に属さないこと。
	経理担当	6 センターの予算、決算及び会計に関すること。 7 土地、建物及び工作物の維持管理に関すること。
振興企画室	企画調整担当	1 水産に関する試験、研究及び調査の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。 2 水産資源及び水生生物に係る試験、研究及び調査の実施に関すること。 3 水生生物の病害に係る試験、研究及び調査に関すること。 4 漁業技術等の普及指導に関すること。 5 冷水魚の種苗生産に関すること。
	主任研究員	
	農業技術調整担当	6 島しょ区域における農業、畜産及び林業に関する試験及び研究の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。 7 島しょ区域における農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号。以下「法」という)第七条第一項、第八条及び第十二条第二項に規定する協同農業普及事業等に関する総合調整に関すること。
大島事業所	水産振興担当	1 近海及び沿岸の漁業技術、水産資源の養殖、水産物の製造加工に係る試験、研究及び調査に関すること(八丈事業所に属するものを除く。) 2 水産の普及指導に関すること。 3 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。(八丈事業所に属するものを除く。) 4 漁業調査指導船の運航に関すること。
	主任研究員	
	園芸振興担当	5 大島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 6 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。
	主任普及指導員 [新島分室を含む]	7 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 8 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。 9 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
八丈事業所	水産振興担当	1 八丈島近海及び沿岸の漁業技術、水産資源の養殖、水産物の製造加工に係る試験、研究及び調査に関すること(主任研究員に属するものを除く。) 2 水産の普及指導に関すること。 3 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。(課長代理(無線通信担当)に属するものを除く。) 4 漁業調査指導船の運航に関すること。 5 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。
	主任研究員	
	無線通信担当	
	園芸振興担当	6 八丈島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 7 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。
	主任普及指導員	8 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 9 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。 10 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。

三宅事業所 主任普及指導員	1 三宅島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関する事。 2 牛、豚及び家さん等の改良繁殖、育成及び飼育管理に関する試験、研究、調査及び指導に関する事。 3 牧野及び飼料作物に関する試験、研究、調査及び指導に関する事。 4 家畜の人工授精に関する事。 5 種畜及び種鶏の配布に関する事。 6 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関する事。 7 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行う事。 8 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。 9 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行う事。
小笠原水産センター (総務局所管)	1 小笠原近海及び沿岸の漁業技術の試験及び研究に関する事。 2 小笠原近海及び沿岸の水産資源の養殖に係る試験及び研究に関する事。 3 小笠原近海の水産資源の調査及び研究に関する事。 4 漁業者への漁業技術指導に関する事。 5 漁業指導無線に関する事。 6 漁業調査指導船の運航に関する事。
小笠原亜熱帯農業センター [営農研修所を含む] (総務局所管)	1 農畜産業に関する試験研究及び調査に関する事。 2 果樹、園芸作物の品種改良及び栽培に関する試験研究及び調査に関する事。 3 農業に関する専門的技術及び知識の普及指導に関する事。 4 植物の病虫害防除に関する試験研究及び調査に関する事。

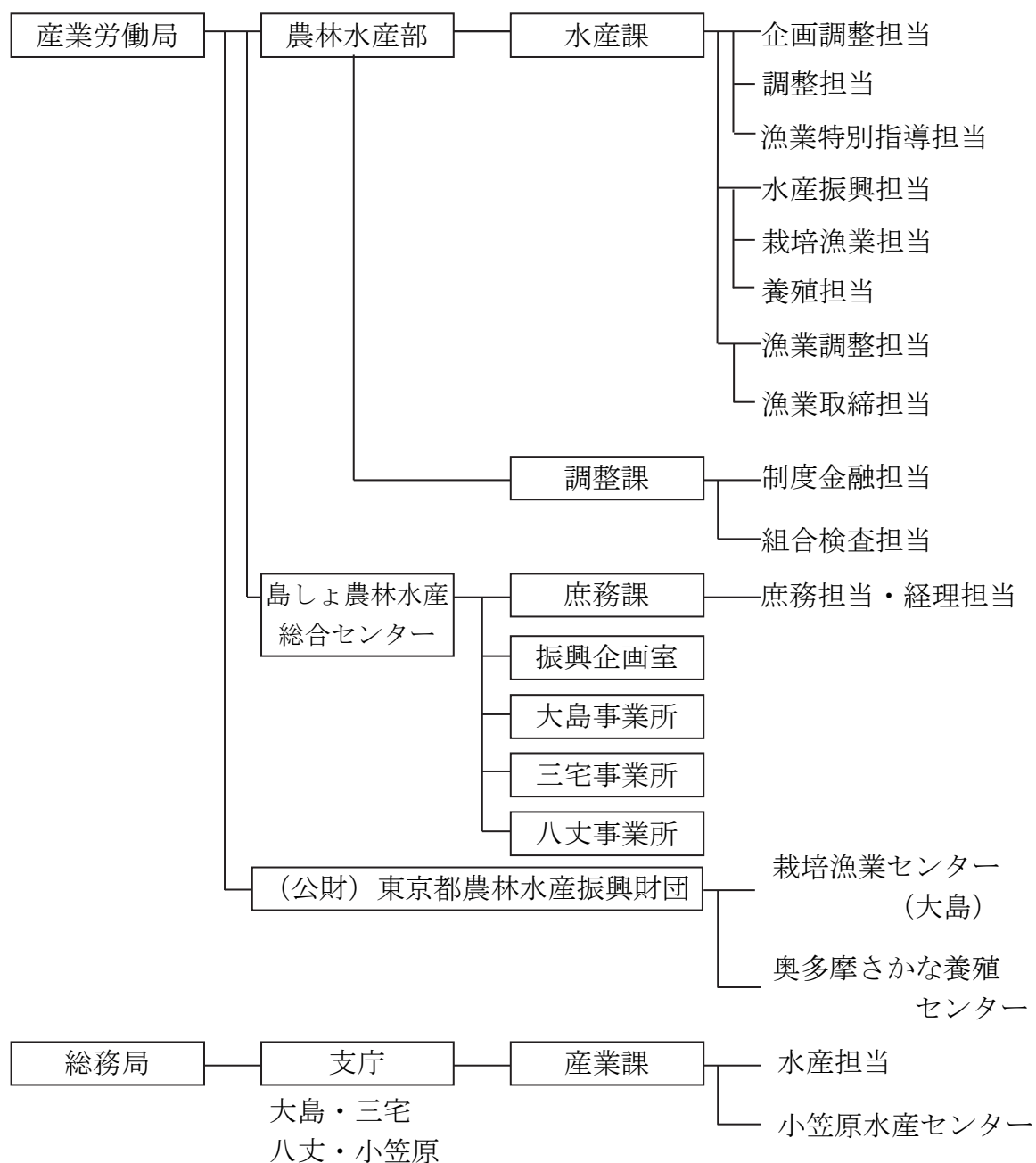
◎ 東京都島しょ農林水産総合センター定期刊行物（水産関係）

刊行物の名称	内 容	刊行回数
「事業報告」（年報）	各年度内に実施した試験・研究・指導・事業ごとに結果をとりまとめたもの	年一回
「主要成果集」	各年度内に顕著な成果が得られた課題について、要点をわかりやすくまとめたもの	年一回
「水産海洋研究報告」	年度を渡って継続して調査研究した課題をとりまとめた報告書	その都度
「事業概要」	東京都島しょ農林水産総合センターの沿革、組織、予算、事業体系、事業概要、事業所施設等を紹介するもの	年一回
ホームページ	東京都島しょ農林水産総合センターの事業概要、トピック、伊豆諸島の魚貝類、漁海況等を紹介するホームページ https://www.ifarc.metro.tokyo.lg.jp	毎日更新
「大島事業所トピック」	大島事業所の広報誌	不定期
「八丈事業所トピックス」	八丈事業所の広報誌	不定期
「海洋島」	小笠原水産センターの広報誌	不定期
「関東・東海漁海況速報」	当センター大島事業所、千葉、神奈川、静岡、三重、和歌山、漁業情報サービスセンターが共同で発行する漁海況速報（海の天気図）	毎日（土日祝日を除く）
「八丈海洋ニュース」	八丈事業所が発行する海況情報誌	ほぼ毎日
「沖合定線観測結果」	大島事業所指導船「みやこ」の定線観測結果	月一回
「沿岸定線観測結果」	大島事業所指導船「やしお」の定線観測結果	月一回
「海洋観測速報」	八丈事業所指導船「たくなん」の定線観測結果	月一回
「おがさわら海の情報」	小笠原水産センター指導船「興洋」の定線観測結果	月一回
「定地観測水温表」	大島事業所が発行する月別各島定地水温	月一回
「漁業気象」	東京都漁業無線局が発行する天気現況と予想	毎日二回

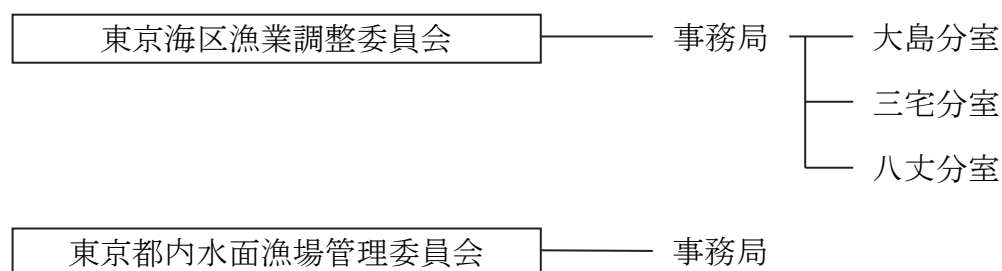
VIII 水産行政

1 水産行政組織（令和7年4月1日現在）

【知事部局】



【行政委員会】



2 水産課担当別分掌事務（行政委員会を含む）

企画調整担当、調整担当

- ・課内の経理、人事、文書、物品等に関すること
- ・水産統計に関すること
- ・東京都農林漁業振興対策審議会漁業部会等に関すること
- ・水産関係災害に関すること
- ・特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく届出事務に関すること
- ・漁業後継者育成に関すること
- ・水産業協同組合の設立、併合、解散及び定款変更に関すること
- ・水産業協同組合及び連合会の指導監督に関すること
- ・水産業協同組合の整備促進に関すること
- ・漁業共済及び漁船保険組合に関すること
- ・その他水産業協同組合に関すること
- ・島しょ農林水産総合センターに関すること
- ・課内他の担当及び担当課長代理に属しないこと

漁協特別指導担当

- ・漁協支援、経営安定化に関すること

水産振興担当

- ・漁業振興施設整備に関すること
- ・水産物供給基盤整備に関すること
- ・内水面総合振興に関すること
- ・小笠原諸島の漁業振興に関すること
- ・その他水産振興に関すること

栽培漁業担当

- ・栽培漁業に関すること
- ・東京都栽培漁業推進協議会に関すること
- ・東京都栽培漁業センターに関すること

養殖担当

- ・養殖事業に関すること

漁業調整担当

- ・漁獲量計画の策定並びに漁業調整に関すること
- ・漁業資源管理に関すること
- ・内水面漁業調整に関すること
- ・漁場環境保全に関すること
- ・漁業公害対策に関すること

- ・漁獲量管理に関すること
- ・漁獲量情報管理システムに関すること
- ・漁船の登録等に関すること
- ・遊漁船業の登録に関すること
- ・その他漁業調整に関すること

漁業取締担当

- ・漁業取締に関すること
- ・漁業補償に係る調査及び連絡に関すること

東京海区漁業調整委員会事務局

- ・東京海区漁業調整委員会に関すること

東京都内水面漁場管理委員会事務局

- ・内水面漁場管理委員会に関すること

Ⅸ 資 料

- 1 経営体・就業者
- 2 生産量・生産額
- 3 漁船
- 4 漁業制度と都の漁業

1 経営体・就業者

漁業経営体数の推移

単位：経営体

	平成 15 年 (2003)	20 (2008)	25 (2013)	30 (2018)	令和 5 年 (2023)
個人	784	654	591	503	390
団体	20	15	13	9	9
合計	804	669	604	512	399

資料：漁業センサス（2003 年、2008 年、2013 年、2018 年、2023 年）

注：平成 15 年は三宅島を含まず

漁業就業者数の推移

単位：人

	平成 15 年 (2003)	20 (2008)	25 (2013)	30 (2018)	令和 5 年 (2023)
区 部	387	494	261	299	385
島 し よ 部	769	749	711	597	435
大 島	476	428	406	320	249
大島	173	141	133	98	44
利島～神津島	303	287	273	222	205
三宅・御蔵島	19	61	66	49	36
八丈島・青ヶ島	196	190	164	151	83
小 笠 原	78	70	75	77	67
合 計	1,156	1,243	972	896	820

資料：漁業センサス（2003 年、2008 年、2013 年、2018 年、2023 年）

注：平成 15 年は三宅島を含まず

漁業就業者数の男女・年齢別の推移

単位：人

	平成20年 (2008)		25 (2013)		30 (2018)		令和5年 (2023)	
		比率 (%)		比率 (%)		比率 (%)		比率 (%)
男 性	1161	93.4	938	96.5	871	97.2	806	98.3
15～24歳	21	1.7	24	2.5	47	5.2	67	8.2
25～39歳	148	11.9	145	14.9	144	16.1	161	19.6
40～59歳	543	43.7	355	36.5	304	33.9	282	34.4
60～64歳	158	12.7	131	13.5	127	14.2	82	10.0
65歳以上	291	23.4	283	29.1	249	27.8	214	26.1
女 性	82	6.6	34	3.5	25	2.8	14	1.7
合 計	1243	100.0	972	100.0	896	100.0	820	100.0

資料：漁業センサス（2008 年、2013 年、2018 年、2023 年）

2 生産量・生産額

魚種・漁協別生産量（令和6年1月～12月）

海区・漁協 魚種名		大島海区(利島～神津島を含む)								
		伊豆大島	元町	小計	利島村	にいじま	神津島	小計	大島計	三宅島
魚類	さば	9	9	18	9		345	354	372	150
	とびうお						32	32	32	465
	むろあじ	279		279		320	99	419	698	11,366
	まあじ									
	しまあじ	215	45	260		139	17	156	416	204
	たかべ	551		551	498	8,448	6,702	15,648	16,199	7
	いさき	1,546	2,190	3,736		84	132	216	3,952	71
	かつお類	657	348	1,005	303	7,113	4,957	12,373	13,378	44,619
	まぐろ類	2,002	4,046	6,048	490	7,757	78,672	86,919	92,967	56,437
	かじき類	19		19			9,234	9,234	9,253	1,080
	きんめだい	1,014	19	1,033		16,770	302,836	319,606	320,639	49,274
	ひめだい	461	10	471		51	3,480	3,531	4,002	148
	はまだい	151	66	217		422		422	639	850
	あおだい				13	413	4,259	4,685	4,685	897
	めだい	3,423	897	4,320	14	3,996	110,612	114,622	118,942	15,089
	あこうだい	598		598		221	879	1,100	1,698	103
	むつ類	93		93		19,389	9,294	28,683	28,776	67
	まだい	24	2	26		151	66	217	243	81
	その他のたい	2		2		2	2	4	6	2
	ひらまさ	107	4	111	25	89	118	232	343	1,240
	かんばち	909	1,040	1,949	67	3,301	2,407	5,775	7,724	2,654
	さわら		111	111	10	268	509	787	898	5,408
	めじな	168		168		2		2	170	10
	いすずみ	49		49					49	
	さめ類	28		28			74	74	102	
	さんま									
	ぶり類	22		22		18	9	27	49	2
	ひらめ					6		6	6	1
	かれい類									
	ばら類									
	すずき									
	あなご									
	このしろ									
	はぜ									
	その他の魚類	5,516	131	5,647	218	2,451	27,448	30,117	35,764	12,712
計	17,843	8,918	26,761	1,646	71,411	562,183	635,240	662,001	202,937	
水産物の	いかり類	83		83	592	20,887		21,479	21,562	1,163
	いせえび	4,627	380	5,007	72	610	77	759	5,766	107
	その他のえび類									
	かめ									
	さんご									
貝類	その他の									103
	計	4,710	380	5,090	664	21,497	77	22,238	27,328	1,373
	さざえ	19	6	25					25	
	あわび類	438	12	450	4			4	454	
	とこぶし	2,634	564	3,198	8	10	7	25	3,223	
	ひろせかい									
	くぼがい									
	あさり類	109		109					109	
藻類	その他									97
	計	3,200	582	3,782	12	10	7	29	3,811	97
	てんぐさ	9,114		9,114					9,114	316
	とさかのり	30,522		30,522	29,569			29,569	60,091	
	いわのり	61		61					61	43
	その他				433			433	433	56
	計	39,697		39,697	30,002			30,002	69,699	415
	合計	65,450	9,880	75,330	32,324	92,918	562,267	687,509	762,839	204,822

(単位:kg)

三宅海区		八丈海区			小笠原海区			内湾	合計	海区・漁協	
御蔵島	三宅島計	八丈島	青ヶ島	八丈島計	小笠原島	小笠原母島	小笠原計			魚種名	
	150								522	さ	ば
14	479	25,367		25,367					25,878	と	び う お
44	11,410	12,712		12,712	4,359		4,359		29,179	む	ろ あ じ
								365	365	ま	あ じ
48	252	13		13	91		91		772	し	ま あ じ
1,126	1,133								17,332	た	か べ
	71				65		65		4,088	い	さ き
540	45,159	25,800		25,800	225	161	386		84,723	か	つ お 類
11,084	67,521	53,085	3,360	56,445	41,871	5,245	47,116		264,048	ま	ぐ ろ 類
90	1,170	446		446	121,486	45,848	167,334		178,203	か	じ き 類
	49,274	294,309		294,309	1		1		664,223	き	ん め だ い
12	160	492		492	6,464	612	7,075		11,729	ひ	め だ い
	850	12,279		12,279	74,071	14,155	88,225		101,993	は	ま だ い
	897	8,364	1,905	10,269	24	5	28		15,879	あ	お だ い
	15,089	39,935		39,935	256		256		174,222	め	だ い
	103	19		19					1,820	あ	こ う だ い
	67	1,159		1,159	5,760	769	6,529		36,531	む	つ 類
22	103	8		8				1	355	ま	だ い
	2				1,606	28	1,634	1,952	3,594	そ	の 他 の た い
135	1,375	595		595	33		33		2,346	ひ	ら ま さ
1,875	4,529	4,616		4,616	7,149	1,672	8,821		25,690	か	ん ば ち
38	5,446	5,209		5,209	3,075	364	3,439	33	15,024	さ	わ ら
11	21	53		53					244	め	じ な
		112		112					161	い	す ず み
					548		548	18	668	さ	め 類
										さ	ん ま
	2							6	57	ぶ	り 類
	1							50	57	ひ	ら め
								14,406	14,406	か	れ い 類
										ぼ	ら 類
								66,692	66,692	す	ず き
								3,171	3,171	あ	な ご
								3,206	3,206	こ	の し ろ
										は	ぜ
1,109	13,821	14,058		14,058	20,043	3,683	23,726	17,244	104,613	そ	の 他 の 魚 類
16,148	219,085	498,631	5,265	503,896	287,124	72,541	359,664	107,144	1,851,790	計	
2	1,165				46,925	7,557	54,482		77,209	い	か 類
23	130					23	23		5,919	い	せ え び
		1		1					1	そ	の 他 の え び 類
					5,430	2,336	7,766		7,766	か	め
						180	180		180	さ	ん め
29	132	578		578	18	46	64	40	814	そ	の 他
54	1,427	579		579	52,373	10,142	62,515	40	91,889	計	物
									25	さ	ざ え
									454	あ	わ び 類
									3,223	と	こ ぶ し
										ひ	ろ せ か い
										く	ぼ が い
								30,519	30,628	あ	さ り 類
5	102							5,158	5,260	そ	の 他
5	102							35,677	39,590	計	
	316								9,430	て	ん ぐ さ
									60,091	と	さ か の り
7	50								111	い	わ の り
10	66								499	そ	の 他
17	432								70,131	計	類
16,224	221,046	499,210	5,265	504,475	339,496	82,682	422,179	142,861	2,053,400	合	計

注:四捨五入により、計が合わないことがある。

魚種・漁協別生産額(令和6年1月～12月)

海区・漁協		大島海区(利島～神津島を含む)								
魚種名		伊豆大島	元町	小計	利島村	にいじま	神津島	小計	大島計	三宅島
魚類	さば	7	10	17	9		69	78	95	83
	とびうお						13	13	13	394
	むろあじ	188		188		138	19	157	345	2,972
	まあじ									
	しまあじ	590	116	706		606	63	668	1,375	800
	たかべ	1,130		1,130	1,557	24,660	17,452	43,669	44,799	22
	いさき	1,002	1,273	2,275		63	121	185	2,460	72
	かつお類	574	264	839	280	5,333	2,773	8,386	9,225	28,763
	まぐろ類	2,754	3,170	5,924	696	8,606	144,919	154,222	160,146	91,203
	かじき類	23		23			8,932	8,932	8,955	1,252
	きんめだい	1,871	33	1,904		35,672	594,534	630,206	632,110	95,236
	ひめだい	1,163	15	1,178		64	7,800	7,864	9,042	205
	はまだい	539	163	703		906		906	1,609	1,936
	あおだい				19	859	6,943	7,821	7,821	1,520
	めだい	4,229	1,052	5,281	21	4,161	68,863	73,045	78,326	12,383
	あこうだい	1,656		1,656		536	1,555	2,092	3,747	226
	むつ類	370		370		54,339	21,956	76,296	76,666	205
	まだい	33	1	35		131	33	164	198	61
	その他のたい	4		4		2	3	5	8	1
	ひらまさ	88	6	94	29	68	80	178	272	803
	かんばち	1,517	2,036	3,553	106	5,737	3,422	9,265	12,818	3,752
	さわら		43	43	9	146	131	286	329	3,070
	めじな	113		113		2		2	115	9
	いすずみ	33		33					33	
	さめ類	6		6			20	20	26	
	さんま									
	ぶり類	17		17		8	6	14	31	2
	ひらめ					8		8	8	3
	かれい類									
	ぼら類									
	すき									
	あなご									
	このしろ									
	はぜ									
	その他の魚類	8,441	286	8,727	653	3,513	36,540	40,707	49,434	13,861
	計	26,347	8,471	34,818	3,380	145,560	916,247	1,065,186	1,100,004	258,835
水産物の動向	いしか類	202		202	1,645	53,005		54,650	54,852	2,548
	いせえび	23,404	1,751	25,155	549	4,928	563	6,039	31,194	745
	その他のえび類	2		2					2	
	かめ									
	さんご									
	その他									185
貝類	計	23,609	1,751	25,360	2,193	57,933	563	60,689	86,049	3,479
	さざえ	23	14	36					36	
	あわび類	3,861	87	3,948	14			14	3,961	
	とこぶし	6,906	1,672	8,577	30	35	33	98	8,675	
	ひろせかい									
	くぼがい									
藻類	あさり類	112	1	112					112	
	その他									175
	計	10,900	1,773	12,673	44	35	33	112	12,785	175
	てんぐさ	14,388		14,388					14,388	467
	とさかのり	16,982		16,982	24,029			24,029	41,011	
	いわのり	103		103					103	145
計	その他				1,316			1,316	1,316	299
	計	31,473		31,473	25,345			25,345	56,818	911
合計		92,328	11,995	104,323	30,962	203,528	916,842	1,151,332	1,255,656	263,400

(単位:千円)

三宅海区		八丈海区			小笠原海区			内湾	合計	海区・漁協	
御蔵島	三宅島計	八丈島	青ヶ島	八丈島計	小笠原島	小笠原母島	小笠原計			魚種名	
	83								178	さ	ば
8	403	8,175		8,175					8,590	と	びうお
45	3,017	5,052		5,052	1,814		1,814		10,228	む	ろあじ
								239	239	ま	あじ
248	1,047	41		41	118		118		2,581	し	まあじ
2,238	2,260								47,059	た	かべ
	72				36		36		2,568	い	さき
422	29,184	13,198		13,198	148	149	297		51,904	か	つお類
6,248	97,451	74,159	1,819	75,978	67,829	8,613	76,443		410,018	ま	ぐろ類
93	1,345	158		158	179,846	65,323	245,169		255,626	か	じき類
	95,236	512,250		512,250	1		1		1,239,597	き	んめだい
15	220	398		398	5,907	765	6,671		16,331	ひ	めだい
	1,936	24,631		24,631	108,629	26,107	134,736		162,912	は	まだい
	1,520	14,345	3,040	17,384	30	6	37		26,763	あ	おだい
	12,383	29,322		29,322	215		215		120,246	め	だ い
	226	38		38					4,012	あ	こうだい
	205	2,715		2,715	4,956	1,018	5,974		85,560	む	つ 類
21	82	7		7				1	288	ま	だ い
	1				1,140	16	1,156	3,264	4,429	そ	の他のたい
150	953	385		385	22		22		1,632	ひ	らまさ
2,578	6,330	5,416		5,416	5,827	1,414	7,241		31,805	か	んばち
36	3,106	1,676		1,676	1,460	209	1,670	59	6,840	さ	わら
14	23	48		48					186	め	じな
		60		60					93	い	すずみ
					110		110		136	さ	め 類
										さ	ん ま
	2							3	36	ぶ	り 類
	3							102	113	ひ	らめ
								12,418	12,418	か	れい 類
										ぼ	ら 類
								75,762	75,762	す	ずき
								6,929	6,929	あ	なご
										こ	のしろ
										は	ぜ
1,952	15,813	13,116		13,116	17,689	7,136	24,825	25,694	128,882	そ	の他の魚類
14,068	272,903	705,191	4,858	710,049	395,777	110,756	506,533	124,470	2,713,960	計	
7	2,555				35,897	8,454	44,351		101,759	い	か 類
69	814	3		3		69	69		32,081	い	せえび
		5		5					7	そ	の他のえび類
					3,258	1,635	4,893		4,893	か	め
						182,134	182,134		182,134	さ	んご
45	230	880		880	7	75	82	108	1,299	そ	の他
120	3,599	888		888	39,162	192,368	231,530	108	322,173	計	物の
									36	さ	ざえ
									3,961	あ	わび 類
									8,675	と	こぶし
										ひ	ろせかい
										く	ぼがい
								28,047	28,159	あ	さり 類
8	183							5,942	6,125	そ	の他
8	183							33,989	46,957	計	
	467								14,855	て	んぐさ
									41,011	と	さかのり
14	159								262	い	わのり
22	321								1,637	そ	の他
36	947								57,765	計	類
14,232	277,632	706,079	4,858	710,937	434,940	303,123	738,063	158,567	3,140,855	合	計

注:四捨五入により、計が合わないことがある。内湾の生産額については、豊洲市場における生産金額より推計。なお集計方法が異なるため、過年度分とは接続しない。

漁業種類・海区別生産量（令和6年1月～12月）

（単位：トン）

海区別 漁業別	大島	利島 新島 神津島	三宅 御蔵島	八丈島 青ヶ島	小笠原	内湾	計
とびうお流しまき網				2			2
その他のまき網							
さんま棒受網							
あじ・さば棒受網				13	4		17
いさき寄網							
たかべ寄網							
建切網							
とびうお流し刺網				22			22
いせえび刺網	4						4
たかべ刺網		14	1				15
いか釣		31			55		86
ひき縄釣	2	54	117	94	4		271
底魚一本釣	14	501	73	369	132		1,089
その他の釣	7	5				12	24
はえ縄		37	8		218		263
その他のはえ縄						1	1
小型定置網			18			3	21
その他の刺網						79	79
採貝	3						3
採藻	39	30					69
突棒		5					5
潜水器							
その他の漁業				1	9	46	56
計	69	677	217	501	422	141	2,027

令和6年 魚種・月・海区别生産量（大島・利島・新島・式根島・神津島）
（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚種名														
魚	さば	16	71	60	42	92	24	28	11	2			26	372
	とびうお				13	19								32
	むろあじ			1	132	293	47	70	53	22	63	10	7	698
	まあじ													
	しまあじ	38	3	30	128	6	15	4	29	34	51	38	40	416
	たかべ	5	56	7	1,409	1,559	3,310	3,660	3,864	1,945	384			16,199
	いさき	99	10	3	101	395	1,363	538	851	246	269	61	16	3,952
	かつお類	797	59	526	984	1,053	3,352	1,453	1,184	324	830	1,631	1,186	13,378
	まぐろ類	2,482	12,295	9,710	18,318	11,384	5,673	5,402	4,621	8,680	6,552	5,521	2,329	92,967
	かじき類	328	665	128	274	108	155	684	4,535	152	1,345	633	246	9,253
	きんめだい	24,315	20,812	18,123	38,371	39,187	24,789	29,417	31,003	30,777	26,367	17,779	19,699	320,639
	ひめだい	141	115	213	501	387	288	116	228	766	453	451	343	4,002
	はまだい	107	110	42	109	46	99	14	14	22	51	15	10	639
	あおだい	15	13			1	264	958	1,515	837	368	628	86	4,685
	めだい	5,205	6,743	11,032	15,913	15,058	12,335	7,762	6,811	12,864	13,408	4,855	6,956	118,942
	あこうだい	129	179	99	236	90	343	51	120	211	118	63	59	1,698
	むつ類	155	224	1,507	10,831	10,450	2,647	183	142	933	301	330	1,073	28,776
	まだい	16	50	14	24	32	35	38	5	2	14	9	4	243
	その他のたい		1	2			2		1					6
	ひらまさ	144		12		41	6	35	93	8	2	2		343
	かんばち	40	66	18	165	738	780	1,054	1,614	1,969	983	214	84	7,724
	さわら				28	73	96	89	139	220	66	124	63	898
	めじな	22	9	31	11	43	15	2			8	3	26	170
	いすずみ	4		2	4	5					11	15	8	49
	さめ類		9	19		2						43	29	102
	さんま													
	ぶり類					3			23	10	6	3	4	49
	ひらめ						3				3			6
	かれい類													
	ぼら類													
	すずき													
	あなご													
	このしろ													
	はぜ													
	その他の魚類	1,458	1,573	2,007	4,454	8,530	8,156	897	1,362	2,642	1,908	1,187	1,590	35,764
	計	35,516	43,063	43,586	92,049	89,595	63,797	52,454	58,218	62,665	53,560	33,614	33,884	662,001
水産動物	いか類		17	452	7,426	9,199	4,340	117	7				3	21,562
	いせえび	213	197	205	1,152	1,175					947	741	1,135	5,766
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他													
	計	213	215	657	8,579	10,374	4,340	117	7		947	741	1,138	27,328
貝類	さざえ	3				5	1				2		14	25
	あわび類	88	33	27	18	48	21	35	27	79	78			454
	とこぶし	172	233	177	93	285	530	656	504			302	270	3,223
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類	57	12	20	17	3								109
	その他													
	計	320	278	224	128	341	552	691	531	79	80	302	284	3,811
藻類	てんぐさ											9,114		9,114
	とさかのり				3,331	15,572	17,064	20,792	3,332					60,091
	いわのり	9	52											61
	その他		391	42										433
	計	9	443	42	3,331	15,572	17,064	20,792	3,332			9,114		69,699
合計		36,058	43,999	44,509	104,087	115,882	85,753	74,054	62,087	62,744	54,587	43,772	35,307	762,839

令和6年 魚種・月・海区别生産量（大島）

（単位：kg）

月 魚 種 名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚 類	さ ば		9					4	5					18
	とびうお													
	むろあじ				62	33	39	69	49	22			5	279
	ま あ じ													
	しまあじ	38	3	25	30	3	2	4	29	34	35	38	19	260
	た か べ					125	426							551
	い さ き	77	10	3	101	388	1,289	521	837	239	195	60	16	3,736
	かつお類	1			295	103	429	21			14	139	3	1,005
	まぐろ類	970		567	3,784	94	67	196	90	65	21	20	174	6,048
	かじき類									19				19
	きんめだい	51	59	97	324	226	239	7	6	5		1	18	1,033
	ひめだい	10		4	23	16	56	72	41	123	5	98	23	471
	はまだい	59	23	7	54	30	4	13	14	3	2		8	217
	あおだい													
	め だ い	315	295	838	755	371	563	364	239	180	74	49	277	4,320
	あこうだい	14	144	43	22	4	234		9	75	19	4	30	598
	む つ 類	2	11	6		16	8		3	3		3	41	93
	ま だ い			1	17		2	6						26
	その他のたい		1						1					2
	ひらまさ	23						35	50	1		2		111
	かんばち	2				2	30	254	560	691	293	111	6	1,949
	さ わ ら							6	9		17	79		111
	め じ な	21	9	31	11	43	15	1			8	3	26	168
	いすずみ	4		2	4	5					11	15	8	49
	さ め 類		9	19										28
	さんま													
	ぶり類								8	10			4	22
	ひ ら め													
	かれい類													
	ぼ ら 類													
	す ず き													
	あ な ご													
	このしろ													
	は ぜ													
	その他の魚類	242	228	887	596	549	1,085	121	179	729	211	107	713	5,647
	計	1,829	801	2,530	6,078	2,008	4,488	1,694	2,129	2,199	905	729	1,371	26,761
水 産 動 物	い か 類			2	53	25							3	83
	いせえび	100	31	200	1,142	1,175					941	660	758	5,007
	その他のえび類													
	か め													
	さ ん ご													
	そ の 他													
	計	100	31	202	1,195	1,200					941	660	761	5,090
貝 類	さ ざ え	3				5	1				2		14	25
	あわび類	84	33	27	18	48	21	35	27	79	78			450
	とこぶし	172	233	176	93	278	530	646	504			296	270	3,198
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類	57	12	20	17	3								109
	そ の 他													
	計	316	278	223	128	334	552	681	531	79	80	296	284	3,782
藻 類	てんぐさ											9,114		9,114
	とさかのり				3,331	8,211	4,428	11,220	3,332					30,522
	いわのり	9	52											61
	そ の 他													
	計	9	52		3,331	8,211	4,428	11,220	3,332			9,114		39,697
合 計		2,254	1,162	2,955	10,732	11,753	9,468	13,595	5,992	2,278	1,926	10,799	2,416	75,330

令和6年 魚種・月・海区別生産量（利島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚種名	魚種名													
	魚種名													
魚	さば							9						9
	とびうお													
	むろあじ													
	まあじ													
	しまあじ													
	たかべ	5	56	7	19	24	2		1		384			498
	いさき													
	かつお類					9	52	30	9	33	12	64	95	303
	まぐろ類			44	57	147	87	135		3	1	16		490
	かじき類													
	きんめだい													
	ひめだい													
	はまだい													
	あおだい											13		13
	めだい										14			14
	あこうだい													
	むつ類													
	まだい													
	その他のたい													
	ひらまさ	25												25
	かんばち	7				5	12	2	6	17	19			67
	さわら									10				10
	めじな													
	いすずみ													
	さめ類													
	さんま													
	ぶり類													
	ひらめ													
	かれい類													
	ぼら類													
	すずき													
	あなご													
	このしろ													
	はぜ													
	その他の魚類		8	13	2	20	19	2	63	23	31	33	4	218
	計	37	64	64	79	205	172	177	79	85	460	125	99	1,646
水産動物	いか類		17	9	413	136	9		7					592
	いせえび	32	6	5	10						6	7	5	72
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他													
	計	32	24	14	424	136	9		7		6	7	5	664
貝類	さざえ													
	あわび類	4												4
	とこぶし			1								6		8
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
	その他													
	計	4		1								6		12
藻類	てんぐさ													
	とさかのり					7,361	12,636	9,572						29,569
	いわのり													
	その他		391	42										433
	計		391	42		7,361	12,636	9,572						30,002
合計		73	479	121	503	7,702	12,817	9,749	85	85	466	139	105	32,324

令和6年 魚種・月・海区别生産量（新島・式根島）

（単位：kg）

月 魚 種 名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚 類	さ ば													
	とびうお													
	むろあじ				60	260								320
	ま あ じ													
	しまあじ			5	98	3	12						21	139
	た か べ				1,390	1,410	2,455	2,128	980	85				8,448
	い さ き	21					52		8	3				84
	かつお類	777		7	58	94	1,781	834	350	189	564	1,391	1,068	7,113
	まぐろ類	669	1,336	1,770	1,812	37	37	1,273	361	270	102		90	7,757
	かじき類													
	きんめだい	2,212	797	846	669	640	721	1,027	2,014	1,562	1,972	1,773	2,537	16,770
	ひめだい			2			5		3		41			51
	はまだい	48	87	35	55	16	95	1		19	49	15	2	422
	あおだい							11		87	172	129	14	413
	め だ い	66	164	561	1,202	813	412	57	179	41	209	176	116	3,996
	あこうだい	13	3	3	10	46	26	19	7	20	41	31	2	221
	む つ 類	21	5	1,068	8,469	7,695	1,209	127	106	64	211	243	171	19,389
	ま だ い	10	42	8		29	24	22		2	14			151
	その他のたい			2										2
	ひらまさ	52				22	6		2	7				89
	かんばち	23	27	7	47	241	434	657	485	879	371	72	58	3,301
	さ わ ら						7	13	53	130	23	23	19	268
	め じ な	1						1						2
	いすずみ													
	さ め 類													
	さんま													
	ぶり類								15			3		18
	ひ ら め						3				3			6
	かれい類													
	ぼ ら 類													
	す ず き													
	あ な ご													
	このしろ													
	は ぜ													
	その他の魚類	124	98	43	225	165	451	212	109	217	340	387	80	2,451
	計	4,037	2,559	4,357	14,095	11,471	7,730	6,382	4,672	3,575	4,112	4,243	4,178	71,411
水 産 動 物	い か 類			441	6,960	9,038	4,331	117						20,887
	い せ え び	62	124									70	354	610
	その他のえび類													
	か め													
	さ ん ご													
	そ の 他													
貝 類	計	62	124	441	6,960	9,038	4,331	117				70	354	21,497
	さ ざ え													
	あわび類													
	とこぶし							10						10
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
	そ の 他													
藻 類	計							10						10
	てんぐさ													
	とさかのり													
	いわのり													
	そ の 他													
合 計		4,099	2,683	4,798	21,055	20,509	12,061	6,509	4,672	3,575	4,112	4,313	4,532	92,918

令和6年 魚種・月・海区別生産量（神津島）

（単位：kg）

月 魚 種 名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚 類	さ ば	16	62	60	42	92	24	15	6	2			26	345
	とびうお				13	19								32
	むろあじ			1	10		8	1	4		63	10	2	99
	ま あ じ													
	しまあじ						1				16			17
	た か べ						427	1,532	2,883	1,860				6,702
	い さ き	1				7	22	17	6	4	74	1		132
	かつお類	19	59	519	631	847	1,090	568	825	102	240	37	20	4,957
	まぐろ類	843	10,959	7,329	12,665	11,106	5,482	3,798	4,170	8,342	6,428	5,485	2,065	78,672
	かじき類	328	665	128	274	108	155	684	4,535	133	1,345	633	246	9,234
	きんめだい	22,052	19,956	17,180	37,378	38,321	23,829	28,383	28,983	29,210	24,395	16,005	17,144	302,836
	ひめだい	131	115	207	478	371	227	44	184	643	407	353	320	3,480
	はまだい													
	あおだい	15	13			1	264	947	1,515	750	196	486	72	4,259
	め だ い	4,824	6,284	9,633	13,956	13,874	11,360	7,341	6,393	12,643	13,111	4,630	6,563	110,612
	あこうだい	102	32	53	204	40	83	32	104	116	58	28	27	879
	む つ 類	132	208	433	2,362	2,739	1,430	56	33	866	90	84	861	9,294
	ま だ い	6	8	5	7	3	9	10	5			9	4	66
	その他のたい						2							2
	ひらまし	44		12		19			41		2			118
	かんばち	8	39	11	118	490	304	141	563	382	300	31	20	2,407
	さ わ ら				28	73	89	70	77	80	26	22	44	509
	め じ な													
	い す ず み													
	さ め 類					2						43	29	74
	さんま													
	ぶり類					3					6			9
	ひ ら め													
	かれい類													
	ぼ ら 類													
	す ず き													
	あ な ご													
	このしろ													
	は ぜ													
	その他の魚類	1,092	1,239	1,064	3,631	7,796	6,601	562	1,011	1,673	1,326	660	793	27,448
	計	29,613	39,639	36,635	71,797	75,911	51,407	44,201	51,338	56,806	48,083	28,517	28,236	562,183
水 産 動 物	い か 類													
	い せ え び	19	36									4	18	77
	その他のえび類													
	か め													
	さ ん ご													
	そ の 他													
	計	19	36									4	18	77
貝 類	さ ざ え													
	あわび類													
	とこぶし					7								7
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
	そ の 他													
	計					7								7
藻 類	てんぐさ													
	とさかのり													
	いわのり													
	そ の 他													
	計													
合 計		29,632	39,675	36,635	71,797	75,918	51,407	44,201	51,338	56,806	48,083	28,521	28,254	562,267

令和6年 魚種・月・海区別生産量（三宅島・御蔵島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚	魚種名													
	さば						26	70	54					150
	とびうお				433	32	14							479
	むろあじ				613	2,926	7,081	375	183	15	13	128	76	11,410
	まあじ													
	しまあじ			6	18	105	61	16	23	21		2		252
	たかべ								643	490				1,133
	いさき				4	15	14	15					23	71
	かつお類	671	633	3,286	3,691	5,060	12,721	6,215	4,990	2,689	1,879	942	2,382	45,159
	まぐろ類	8,916	9,202	8,107	6,477	10,691	8,130	3,561	1,119	1,973	2,905	3,665	2,775	67,521
	かじき類	263	192	52	27	32	15	78		26	196	237	52	1,170
	きんめだい	2,036	2,113	1,098	1,987	2,938	5,350	7,792	7,561	6,605	5,290	3,981	2,523	49,274
	ひめだい			12	1		9	102	6	23	5	2		160
	はまだい					3	47	538	247		13	2		850
	あおだい				2		22	267	244	74	225	63		897
	めだい	62	65	37	2,787	2,968	1,821	3,091	3,088	57	456	441	216	15,089
	あこうだい	7	16	5	28	19	4		7	3	1	5	8	103
	むつ類	35		4	6	7	3	11	1					67
	まだい		18		23	12	38	6			6			103
	その他のたい				2									2
	ひらまさ	18	17	3	1,018	146	39	6	50	52	26			1,375
	かんばち	84	193	80	569	585	518	125	851	903	366	157	98	4,529
	さわら	228	124	38	652	1,315	501	119	110	1,405	559	228	167	5,446
	めじな		8			2	5						6	21
	いすずみ													
	さめ類													
	さんま													
	ぶり類					2								2
	ひらめ					1								1
	かれい類													
	ぼら類													
	すずき													
	あなご													
	このしろ													
	はぜ													
	その他の魚類	348	406	205	1,690	3,382	2,692	1,291	792	886	779	992	358	13,821
	計	12,668	12,987	12,933	20,028	30,241	39,111	23,678	19,969	15,222	12,719	10,845	8,684	219,085
水産動物	いか類			28	920	120	76	21						1,165
	いせえび	26	8	3	33	10							50	130
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他	1					18		11			102		132
	計	27	8	31	953	130	94	21	11			102	50	1,427
貝類	さざえ													
	あわび類													
	とこぶし													
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
	その他			3			2					97		102
	計			3			2					97		102
藻類	てんぐさ											316		316
	とさかのり													
	いわのり	43	2	5										50
	その他		10		56									66
	計	43	12	5	56							316		432
合計		12,738	13,007	12,972	21,037	30,371	39,207	23,699	19,980	15,222	12,719	11,360	8,734	221,046

令和6年 魚種・月・海区別生産量（八丈島・青ヶ島）

（単位：kg）

月 魚 種 名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚 類	さば													
	とびうお			1,085	21,115	2,459	616	50	42					25,367
	むろあじ								2,278	2,200	8,234			12,712
	まあじ													
	しまあじ					5					8			13
	たかべ													
	いさき													
	かつお類	651	519	2,949	13,776	2,614	695	2,554	1,258	360	22	175	227	25,800
	まぐろ類	6,329	9,129	4,062	12,122	9,692	3,559	337	181	144	202	4,947	5,741	56,445
	かじき類		41		182	36						100	87	446
	きんめだい	5,687	7,612	6,413	27,024	37,412	68,666	31,573	39,307	35,342	20,959	7,968	6,346	294,309
	ひめだい		1		10	76	17	91	67	97	54	25	54	492
	はまだい	264	322	303	859	1,069	578	2,871	2,450	1,734	1,064	396	369	12,279
	あおだい	74	86	8	22	824	1,002	1,361	1,100	1,313	3,090	1,119	270	10,269
	めだい	628	822	822	7,266	11,673	5,098	1,809	3,650	4,747	1,994	701	725	39,935
	あこうだい					3	5		5		5	1		19
	むつ類	172	141	69	102	63	86	25	115	129	70	140	47	1,159
	まだい		5					3						8
	その他のたい													
	ひらまさ	42		11	205	72	69	27	70	21	66	9	3	595
	かんばち	21	31	71	368	408	716	612	889	381	644	285	190	4,616
	さわら	306	606	69	1,063	433	290	17	31	51	304	1,412	627	5,209
	めじな	1	12	3	9			7	4	12	5			53
	いすずみ			4	8		100							112
	さめ類													
	さんま													
	ぶり類													
	ひらめ													
	かれい類													
	ぼら類													
	すずき													
	あなご													
	このしろ													
	はぜ													
	その他の魚類	324	360	311	1,140	1,416	1,248	1,906	3,240	1,936	1,066	654	457	14,058
	計	14,499	19,687	16,180	85,271	68,255	82,745	43,243	54,687	48,467	37,787	17,932	15,143	503,896
水 産 動 物	いか類													
	いせえび													
	その他のえび類				1									1
	かめ													
	さんご													
	その他	4	38					1		39	119	184	193	578
	計	4	38		1			1		39	119	184	193	579
貝 類	さざえ													
	あわび類													
	とこぶし													
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
	その他													
	計													
藻 類	てんぐさ													
	とさかのり													
	いわのり													
	その他													
	計													
合 計		14,503	19,725	16,180	85,272	68,255	82,745	43,244	54,687	48,506	37,906	18,116	15,336	504,475

令和6年 魚種・月・海区別生産量（小笠原父島・母島）

（単位：kg）

月 魚 種 名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚 類	さば													
	とびうお													
	むろあじ			4	3		0			2,573	1,772	4	3	4,359
	まあじ													
	しまあじ				14	27	7	43						91
	たかべ													
	いさき	1		4	9	9	10	7	7	5	6	4	4	65
	かつお類		11	3	34	46	127	67	8	30	47	6	8	386
	まぐろ類	623	259	889	10,300	3,084	2,109	1,873	2,321	6,788	7,816	6,538	4,517	47,116
	かじき類	1,255	1,193	2,573	20,318	32,682	47,632	22,583	5,470	11,110	10,811	6,627	5,080	167,334
	きんめだい				1									1
	ひめだい	226	104	658	948	733	1,857	388	236	434	629	599	264	7,075
	はまだい	4,012	2,940	4,967	13,058	6,251	10,350	7,287	5,549	7,456	9,039	10,010	7,307	88,225
	あおだい		3	11		2	2	5		5	1			28
	めだい				36	5	33	62	18	81	6	6	9	256
	あこうだい													
	むつ類	255	133	445	1,004	622	1,223	803	373	509	426	344	395	6,529
	まだい													
	その他のたい	31	32	61	134	109	338	216	195	159	116	144	98	1,634
	ひらまさ							11					22	33
	かんぱち	165	387	421	851	1,194	1,217	1,290	512	790	1,196	565	234	8,821
	さわら	283	65	451	587	130	109	119	147	413	403	279	455	3,439
	めじな													
	いすずみ													
	さめ類			126	24	36	54	62		124		82	40	548
	さんま													
	ぶり類													
	ひらめ													
	かれい類													
	ぼら類													
	すずき													
	あなご													
	このしろ													
	はぜ													
	その他の魚類	727	1,236	1,236	2,643	1,349	4,306	3,464	1,389	2,450	2,623	1,208	1,095	23,726
	計	7,577	6,361	11,846	49,964	46,279	69,372	38,279	16,225	32,927	34,890	26,414	19,530	359,664
水 産 動 物	いか類	8,702	6,929	15,683	11,018	57				71	2,302	2,410	7,309	54,482
	いせえび		4							19				23
	その他のえび類													
	かめ			2,492	5,024	250								7,766
	さんご		64			26		12					79	180
	その他		46			4		6	1		6			64
	計	8,702	7,043	18,175	16,042	338		18	1	90	2,308	2,410	7,388	62,515
貝 類	さざえ													
	あわび類													
	とこぶし													
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
	その他													
	計													
藻 類	てんぐさ													
	とさかのり													
	いわのり													
	その他													
	計													
合 計		16,280	13,404	30,021	66,006	46,616	69,372	38,297	16,226	33,016	37,199	28,824	26,918	422,179

内湾域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

年 区分		令和2年 (2020)	3年 (2021)	4年 (2022)	5年 (2023)	6年 (2024)
魚 類	生産量	170	146	171	142	107
	生産額	200	134	183	166	124
その他の 水産動物	生産量	1	1	0	0	0
	生産額	1	1	0	0	0
貝 類	生産量	59	51	46	40	36
	生産額	19	35	41	38	34
合 計	生産量	230	198	217	183	143
	生産額	219	171	223	204	159

注：内湾の生産額については、豊洲市場における生産金額より推計。

なお、令和元年以前とは集計方法が異なるため、過年度分とは接続しない。

四捨五入により、計が合わないことがある。

島しょ地域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

年 区分		令和2年 (2020)	3年 (2021)	4年 (2022)	5年 (2023)	6年 (2024)
魚 類	生産量	2,204	2,029	1,850	2,028	1,745
	生産額	2,510	2,467	2,616	2,878	2,589
その他の 水産動物	生産量	142	140	165	111	92
	生産額	249	273	396	379	322
貝 類	生産量	7	9	6	7	4
	生産額	14	15	12	18	13
藻 類	生産量	172	83	70	63	70
	生産額	97	56	58	60	58
合 計	生産量	2,525	2,261	2,091	2,209	1,911
	生産額	2,870	2,811	3,082	3,335	2,982

注：四捨五入により、計が合わないことがある。

主要魚種別生産量の推移

単位：トン

年 魚種	令和2年 (2020)	3年 (2021)	4年 (2022)	5年 (2023)	6年 (2024)
さば類	2	1	1	1	1
とびうお	1	42	7	9	26
あじ類	4	31	13	36	30
かつお類	69	96	49	96	85
まぐろ・かじき類	583	541	536	391	349
きんめだい	1,134	962	880	1,029	664
めだい	90	103	110	156	174
たかべ	17	15	11	20	17
あなご	4	5	4	4	3
えび・いか類	130	133	158	102	83
貝類	66	60	51	48	40
てんぐさ等の藻類	172	83	70	63	70
その他の魚類	483	387	418	437	511
合計	2,755	2,459	2,308	2,392	2,053

内水面養殖生産量

単位：kg

年 魚種	令和2年 (2020)	3年 (2021)	4年 (2022)	5年 (2023)	6年 (2024)
あゆ	2,065	2,151	0	0	0
にじます	27,959	27,321	28,597	27,313	26,053
その他のます類	21,163	21,081	25,192	25,258	21,345
その他	0	0	0	0	0
計	51,187	50,553	53,789	52,571	47,398

資料：水産課調べ

金魚類養殖生産量

単位：尾

年 種類	令和2年 (2020)	3年 (2021)	4年 (2022)	5年 (2023)	6年 (2024)
琉金	33,429	51,827	71,473	53,160	44,626
出目金	9,750	16,636	17,325	19,899	19,976
朱文金	68,864	54,213	98,093	20,985	26,230
和金	27,055	25,135	86,046	20,916	19,264
コメット	81,088	69,400	63,092	47,194	45,797
色鯉	250	230	440	1,430	200
ひめだか	390,755	250,108	243,711	143,574	154,873
その他	195,115	333,849	349,588	306,226	228,757
計	806,306	801,398	929,768	613,384	539,723

資料：東京都淡水魚養殖漁業協同組合調べ

令和6年 魚種・地区別単価表

(単位：円/kg)

地区名		大島	利島	新島	神津島	三宅島	八丈島	小笠原	内湾※
魚種名									
魚類	さば	940	1,000		201	557			
	とびうお				399	841	322		
	むろあじ	672		432	194	264	397	416	
	まあじ								655
	しまあじ	2,717		4,357	3,696	4,157	3,123	1,299	
	たかべ	2,051	3,125	2,919	2,604	1,995			
	いさき	609		756	919	1,014		559	
	かつお類	834	926	750	559	646	512	771	
	まぐろ類	980	1,422	1,109	1,842	1,443	1,346	1,622	
	かじき類	1,188			967	1,149	354	1,465	
	きんめだい	1,843		2,127	1,963	1,933	1,741	650	
	ひめだい	2,501		1,252	2,241	1,375	810	943	
	はまだい	3,239		2,147		2,278	2,006	1,527	
	あおだい		1,463	2,081	1,630	1,695	1,693	1,307	
	めだい	1,223	1,463	1,041	623	821	734	841	
	あこうだい	2,769		2,428	1,769	2,194	2,026		
	むつ類	3,979		2,803	2,362	3,066	2,342	915	
	まだい	1,337		867	495	798	842		993
	その他のたい	1,784		1,037	1,311	648		707	1,672
	ひらまさ	849	1,170	769	677	693	647	664	
	かんばち	1,823	1,587	1,738	1,422	1,398	1,173	821	
	さわら	390	900	546	257	570	322	486	1,789
	めじな	671		951		1,106	912		
	いすずみ	672					536		
	さめ類	223			267			200	580
	さんま								
	ぶり類	766		449	692	913			575
	ひらめ			1,283		3,110			2,036
	かれい類								862
	ぼら類								
	すずき								1,136
	あなご								2,185
	このしろ								
	はぜ								
	その他の魚類	1,545	3,000	1,433	1,331	1,144	933	1,046	1,490
水産動物	いか類	2,439	2,777	2,538		2,193		814	
	いせえび	5,024	7,623	8,078	7,306	6,261		3,010	
	その他のえび類						5,184		
	かめ							630	
	さんご							1,010,018	
貝類	その他水産動物					1,740	1,522	1,288	2,694
	さざえ	1,453							
	あわび類	8,772	3,455						
	とこぶし	2,682	3,898	3,500	4,690				
	ひろせかい								
	くぼがい								
	あさり類	1,030						919	
藻類	その他の貝類					1,793		1,152	
	てんぐさ	1,579				1,478			
	とさかのり	556	813						
	いわのり	1,682				3,185			
藻類	その他の藻類		3,038			4,858			

注：内湾の生産額については、豊洲市場における生産金額より推計。なお集計方法が異なるため、過年度分とは接続しない。

3 漁船

(1) 漁船の推移

(令和6年12月末現在)

項 目		内			湾		島			会社・官庁・その他			計		
		隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数	隻数	総トン数	馬力数		
年度等	動力船	187	490.23	14,056	705	3,360.52	98,198	42	45,964.87	62,638	934	49,815.62	174,892		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
令和2	動力船	179	436.90	13,477	695	3,312.72	98,758	42	46,248.87	63,659	916	49,998.49	175,894		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
令和3	動力船	178	438.57	13,728	680	3,243.23	99,303	41	46,086.87	64,322	899	49,768.67	177,353		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
令和4	動力船	174	406.54	13,327	667	3,222.14	101,141	42	47,293.87	65,738	883	50,922.55	180,206		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
令和5	動力船	170	401.61	13,396	652	3,199.71	105,015	43	47,689.17	71,941	865	51,290.49	190,352		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
令和6	動力船	165	402.41	13,959	632	3,188.69	105,196	41	38,154.17	69,025	838	41,745.27	188,180		
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

(2) 漁船登録事務取扱い件数

(令和6年4月～令和7年3月)

項目	船級	総数	1級	2級		3級	4・5級	6級	7級
				15t以上	15t未満				
総数		406	69	9	99	229	0	0	0
新規登録	建造	2	2	0	0	0	0	0	0
	転用	4	0	0	2	2	0	0	0
	その他	44	0	0	19	25	0	0	0
	計	50	2	0	21	27	0	0	0
変更登録		47	2	1	15	29	0	0	0
再交付		9	0	0	3	6	0	0	0
謄本交付		95	59	2	2	32	0	0	0
抹消登録	失効	61	1	1	13	46	0	0	0
	取消	1	0	0	1	0	0	0	0
	計	62	1	1	14	46	0	0	0
検認	合格	143	5	5	44	89	0	0	0
	不合格	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	143	5	5	44	89	0	0	0

(3) 建造・改造・転用許可（漁船）

(令和6年4月～令和7年3月)

許可の種類	隻数	総トン数	馬力数	摘要
建造	5トン未満	0	0.00	0
	5トン以上	1	9.70	450
	計	1	9.70	450
改造	5トン未満	2	9.50	411
	5トン以上	2	12.20	671
	計	4	21.70	1,082
転用	5トン未満	0	0.00	0
	5トン以上	2	18.20	1,002
	計	2	18.20	1,002

(4) 等級別登録漁船状況（令和6年12月末現在）

	隻数	総トン数	馬力数
TK6	0	0.00	0
TK3	0 ^ト ～0.9 ^ト	152	96.61
	1～2.9	259	435.02
	3～4.9	125	530.96
TK2	5 ^ト ～9 ^ト	184	1,452.14
	10～14	53	637.48
	15～19	28	482.06
	20～29	0	0.00
	30～49	1	44.00
TK1	50～99	1	87.00
	100 ^ト ～199 ^ト	2	306.00
	200 ^ト 以上	33	37,674.00
総計	838	41,745.27	188,180

(TK6とTK3兼用船は、TK3に含める)

(5) 島しょ組合別登録漁船（官公庁船除く）

令和6年12月末現在

区分 漁協名		動 力												漁						船		
		2 0 トン以上			2 0 トン未満 1 0 トン以上			1 0 トン未満 5 トン以上			5 トン未満 3 トン以上			3 トン未満 1 トン以上			1 トン未満			計		
		隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数			
伊豆大島	岡 田						1	7.30	330	10	44.17	1,432	13	19.45	921	15	10.40	960	39	81.32	3,643	
	泉 津									1	3.36	70	9	13.13	790	6	4.20	390	16	20.69	1,250	
	野 増						1	9.77	110	4	15.60	668	4	7.78	328	7	4.80	330	16	37.95	1,436	
	差木地									6	24.76	440	8	15.75	455	6	3.40	235	21	55.91	1,250	
	波浮港						2	14.10	190	1	4.90	90	2	2.60	90	7	4.30	317	12	25.90	687	
元 町					1	17.00	639	2	16.40	210	3	14.33	418	6	11.56	519	10	7.10	600	22	66.39	2,386
利 島 村							1	7.90	90	7	29.90	1,411	6	12.30	528	1	0.60	60	15	50.70	2,089	
にいじま	新 島				4	54.45	1,851				7	28.88	1,038	10	20.40	886	1	0.40	30	26	137.43	5,602
	若 郷				3	43.00	1,397	3	22.10	270	5	21.47	390	1	1.20	56	1	0.60	30	13	88.37	2,143
	式根島				2	33.37	622	7	50.54	1,153	3	12.88	361	19	33.70	1,283	5	4.20	270	36	134.69	3,689
神 津 島					39	521.24	15,806	42	320.50	11,840	6	25.03	1,175	27	57.96	1,607	1	0.80	47	115	925.53	30,475
三 宅 島					11	145.95	3,199	22	177.61	4,049	12	50.07	1,241	29	42.70	1,556	17	11.72	600	91	428.05	10,645
御 蔵 島 村														23	30.40	1,620	9	7.10	487	32	37.50	2,107
八丈島	三 根				7	105.74	1,690	33	259.85	8,590	4	18.38	828	3	4.3	214	12	4.5	484	59	392.77	11,806
	八丈島				6	81.45	1,330	16	123.57	2,824	7	30.99	500	1	2.21	17	19	8.91	804	49	247.13	5,475
青 ヶ 島 村											5	18.19	479	3	7.8	265				8	25.99	744
小 笠 原 島								29	241.91	11,499	10	44.32	1,375	1	1.70	77	1	0.81	30	41	288.74	12,981
小笠原母島								14	116.43	5,611	6	26.80	1,117				1	0.40	60	21	143.63	6,788
計		0	0.00	0	74	1,014.20	26,654	177	1,401.28	48,563	97	414.03	13,033	165	284.94	11,212	119	74.24	5,734	632	3,188.69	105,196

4 漁業制度と都の漁業

東京都の海域においては、大小様々な操業形態の漁業が営まれている。それらの漁業は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のために、漁業法や水産資源保護法といった国の制度による規制の外、東京都漁業調整規則等、東京都が独自に定めた規則において、漁業許可や漁具・漁法の制限などが規定され、操業が規制されている。

○ 漁業の制度

§ 1 大臣許可漁業等

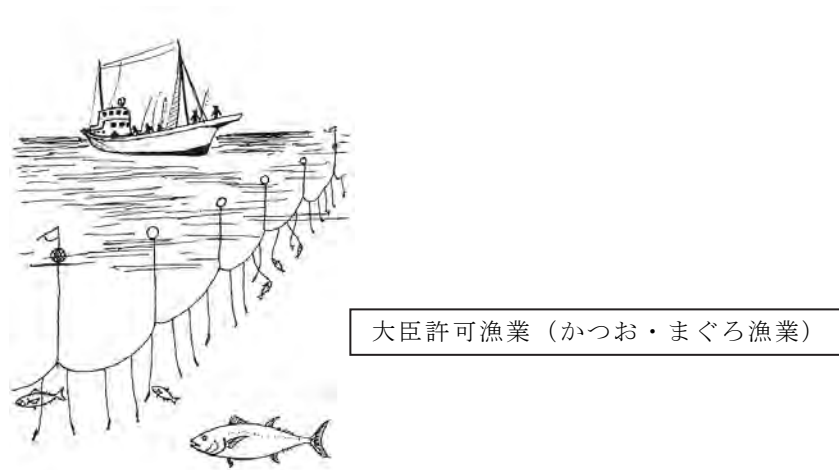
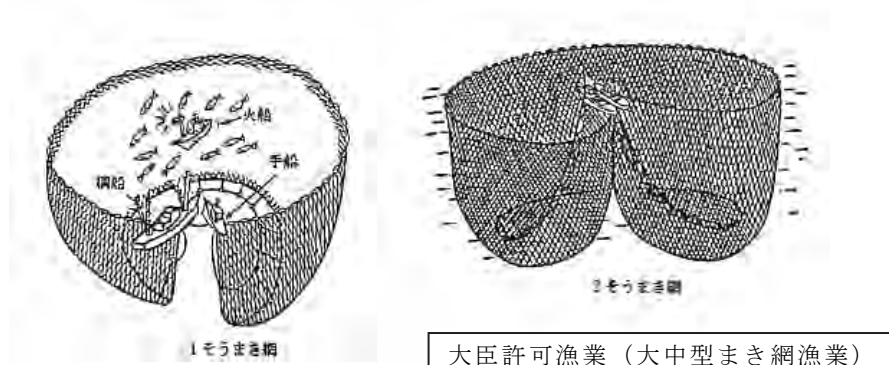
(1) 大臣許可漁業

水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当と認められる漁業について、漁業法第36条の規定に基づき、政令で定められた漁業である。

- ① 沖合底びき網漁業 ② 以西底びき網漁業 ③ 遠洋底びき網漁業 ④ 東シナ海はえ縄漁業
- ⑤ 大西洋等はえ縄等漁業 ⑥ 太平洋底刺し網等漁業 ⑦ 大中型まき網漁業 ⑧ 基地式捕鯨業
- ⑨ 母船式捕鯨業 ⑩ かじき等流し網漁業 ⑪ 東シナ海等かじき等流し網漁業
- ⑫ かつお・まぐろ漁業 ⑬ 中型さけ・ます流し網漁業 ⑭ 北太平洋さんま漁業
- ⑮ ずわいがに漁業 ⑯ 日本海べにずわいがに漁業 ⑰ いか釣り漁業

(2) 届出漁業

- ① 沿岸まぐろはえ縄漁業 ② 小型するめいか釣り漁業 ③ 暫定措置水域沿岸漁業等



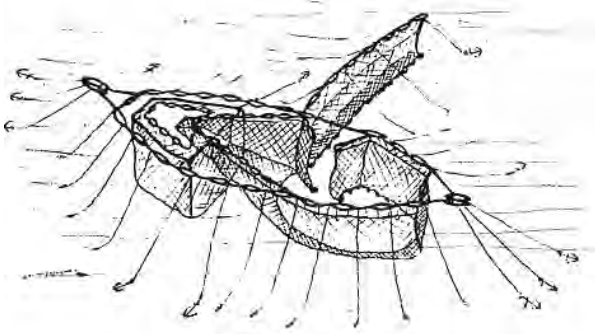
§ 2 知事免許漁業

漁業法第 69 条の規定により、都道府県知事の免許を受けて営む漁業であり、いわゆる漁業権に基づいて営まれる漁業である。

漁業権は、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、次の 3 種類の漁業権が規定されている。

(1) 定置漁業権

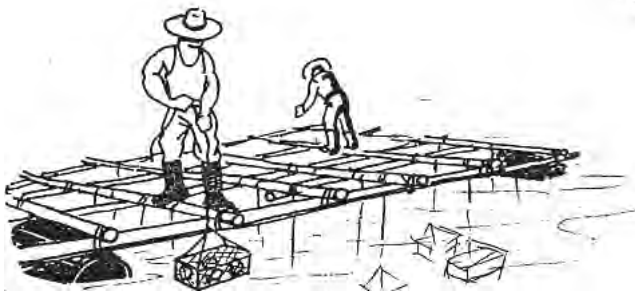
一定の水面に漁具を定置して営む漁業で、主として、水深 27m 以深に漁具を設置する漁業である。



定置漁業（落し網）

(2) 区画漁業権（第一種～第三種区画漁業、特定区画漁業）

一定の区域内で養殖業を営む権利で、その形態等によって 4 種類に区分されている。

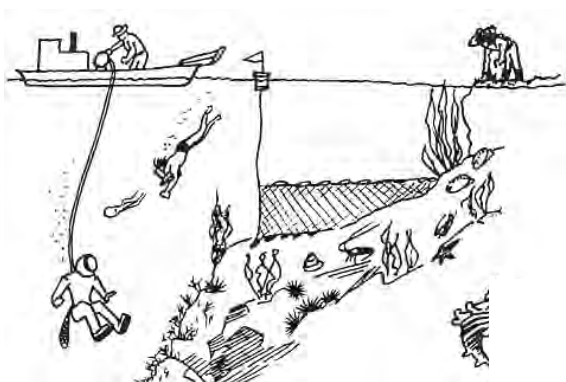


第一種区画漁業（貝類養殖業）

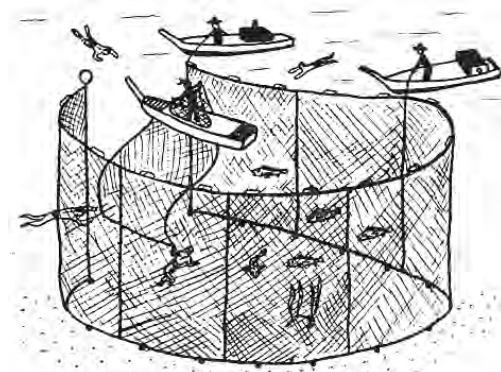
(3) 共同漁業権（第一種～第五種共同漁業）

一定の水面を共同を利用して行う漁業を営む権利である。共同漁業権は、本来自由に行われるべき漁業を、漁業者自ら漁場を管理させるために、漁業協同組合を対象として免許されるものである。

共同漁業権は、その形態等によって 5 種類に区分されている。



第一種共同漁業（採貝藻漁業）



第二種共同漁業（建切網漁業）

§ 3 法定知事許可漁業

都道府県間にまたがる漁業調整の関係等により、統一的に規制する必要がある漁業として、漁業法第 57 条の規定に基づき漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条に規定されている漁業である。

(1) 法定知事許可漁業

- ① 中型まき網漁業 ② 小型機船底びき網漁業 ③ 瀬戸内海機船船びき網漁業
- ④ 小型さけ・ます流し網漁業

(2) 都における法定知事許可漁業

海面：中型まき網漁業（総トン数 5 トン以上 40 トン未満）

内水面：小型機船底びき網漁業（総トン数 5 トン未満）

§ 4 知事許可漁業等

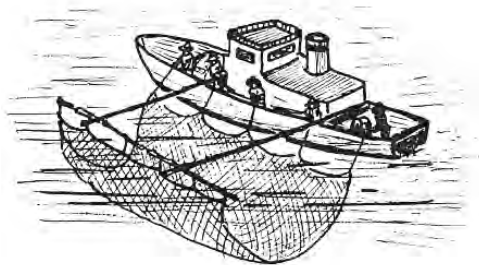
都道府県知事は、漁業法第 119 条の漁業調整に関する命令の規定に基づき、各都道府県の実情に応じて、それぞれ漁業調整規則を定めている。東京都においては、海面において知事許可漁業が東京都漁業調整規則第 5 条に規定されており、内水面においては採捕の許可が東京都内水面漁業調整規則第 4 条に規定されている。

(1) 海面の許可漁業

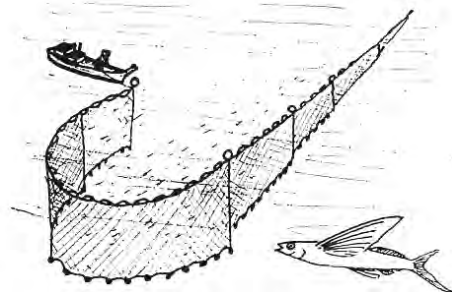
- ① かめ漁業（あおうみがめ対象） ② さんご漁業 ③ 火光利用さば漁業（総トン数 5 トン以上）
 - ④ とびうお流し刺し網漁業 ⑤ とびうお流しまき網漁業 ⑥ いそ魚寄せ網漁業 ⑦ 固定式刺し網漁業（三枚網及び重ね網を含み、内湾を除く。） ⑧ 建て切り網漁業（方言建て網漁業を含む。） ⑨ 四そう張り網漁業 ⑩ 機船船びき網漁業 ⑪ 小型まき網漁業（総トン数 5 トン未満） ⑫ 刺し網漁業（内湾を除く。） ⑬ 棒受け網漁業（総トン数 5 トン以上） ⑭ 底立てはえ縄漁業 ⑮ かつお・まぐろ釣り漁業 ⑯ まぐろはえ縄漁業 ⑰ 底魚一本釣り漁業 ⑱ 底はえ縄漁業
 - ⑲ ひき縄漁業 ⑳ 地びき網漁業 ㉑ 潜水器漁業 ㉒ 小型定置漁業（小笠原に限る）
- （⑮～⑲は総トン数 5 トン以上、小笠原に限る）

(2) 内水面の採捕の許可

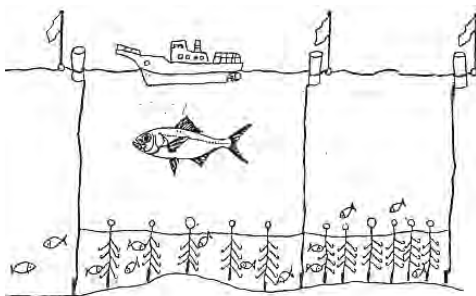
- ① さし網 ② 建干網 ③ 四手網（方言あじ網を含む。）
- ④ ふくろ網 ⑤ 地びき網 ⑥ あゆ瀬張網



知事許可漁業（棒受け網漁業）



知事許可漁業（とびうお流し刺し網漁業）



知事許可漁業（底立てはえ縄漁業）

§ 5 海区漁業調整委員会の指示

海区漁業調整委員会等は、水産動植物の繁殖保護、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決のために必要があると認めるときは、漁業法第 120 条の規定に基づき、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限等、必要な指示をすることができる。

- ①はご釣り漁業 ②うみがめの採捕 ③かにかご漁業 ④浮きはえ縄漁業 ⑤いか釣り漁業
- ⑥そでいか漁業 ⑦火光利用とびうお漁業 ⑧浮魚礁における漁業の制限（八丈海域）
- ⑨釣漁法の制限（いきえさの使用禁止） ⑩底魚・かつお及びまぐろの採捕の制限（小笠原）
- ⑪木更津人工島（通称海ほたる）周辺海域の採捕及び遊漁案内の禁止
- ⑫遊漁者のひき縄釣りによる採捕の制限 ⑬遊漁者のまき餌釣りの制限

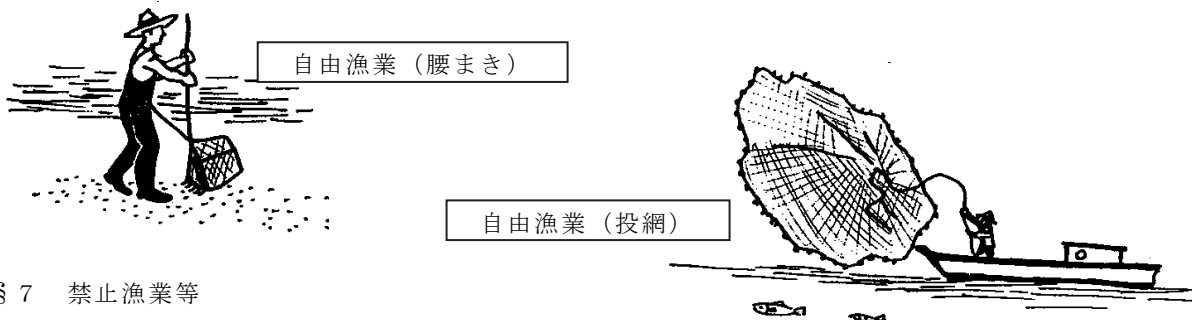
＊ ②、⑨～⑬は遊漁者にも適用される。

また、広域漁業調整委員会は、広域的な見地から水産動植物の繁殖保護等漁業調整上の必要があると認めるときは、漁業法第 121 条の規定に基づき、関係者に対し必要な指示をすることができる。

太平洋広域漁業調整委員会指示 ①沿岸くろまぐろ漁業 ②遊漁者のくろまぐろ採捕の制限

§ 6 自由漁業

漁業関係法令（漁業法、政令、省令、規則、告示、知事規則、委員会指示、水産資源保護法等）により規制されない漁業で、上記 § 1 ～ § 5（漁業権漁業及び許可漁業等）に記載されている漁業以外をいう。



§ 7 禁止漁業等

漁業調整規則で禁止されている漁業等

(1) 東京都の禁止漁業

- ①沖縄式追込網漁業 ②潜水器漁業（小笠原村地先海面に限る。）

(2) 東京都の禁止漁具・漁法

ア 海面

- ①はげびき網（方言だぼ網） ②張切網 ③水中銃（発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの） ④掛なわこぎ（文鎮こぎ及び朝鮮けたを含む。） ⑤ころばし ⑥水中に電流を通じてする漁法 ⑦集魚灯を使用してする漁法（火光利用さば漁業、いか釣り漁業、棒受け網漁業（4 月 1 日～12 月 31 日の期間で銭洲及び大室出しの海域に限る。）及び火光利用とびうお漁業（たも網又は敷網を使用してとびうおを採捕する。）を除く。）

イ 内水面

- ①やな ②張切網 ③なで網 ④三枚網 ⑤びんど又はこれに類似する漁具
- ⑥かい堀 ⑦瀬干 ⑧火光を利用する漁具又は漁法 ⑨水中に電流を通じてする漁具又は漁法
- ⑩水中銃その他弾力を利用して発射する漁具 ⑪がちゃ網（4 月 1 日～6 月 30 日の期間）

(3) その他の禁止行為

都の海面及び内水面における有害物の遺棄漏せつの禁止

§ 8 遊漁者等が使用できる漁具及び漁法

下記の漁具及び漁法以外で水産動植物を採捕してはならない。

- ①竿釣り及び手釣り ②たも網及びさ手網
- ③投網（船を使用しないものに限る。） ④やす及びは具（貝まきを除く。） ⑤徒手採捕
- ⑥ひき縄釣り（ただし、海区漁業調整委員会の承認を受けた大会に限る。）

また、第五種共同漁業権が免許された内水面（河川）においては、知事が認可した遊漁規則に基づいて、遊漁を行うことができる。

東京都の水産
(令和7年版)

令和8年度
登録番号(64)

令和8年7月発行

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部水産課
(所在地) 新宿区西新宿2-8-1
(電話) 03(5321)1111
(内線) 37-411

印刷 会社名 シンソー印刷株式会社
(所在地) 新宿区中落合1-6-8
(電話) 03(3950)7221代表



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

